

令和3年 9月 7日 (火)

# 令和3年河南町議会9月定例会議会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会



令和3年河南町議会9月定例会議会議録

年 月 日 令和3年9月7日(火)

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

|    |    |    |     |     |    |
|----|----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 高田 | 伸也 | 2番  | 松本  | 四郎 |
| 3番 | 河合 | 英紀 | 4番  | 大門  | 晶子 |
| 5番 | 力武 | 清  | 6番  | 佐々木 | 希絵 |
| 7番 | 廣谷 | 武  | 8番  | 浅岡  | 正広 |
| 9番 | 福田 | 太郎 | 10番 | 中川  | 博  |

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

|                          |    |    |
|--------------------------|----|----|
| 町 長                      | 森田 | 昌吾 |
| 副 町 長                    | 城田 | 国昭 |
| 教 育 長                    | 新田 | 晃之 |
| 総合政策部長                   | 辻本 | 幸司 |
| 総務部長                     | 渡辺 | 慶啓 |
| 住民部長                     | 福田 | 新吾 |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長       | 田村 | 夕香 |
| まち創造部長                   | 安井 | 啓悦 |
| まち創造部理事                  | 日根 | 直哉 |
| 総合政策部秘書企画課長              | 森口 | 竜也 |
| 総合政策部危機管理室長              | 木矢 | 哲也 |
| 総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長  | 多村 | 美紀 |
| 総務部副理事兼施設整備担当課長          | 牧野 | 勉  |
| 総務部人事財政課長                | 後藤 | 利彦 |
| 総務部副理事兼契約検査室長            | 谷  | 道広 |
| 総務部副理事兼まち創造部副理事          | 西本 | 伸二 |
| 住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長 | 辻元 | 哲夫 |
| 住民部副理事兼保険年金課長            | 大谷 | 由候 |

住民部 税務課長  
健康福祉部 高齢障がい福祉課長  
健康福祉部 健康づくり推進課長  
まち創造部 地域整備課長  
まち創造部 副理事兼都市環境課長  
まち創造部 農林商工観光課長併農業委員会事務局長

渡辺 恵子  
和田 信一  
中筋 美枝  
藤木 幹史  
大門 晃  
池添 謙司

(出納室)

会計管理者兼出納室長  
(教育委員会事務局)

岩根 有津佐

教・育部長  
教・育部 教育課長  
教・育部 副理事兼こども1ぱん課長  
教・育部 生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長  
教・育部 副理事兼学校給食センター所長

湊 浩  
中海 幹男  
田中 啓之  
森 弘樹  
梅川 茂宏

#### 議会事務局職員出席者

事務局 局長  
課長 補佐

木矢 年謙  
門林 純司

#### 会議録署名議員

10番 中川 博  
1番 高田 伸也

議事日程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1から第21まで

# 令和3年河南町議会9月定例会議

令和3年9月7日（火）午前10時開議

## 議 事 日 程（第1号）

|       |   |    |
|-------|---|----|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  | 7  |
| 日程第2  | 会議期間の決定について   | 7  |
| 日程第3  | 諸般の報告   | 20 |
| 日程第4  | 行政報告  | 23 |
|       | 報告第5号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告<br>について                                   |    |
| 日程第5  | 議案第6号 河南町情報通信技術を活用した行政の推進に関する<br>条例の制定について                              | 31 |
| 日程第6  | 議案第7号 河南町個人情報保護条例及び河南町個人番号の利用<br>及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正<br>する条例の制定について | 42 |
| 日程第7  | 議案第8号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の<br>制定について                                 | 44 |
| 日程第8  | 議案第9号 河南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業<br>の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する<br>条例の制定について   | 52 |
| 日程第9  | 議案第10号 河南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基<br>準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい<br>て          | 52 |
| 日程第10 | 議案第11号 河南町土地改良事業及び農業関係事業分担金条例の<br>一部を改正する条例の制定について                      | 57 |
| 日程第11 | 議案第12号 令和2年度河南町一般会計歳入歳出決算認定につい<br>て                                     | 65 |
| 日程第12 | 議案第13号 令和2年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決  |    |

|       |           |   |    |
|-------|-----------|---|----|
|       |           | 算認定について .....                                 | 65 |
| 日程第13 | 議案第14号    | 令和2年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出<br>決算認定について .....     | 65 |
| 日程第14 | 議案第15号    | 令和2年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認<br>定について .....        | 65 |
| 日程第15 | 議案第16号    | 令和2年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認<br>定について .....        | 65 |
| 日程第16 | 議案第17号    | 令和2年度河南町水道事業会計決算認定について .....                  | 65 |
| 日程第17 | 議案第18号    | 令和2年度河南町下水道事業会計決算認定について .....                 | 65 |
| 日程第18 | 議案第19号    | 令和3年度河南町一般会計補正予算（第4号） .....                   | 70 |
| 日程第19 | 議案第20号    | 令和3年度河南町国民健康保険特別会計補正予算<br>（第2号） .....         | 70 |
| 日程第20 | 議案第21号    | 令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1<br>号） .....           | 70 |
| 日程第21 | 議員提出議案第1号 | 地方自治法第96条第2項に関する条例の全<br>部を改正する条例の制定について ..... | 73 |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和3年河南町議会9月定例会議を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程は、タブレットに送信のとおりです。

それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、10番 中川議員、1番 高田議員を指名します。

○議長（浅岡正広）

日程第2 会議期間の決定についてを議題とします。

去る9月1日に開催されました議会運営委員会の審議結果をタブレットに送信しております。

これにより、本定例会議の会議期間については本日から9月28日までの22日間で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会議の会議期間については、本日から9月28日までの22日間と決しました。

なお、本日は、令和2年度河南町一般会計歳入歳出決算外6つの会計決算について提出がありましたので、監査委員の出席を許可しています。遠藤監査委員、よろしくお願いたします。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

ここで、令和3年河南町議会9月定例会議の開催に当たり、町長から挨拶の申出がありましたので、これをお受けします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

おはようございます。

本日、令和3年河南町議会9月定例会議開催に当たりまして、議員の皆様方にはお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルス感染症の状況でございますが、7月29日に1万人を超えた1日当たりの新型コロナウイルスの国内感染者数が8月13日には2万人を、8月19日には2万5,000人を超え、政府は感染が急速に拡大し医療提供体制も急速に厳しさを増しているとして、8月27日には緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象をさらに追加をいたしました。これによりまして、宣言と重点措置の対象が33都道府県となりまして、47都道府県中7割に達する状況となっております。なお、政府では、地域の状況に応じまして9月12日の緊急事態宣言の期限を2週間程度延長する動きがあるようでございます。

大阪府でも感染拡大に歯止めがかからず、感染者数や入院患者数が3月から6月の第4波のピークを超え、医療提供体制の逼迫が顕著となっております。知事は、非常に厳しい感染状況でピークアウトが見えない、デルタ株の感染拡大威力を見ればさらに厳しくなるという危機感をあらわにしております。

新型コロナウイルス感染症の発症予防、重症化予防に効果があるとされるワクチンの本町における接種状況でございますが、令和3年4月13日に高齢者施設の巡回接種を始めまして、65歳以上の高齢者を対象に5月13日からPL教団錬成会館で、5月18日からすばるホールで、4市町村合同で集団接種を実施いたしました。また、64歳以下の人を対象とした接種でございますが、7月17日からぶくぶくドームで集団接種の開始をいたしております。その結果、2回目の接種を受けた人の割合が、9月1日時点でございますが、65歳以上の方で89.7%、高校1年生相当から64歳以下の方で67.2%となっております。

まだまだ日本国内の新型コロナウイルス感染症への対応は先行きが見えない状況が続いておりますが、住民の皆さんの命と健康を守るため、引き続き全力で取り組んでまいります。

さて、本定例会議にご提案申し上げます案件でございますが、行政報告が1件、条例案件



が6件、決算の認定を求める案件が7件、予算案件が3件でございます。

それでは、その概要を申し述べさせていただきます。

最初に、行政報告でございます。

報告第5号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、令和2年度決算に係る指標の比率を報告するものでございます。

次に、条例案件でございます。

議案第6号 河南町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてでございますが、条例等を根拠とする住民等と河南町間の申請、届出等の行政手続について、書類によることに加え、オンラインでも可能とするための条例を新たに制定するものでございます。

議案第7号 河南町個人情報保護条例及び河南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、引用条項のずれに対応するための改正でございます。

次に、議案第8号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。国が進めております押印の見直しに沿って、本町においても行政手続における住民負担を軽減し、住民の利便性を図ることを目的に、押印を廃止するための改正でございます。

議案第9号 河南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については内閣府令の改正に伴う改正で、議案第10号 河南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については厚生労働省令の改正に伴う改正でございます。どちらの条例改正も、用語の改正のほか、利用者の利便性向上や保育事業者等の業務負担軽減の観点から、電磁的方法による対応を原則認めることとするものでございます。

議案第11号 河南町土地改良事業及び農業関係事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてですが、土地改良法の改正により、農業者の費用負担によらず土地改良事業を実施することができる農地中間管理機構関連農地整備事業が創設されたこと等による改正でございます。

次に、決算の認定を求める案件でございます。

議案第12号から議案第18号までは、令和2年度河南町一般会計歳入歳出決算外6つの会計

決算について、監査委員の審査意見を付しまして認定をお願いするものでございます。

令和2年度は、前武田町長の急逝に伴いまして骨格予算としてスタートいたしました。私が町長に就任し、新型コロナウイルス感染症対策の予算を同年5月に追加するとともに、6月の定例会議におきまして肉づけ予算を編成したものであります。就任早々、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出、大阪府モデルのイエローステージの対応方針に基づく要請を受け、町主催の会議・イベント等の中止、町の事業の縮小、町立小中学校を含め全国一斉の臨時休業、職員の勤務体制の変更などの対応を余儀なくされることとなりました。

そして、国庫補助金を財源として学校給食費の半額助成や、特別定額給付金、10万円給付でございますが、などの各種給付金事業のほか、各施設の感染症対策に係る自動検温装置などのほか、小中学校などの体育館に移動式クーラーの設置を行いました。また、令和3年度から始まるワクチン接種に向けての準備作業などに取り組む1年となりました。

そのような中であっても、令和元年度から作業を進めておりましたまちづくり計画ですが、まちづくり会議の答申を受け令和3年3月に策定いたしました。この計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とするもので、町の最上位計画となるものであります。新しいまちづくりのキーワードを「あそびがある」「なじみやすい」「はぐくめる」の3つとし、まちづくりの目標に掲げる「来てよし、住んでよしの『あ・な・ば』かなんの実現に向けて、住民、事業者の皆さん、議会の皆様と手を携えながらまちづくりに取り組んでまいります。

令和2年度は第四次総合計画の最終年度でありましたので、主な決算の概要につきまして第四次総合計画の施策体系に基づき申し述べさせていただきます。

まず、第1章「一人ひとりが輝くまちづくり」であります。

人権尊重・平和の推進では、河南町人権を守る会などと連携を図り、啓発冊子の作成などの人権啓発に努めるとともに、人権相談事業などを実施いたしました。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、平和を考える町民の集い及び平和・人権バスツアーは中止をいたしました。

また、男女共同参画社会の実現では、男女が個人として尊重される社会の実現を目指すべく、男女共同参画ニュースの発行や啓発講座、女性・人権相談などを開催いたしました。

国際交流の推進では、引き続き英語指導助手を小学校に2人、中学校に1人配置し、英語教育の一層の充実に努めております。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中学生の海外学習事業やイングリッシュキャンプは中止をいたしました。

生涯学習の支援、文化・芸術の振興につきましては、大阪芸術大学との共催による講座やぷくぷくサンデーコンサートは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止いたしました。公民館におきましては、感染防止対策に万全を期した上で「世界遺産・日本遺産を楽しく学ぼう」や藍染め教室などの各種講座を実施いたしました。図書館においては、蔵書の充実に加え、赤ちゃんとその保護者に絵本などを配布するブックスタート事業等に取り組みました。

スポーツ・レクリエーション活動の推進でも、新型コロナウイルス感染拡大防止のため各種スポーツ教室やかなんびあのプール開放を中止いたしました。国の地方創生臨時交付金を活用いたしまして総合体育館の空調設備の改修を行いました。

情報化の推進につきましては、事務処理や会議の効率化を進めるため、議会及び職員が利用する無線ネットワークを構築するとともに、議会においては、タブレット端末や議会資料共有システムの導入より、議会のペーパーレス化を行いました。

情報システムクラウド化事業では、豊能町、千早赤阪村、河南町の3町村に令和3年3月から島本町が加わりまして、4町村でクラウドシステムを運用し、コスト削減、業務の継続性や事務効率向上を図っています。

心豊かなコミュニティの形成につきましては、親世帯と同居・近居する場合に住宅取得やリフォーム費用の一部を助成する三世帯同居・近居支援事業では、住宅取得で17件、住宅改修で9件の助成を行いまして、合わせて41人が転入をされております。また、北加納地区集落センターの屋根防水・外壁改修工事に加え、持尾地区集落センターの冷暖房機設置のための補助を行いました。

次に、第2章「子どもたちの笑顔あふれるまちづくり」です。

令和2年度は、令和2年3月に策定しました第2期河南町子ども・子育て支援計画の初年度に当たりますが、今後も、豊かな自然の中、子供たちの元気な声と笑顔があふれ、子育てしやすいまちづくりの実現を目指します。

子育て支援の充実では、令和2年4月に中村小学校跡地に河南町立中村こども園が開園いたしました。これにより、幼児教育・保育を一体的に運営する公立、私立の認定こども園2園体制が整いました。さらに、第2期工事といたしまして中村こども園に自然木総合遊具設置工事等を行いました。なお、新型コロナウイルス感染拡大により、4月から2か月間にわたり幼稚園部門の休園を余儀なくされる状況となりました。

医療費助成では、ひとり親及び高校生までの子ども医療費の助成を実施するとともに、19歳から22歳到達年度末までを対象としたかなん医療・U-22につきましては、広報、ホーム

ページの事業PRのほか大阪芸術大学のPRなどによりまして、毎月の申請者数が前年度に比べ1.5倍と大きく伸びました。

また、子育てセンターおやこ園での子育て教室・遊びの教室、かなんぴあ、ぼけっとルームでの就学前児童一時預かり事業など子育て支援に努めるとともに、心理相談員を配置し、こども園の巡回指導や心理相談、フォロー教室の開催、発達検査の実施のほか、子供たちや保護者からの相談等、そのサポートの充実を目指すべく子ども家庭総合支援センターを総合窓口として対応しています。さらに、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とした町内2か所の放課後児童クラブの運営を支援いたしました。また、医師会及び医療機関のご協力により、夜間及び休日等の小児救急を行ってまいりました。

母子保健事業では、令和2年度から移動式赤ちゃんの駅貸出事業及び多胎妊娠の妊婦に対する健康診断費用助成を実施いたしました。なお、新型コロナウイルス感染症対策事業といたしましては、妊娠届出時に妊婦にマスクを配付いたしました。

また、児童がいる世帯への経済支援として児童手当受給者に対し児童1人当たり1万円を、児童扶養手当受給世帯等へ1世帯当たり3万円の給付をするとともに、高校生の生活支援のため1人当たり3万円のクオカードを、3歳から5歳児及び保育施設職員に対し1人当たり3枚の夏マスクを支給いたしました。また、中村こども園の体育館に移動式クーラーを設置いたしました。

教育の充実でございますが、4月7日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出され、併せて4月8日から5月31日までの間、小中学校を臨時休業といたしました。その間、家庭との連絡体制強化を目的に各校2台の携帯電話を配置し、児童生徒の状況確認等を行いました。また、休業期間中の学習のために、4月13日から新学年の教科書とともに課題等を作成し、配付いたしました。さらに、児童生徒と学校とのつながりのため、各学校のホームページを活用し、日々更新した教員からのメッセージ等を配信するとともに、各校に相談用のメールアドレスを設けました。また、臨時休業の影響を受け、ジュニア防災検定事業、読書感想文コンクール事業、かなん子ども科学賞展事業は実施できませんでした。全ての児童生徒の1人1台端末等のICT環境を整備し、個々に応じた教育を行い、学習活動の一層の充実を図るため、1,170台のパソコンを整備いたしました。令和3年度以降、これらのICTを教育現場で活用していくために、各学校から選出した教職員等において組織するICT推進委員会を設置し調査研究等を行っていくとともに、教職員に対する研修等を行

っていくこととしています。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策事業として、小中学校の児童生徒及び教職員への夏マスクの配付や、サーモグラフィーカメラなどの機器や手指消毒用のアルコールなどの物品を各小中学校に配備するとともに、コロナ禍での熱中症対策として小中学校の体育館への移動式クーラーの設置を行いました。また、学校施設のハード整備として、かなん桜小学校のプール槽の改修工事、近つ飛鳥小学校防火扉等の改修工事を行いました。

家庭と地域における教育機能の充実として、いじめや虐待などの暴力から子供を守るため、小中学校におきましてCAP事業を引き続き実施いたしました。また、放課後や週末に地域の方々の協力を得て、小学校や公民館などでプログラミングや科学教室などのいろいろな学習や体験などの機会を提供する放課後子ども教室を実施いたしました。

青少年の健全育成として青少年指導員連絡協議会などと連携して実施していたあそびの広場は、新型コロナウイルス感染防止のため中止いたしましたが、子どもの読書活動推進のため、小学校を対象としたブックトークや巡回学級文庫を引き続き実施いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、小学校の臨時休業による放課後児童クラブ支援事業、小中学校給食費の半額を助成する学校給食臨時助成事業、その他、学校給食臨時休業支援事業を実施いたしました。

次に、第3章「安全で安心して暮らせるまちづくり」です。

福祉の充実につきましては、地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会やボランティア等と連携、協働しながら、みんなで支える安全・安心の地域社会づくりに取り組みました。その中核となるべき社会福祉協議会が行うラクチンライフサポート事業、小地域ネットワーク活動推進事業、ボランティア活動推進事業等に対し支援を行うとともに、地域の要支援者の自立生活の支援を目的としたコミュニティソーシャルワーカー配置事業などの利用補助を行いました。なお、新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、町在住及び町内施設の保育従事者に対しまして1人当たり2万5千円の応援給付金を支給いたしました。

高齢者福祉の充実につきましては、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とする第8期河南町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定いたしました。本計画を踏まえまして、高齢者が可能な限り健康で自立した生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

令和2年度におきましては、引き続きいきいき百歳体操の地域への普及に努めるとともに、生活習慣病予防、介護予防事業を実施いたしました。また、長く元気で自立した生活を送れ

るよう、包括的に認知症ケア体制の構築を図り、認知症地域支援推進員を配置するとともに、早期診断、早期対応する認知症初期集中支援チームを設置することで、ネットワークや相談事業、相談支援体制の構築を図る総合支援事業に取り組みました。

さらに、高齢者が地域で生活しやすい環境を実現するため、生活支援コーディネーターを設置し、高齢者の生活支援、介護予防サービスのための体制整備に努めました。

なお、老人クラブ大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止いたしました。また、新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、高齢者の生活支援のため、65歳以上の方へ1人当たり5千円の商品券を配布いたしました。

障がい者福祉の充実につきましては、令和3年度から令和5年度の3か年を計画期間とする河南町第6期障がい福祉計画を策定いたしました。この障がい福祉計画は、障がい者施設全般に関する基本的な方向を示す障がい者計画の実施計画的な性格を有するもので、今後はこれらの計画を指針として適切な福祉サービスの提供を行うとともに、障がい者の自立支援を図るため、日常生活用具の給付、補装具の交付・修理、地域生活支援などの諸事業を実施してまいります。

なお、障がい者ふれあいスポーツ大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止いたしました。また、新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、重度障がい者の生活支援として1人当たり2万円の給付をするとともに、令和3年3月2日から春休み前日まで追加で利用した放課後デイサービス費用の給付を行いました。

保健・医療の充実につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため春の集団健診を中止し、規模を縮小して12月に実施いたしました。平成30年度に策定いたしました「健康かなん21（第二次）後期計画・第三次河南町食育推進計画・河南町いのち支える自殺対策計画」に沿って各種保健事業等を実施いたしました。

健康診査では、医療機関健診でのCT検査による肺がん検診を実施いたしました。また、保健予防として、各種予防接種に加え令和元年度から抗体値の低い年齢層の男性を対象として風疹の予防接種を開始いたしました。令和2年度は48歳から58歳の男性1,079人に対し抗体検査のクーポン券等を送付し、そのうち168人が抗体検査を受けられ、抗体値が低い男性32人に予防接種を実施いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、総合保健福祉センターの空調設備の改修及び農村環境改善センターのトイレの改修を行いました。さらに、令和3年度のワクチン接種の接種券の印刷等の準備作業に着手いたしました。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療保険では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った被保険者に対して保険料の減免を行うとともに、就労できなくなった被用者について傷病手当を支給する制度を設けました。介護保険についても、同様の保険料の減免を行いました。

災害・危機に強いまちづくりの推進ですが、災害の発生が差し迫ったときの情報が地域の皆様に行き届くよう、防災行政無線のデジタル化に向けた整備工事に着手いたしました。災害発生時の現場の状況確認や平時の取材、営繕業務に活用するためドローンを購入し、教職員が操縦技能を習得いたしました。今後は、運用規定に従って活用したいと考えております。

令和元年度から繰越事業となりましたが、町ハザードマップを作成し全世帯に配布いたしました。また、長坂、寺田、寛弘寺の3地区について地域版ハザードマップを作成し、各地区全世帯に配布をいたしました。なお、防災訓練は新型コロナウイルス感染症の影響により中止をいたしました。

防犯対策として、町が設置する防犯カメラのほか、地区が新たに設置した8基の防犯カメラに対し設置費用を補助するとともに、防犯カメラの電気代、営繕費用の補助をいたしました。また、青色回転灯防犯パトロール車の地域への貸与や活動費助成を通じて、地域ぐるみの防犯体制の強化を図りました。さらに、災害時の新型コロナウイルス感染症防止対策に活用するため、希望する世帯に防災バッグを配布いたしました。

消防・救急体制の充実として、常備消防業務の高度化・専門化、住民サービスの向上のため富田林市へ消防事務委託をしておりますが、より適切な運営が図られるよう富田林市消防本部と連絡を密にしております。非常備消防につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、本町の消防団の出初め式並びに大阪府消防大会が中止になりました。

消費者保護と雇用対策の充実につきましては、消費者相談や就職困難者等を対象とする求人情報の提供を行いました。また、例年実施しております企業説明会、面接会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。

次に、第4章「快適な生活基盤の充実したまちづくり」です。

快適な道路の整備ですが、大阪南部の高速道路空白地域に高速道路の整備を実現するため、大阪南部高速道路事業化促進協議会を通じて国・府に対し要望活動を実施してまいりました。集落内道路改修事業につきましては、各地区の町道の補修及び改修を行いました。また、橋梁長寿命化事業といたしまして、4橋の修繕実施設計及び2橋の橋梁修繕工事を実施いたしました。

地域公共交通の利便性の向上につきましては、令和2年度も地域公共交通運行の評価、検証を行い、地域の皆様に愛される交通システムになるよう努めましたが、緊急事態宣言が発出され不要不急の外出を避けていただきたいと住民の皆さんに呼びかけていた行動が着実に取り組まれた結果、地域公共交通の利用者が減少いたしました。

安定的な水の供給につきましては、これまで進めてまいりました大阪広域水道企業団との統合について、令和2年度末で河南町水道事業を廃止し、令和3年4月1日から大阪広域水道企業団での経営となり、全ての資産、負債等を引き継ぎました。

水道料金につきましては令和4年度から引き上げることといたしましたが、令和4年度につきましては改定率を半分とすることとし、河南町新型コロナウイルス感染症対策基金として5千万円の基金を創設いたしました。

下水道の整備につきましては、白木地区の管渠の整備を行うとともに、大宝地区では長寿命化計画に基づき、老朽汚水管の布設替え及び管更生を行いました。また、下水道ストックマネジメント計画に基づき、さくら坂地区のマンホール蓋の調査、東山、一須賀地区のマンホールポンプ場の改築、更新を実施いたしました。

河川の整備では白木地内で準用河川天満川の護岸工事を行いました。

交通安全対策の充実につきましては、令和元年度に引き続き、町道中村金剛山線整備事業として道路拡幅や歩道設置工事を行いました。

次に、第5章「美しい水とみどり豊かなにぎわいのあるまちづくり」です。

みどりの保全と創造につきましては、大宝地区、さくら坂地区内の公園の遊具の更新並びに大ヶ塚公園にソーラー電波時計の設置を行いました。なお、かなん桜まつりにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止をさせていただきました。

環境保全・美化推進につきましては、大阪府とも連携しながら土砂埋立て等の適正化などによる災害の防止及び生活環境の保全の観点から、美しいまち河南の実現のため啓発に努めました。

資源循環型社会の形成につきましては、各施設の温室効果ガス削減をはじめとする環境対策に努めました。また、自然エネルギーの活用推進を図るため、引き続き、7基の住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を実施いたしました。

美しく魅力的なまちの形成につきましては、町の豊かな自然や歴史、文化的な景観を活用するために、引き続き、ダイヤモンドトレール、弘川寺歴史と文化の森の維持管理委託や岩橋山登山道の環境整備を行いました。



良好な住環境の整備につきましては、本町でも増加している空き家対策に取り組むための空き家バンクを令和元年度に引き続き実施いたしました。また、計画的な都市基盤や住環境の整備の指針となる都市計画マスタープランの策定に向け、令和元年度に取り組んでおりましたが、パブリックコメントを経て令和2年度にマスタープランを策定いたしました。令和3年度以降、マスタープランに基づき、より一層良好な住環境の整備に取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、商工業者の振興の発展のため富田林商工会への助成を行いました。新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、町内の加盟店舗で利用できる3千円分の電子地域通貨を19歳から64歳の方に配布いたしました。また、大阪府の休業要請を受けた中小企業、個人事業主に対し、府と市町村共同で法人100万円、個人50万円を支給するとともに、さらに、府の休業要請支援金の対象にならなかった事業者で国の持続化給付金の対象となった事業者に対しまして10万円を支給いたしました。

農林業の振興ですが、有害鳥獣による農作物被害を未然に防止するため、農地所有者の行った防除対策への補助を行いました。なお、例年実施しております農業フェアにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。

土地改良事業では、北加納、南加納及び寺田地区並びに長坂地区における従前地調査及び換地計画案の作成を行いました。

その他でございますが、口座振替推進事業として、町税等の口座振替を新たに申し込まれた人の中から抽せんで記念品を贈呈するキャンペーンを実施し、673件の新規加入をしていただきました。また、平成29年度まで中央公民館・図書館として活用しておりました旧役場庁舎解体撤去の実施設計を行うとともに、庁舎のトイレ改修の実施設計を行いました。

新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、国の特別定額給付金の対象とならない令和2年4月28日以降に出生した新生児にも子育て応援特別定額給付金10万円を給付いたしました。また、水道基本料金につきましては、基本料金を4か月間全額免除いたしました。さらに、第1回目の緊急事態宣言に合わせまして、4月9日から5月6日までの間役場の勤務体制を分散勤務とするとともに、庁舎にはカウンターに窓口用アクリルパネルを、各入り口にはサーモグラフィカメラ等を設置いたしました。

以上、令和2年度決算に関連いたします事業の概要を説明させていただきましたが、この結果、一般会計では歳入78億4,432万円、歳出77億2,346万円、差引き1億2,086万円となっております。ここから繰越財源2万円を差し引きまして、実質収支は1億2,084万円となつ

ております。このうち、地方財政法に基づきまして6,500万円を財政調整基金に積み立て、残額5,584万円を令和3年度へ繰越しいたしております。

歳入決算額は、前年度に比べ13億1,660万円の増となっております。その主な要因は、町債が6億6,666万円の減、繰入金が8,513万円の減となった一方、新型コロナウイルス感染症対策事業など国庫支出金が19億5,531万円の増、地方交付税が7,667万円の増となったことなどによるものでございます。

歳出決算額は、前年度と比べ12億7,500万円の増となっております。その主な要因は、民生費が5億1,560万円の減、土木費が1億1,198万円の減となった一方、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金給付事業15億5,845万円の増により、総務費が15億9,907万円の増、教育費が8,579万円の増となったことなどによるものでございます。

次に、予算の繰越しでございますが、町防災行政無線整備事業など3事業1億8,577万円を繰り越すとともに、2万円を繰越財源として令和3年度に繰越しさせていただきました。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入18億2,115万円、歳出17億5,967万円、差引き6,148万円を翌年度へ繰越しさせていただいております。

後期高齢者医療特別会計では、歳入2億9,679万円、歳出2億9,310万円、差引き369万円を翌年度へ繰越しさせていただいております。

介護保険特別会計では、歳入16億4,780万円、歳出15億6,153万円、差引き8,627万円を翌年度へ繰越しさせていただいております。

土地取得特別会計は、歳入、歳出とも223万円となっております。

水道事業会計は、令和3年4月1日から大阪広域水道企業団と統合しており、今回が最後の決算となります。収益的収支、税込みでございますが、収入5億1,985万円、支出5億9,326万円、差引き7,341万円の赤字となりました。資本的収支では、収入24万円、支出7,355万円、差引き額7,331万円の不足が生じておりますけれども、これにつきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填をさせていただきました。

最後に、下水道事業会計でございます。収益的収支税込みでございますが、収入4億6,037万円、支出4億6,001万円、差引き36万円の黒字となりました。資本的収支では、収入1億9,893万円、支出3億1,889万円、差引き額1億1,996万円の不足が生じておりますけれども、これにつきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填をさせていただきました。

以上、令和2年度の各決算概要について申し述べました。

令和2年度末の地方債残高でございますが、一般会計で63億360万円、水道及び下水道事業会計を含む全会計で98億4,752万円となりました。前年度に比べ、一般会計で2億1,943万円の減、全会計で3億8,670万円の減となりました。

次に、基金ですが、一般会計に属する基金の現金は24億8,014万円で、前年度に比べ2,319万円の増となりました。基金全体では26億9,943万円となりました。

財政の厳しい中、国・府の動向を注視しながら、最少の経費で最大の効果が得られるように今後ともより一層適正な予算執行に取り組むとともに、公正で公平な税の負担という見地から税等の一層適正な徴収に努めてまいる所存であります。

議員の皆様方におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りたくお願いする次第でございます。

次に、予算案件でございますが、議案第19号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第4号）につきましては、令和3年4月から実施しております新型コロナワクチン接種が終盤になり、富田林医師会に対する委託料がほぼ固まってまいりましたので計上させていただくものでございます。財源としましては、全額国庫支出金で対応させていただいております。また、河南公共交通活性化事業の債務負担行為につきましても計上させていただいております。

議案第20号 令和3年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、国民健康保険料の減額でございます。その財源といたしまして、前年度繰越金で措置させていただいております。

議案第21号 令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護報酬改定等に伴うシステムの改修費及び介護給付費負担金など国・府等の負担金等の返還金でございます。その財源としまして、国庫支出金や前年度繰越金などで措置させていただいております。

以上、本定例会議に提案させていただきました議案の概要についてご説明をさせていただきましたが、詳細につきましては後ほど担当者がご説明をいたします。

ご審議の上、原案どおりご可決、ご認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第3 諸般の報告を議題とします。

監査委員から、6月から7月までの例月出納検査の結果報告と令和2年度河南町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに上下水道事業会計決算に関する審査結果報告がありましたので、タブレットに送信しています。いずれも適正に処理されていたという内容でした。監査委員、議会選出監査委員におかれましては、大変お疲れさまでした。

続いて、令和3年第2回南河内環境事業組合議会定例会の報告を求めます。

中川議員。

○10番（中川 博）（登壇）

それでは、令和3年8月16日、第2回南河内環境事業組合定例会の報告をさせていただきたいと思います。その内容につきましてご報告を今から申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から委員会の開催結果として、提出議案の取扱いや会期など確認事項の報告がございました。また、事務局から各施設における基幹的設備改良事業の進捗状況、令和2年度一般会計決算の特徴などについての説明がございました。

本会議では、以下の提出議案が審議されました。順に申し上げますと、1、報告第2号「組合議会議員の異動について」は、富田林市から南方泉議員、伊東寛光議員、草尾勝司議員、田平まゆみ議員が、大阪狭山市から久山佳世子議員、松井康祐議員が、千早赤阪村から藤浦稔議員が新たに就任された報告でございました。

2、同意案第1号「南河内環境事業組合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて」は、組合公平委員会委員3名のうち、北川和郎氏、瀬木千佳氏の任期が満了となることから、両氏を適任と認め再任するもので、原案どおり同意されました。

3、承認第2号「令和2年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて」は、昨年6月、第1清掃工場火災事故に伴う復旧更新工事に係る変更契約を含む契約額の確定とともに、竣工後、建物総合保険の加入先である全国市有物件災害共済会が災害共済金の額を確定されたことから、工事請負費並びにその財源について所要の措置を講ずるため歳入歳出予算を8,347万9千円減額するほか、地方債の限度額を減額変更する補正について令和3年3月16日付専決処分したもので、原案どおり承認されました。

4、議案第5号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、富田林市において、行政サービスを向上させる一環として押印を原則廃止とするため関

係条例の一部を改正されたことから、組合も準じて改正するもので、原案のとおり可決されました。内容は、別記様式で定める宣誓書の押印欄の削除及び所要の文言修正を行うものでございます。

5、議案第6号「令和3年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）について」は、本年4月1日付の人事異動等に伴います人件費の補正として、歳入歳出それぞれ31万4千円を追加し、予算総額を39億5,588万7千円とするもので、原案どおり可決されました。

6、監査報告第2号「例月出納検査の結果報告について」は、監査委員から令和2年度1月から5月分及び令和3年度4月から6月分の例月出納検査の結果が報告され、特に問題はなかったとのことでございました。

7、認定第1号「令和2年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算について」は、歳入総額39億9,990万4,880円、歳出総額38億7,670万8,442円の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付されたもので、原案どおり認定されました。

なお、この議案に関する主な質疑及び要望は以下のとおりでございました。

まず、昨年6月の第1清掃工場火災事故に関連して、その後発生した火災事故等について質疑があり、ここ1年で第1清掃工場及び第2清掃工場合わせて11回のごみの発火を確認し、うち4回の発火原因がリチウムイオン電池であったが、火災検知器や散水ノズルの増強などの再発防止対策を施したことによる効果があり特段の被害はなかったが、職員は日々緊張感を持って施設運営に当たっていると回答がありました。なお、火災の原因となるリチウムイオン電池などの分別について、今後も構成市町村と協力しながら住民の方々への周知を努めるように要望がございました。

次に、これは私の質問でございましたけれども、組合でのCO<sub>2</sub>削減の取組は重要であり、国においても脱炭素社会の実現または地球温暖化対策が加速度的に進んでおり、そのような中、清掃工場から排出されるCO<sub>2</sub>を分離回収し有効活用されている佐賀市の取組の紹介があり、これらの国の方向性の対応及び佐賀市のような取組の質問があり、組合から、国の施策に基づき地球温暖化対策実行計画を推し進めているが、ごみ焼却によるCO<sub>2</sub>排出量が計画より減少しておらず、今後も市町村と協力しごみの減量に努めるとともに、現在施工している基幹的設備改良事業においてCO<sub>2</sub>削減に取り組んでいること、また、佐賀市のような先進的な事例については今後研究していくとの回答があり、地球温暖化防止のため全ての事業が努力する必要から、組合においても取り組まれるよう要望がございました。

以上、簡単ではございますが、これをもちまして令和3年第2回南河内環境事業組合議会

定例会の報告とさせていただきます。

また、必要な方は詳しい資料を議会事務局に置いてありますので、後ほど確認してください。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

南河内環境事業組合議会定例会の報告が終わりました。

中川議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

次に、私から大阪広域水道企業団議会の報告を行います。着座にて失礼します。

去る7月30日に令和3年第2回大阪広域水道企業団議会7月臨時会が開催されました。その内容についてご報告申し上げます。

本会議前に1部の議員全員協議会が開催され、提出議案の取扱いや会期などの確認が行われました。本会議で審議されました案件について順に申し上げますと、まず、議長の選挙が行われ、指名推選により私、浅岡正広を選任されました。続いて副議長の選挙を行い、指名推選により茨木市の上田光夫議員が選出されました。

続いて、令和2年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書、令和2年度大阪広域水道企業団工業用水事業会計予算繰越計算書の2件の報告がありました。

続いて、大阪広域水道企業団議会議員の派遣の件が提出され、原案のとおり可決されました。内容は、大阪広域水道企業団村野浄水場の調査、視察を行うものです。

以上が臨時会の内容であります。

その後、引き続き2部の議員全員協議会が開催され、令和2年度の議会に引き続き、議員定数等調査委員会を開催し、協議を継続することに決定しました。内容は、現在33議席ありますが、構成団体の大多数から1団体1議席の要望があり、前年度に引き続き検討協議を行うものです。河南町議会といたしましても、1団体1議席を前提に、公平性の観点から格差是正のために大規模団体にも配慮できる議席配分を提出する必要がありますので、議員各位から改めてご意見をいただく機会を持ちたいと思っております。

報告は以上です。

続きまして、先日8月20日に開催しました貝塚市議会からの行政視察についての報告です。

先日、8月20日に開催しました貝塚市議会議会改革検討会からの行政視察ですが、主な内容として本町議会のタブレット導入に伴うペーパーレス会議のシステムについてでありました。当日、貝塚市議会からは谷口議長をはじめ総勢13名、本町議会から大門副議長、中

川議会改革特別委員会委員長、同じく松本副委員長、そして私の5名、事務局2名、また理事者側からは、渡辺部長をはじめ関係部署より応援に入ってくださいました。さらに、城田副町長からは本町の紹介を交えたご挨拶も頂戴いたしました。

お話によると、貝塚市では現在新庁舎を建設中であり、完成を機にタブレット等の導入をお考えとのことで、よりよいIT社会を貝塚市に取り入れ、熱心な思いが伝わってきました。今回の視察がお役に立てることを願うものです。参加していただきました皆様、大変お疲れさまでした。

以上です。

ここで10分間の休憩を取ります。

休 憩（午前11時00分）

~~~~~

再 開（午前11時10分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第4 行政報告を議題とします。

報告第5号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての行政報告を求めます。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、タブレット端末の958、令和3年8月31日議案送付、9月定例の中の議案一式、01、令和3年河南町議会9月定例会議資料をお開きいただきたいと思います。

24ページをお願いいたします。

報告第5号

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和3年9月7日提出

河南町長 森 田 昌 吾

次ページに監査委員さんの意見書を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思  
います。

戻っていただきまして、1、健全化判断比率の4つの指標につきまして順次説明をさせて  
いただきます。

まず、1つ目は実質赤字比率でございます。

この比率につきましては一般会計と土地取得特別会計の単年度の赤字割合を示すもので  
ございまして、令和2年度の決算では、実質収支が1億2,084万1千円で黒字決算となりまし  
たので、バー、なしということになります。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この比率につきましては一般会計、土地取得特  
別会計以外の3つの特別会計、すなわち国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、  
介護保険特別会計と水道事業会計及び下水道事業会計を含めた連結決算、いわゆる町全体に  
おける単年度の赤字割合を示すものでございます。3つの特別会計につきましてはどれも赤  
字決算ではなく、また水道事業会計及び下水道事業会計につきましては、流動資産から流動  
負債のうち建設改良費等に係る企業債等を控除した額を差し引いた連結の対象となる資金不  
足とはなりませんので、こちらのほうにつきましてもバー、なしということになりま  
す。

次に、3つ目の実質公債費比率でございます。

この比率につきましては、標準的財政規模に対する実質的な公債費の割合を示す指標で、  
3か年平均で算定いたします。本年度は5.9%で、前年度の5.7%から0.2ポイント上昇して  
おります。これは、主に一般会計の元利償還金が増加したことによるものでございます。

最後に、4つ目、将来負担比率でございます。

この比率は、標準財政規模に対しまして将来負担すべき実質的な負債額の割合を算出する  
ものであります。本年度は15.9%で、前年度の25.0%から9.1ポイント下がっております。  
地方債の残高の減少に伴い将来負担額が減となったため、比率が改善したものでございま  
す。

続きまして、下の表の2、資金不足比率でございます。

この比率は、公営企業の資金の不足割合を表す指標であります。本町では水道事業会計及  
び下水道事業会計が対象となります。先ほどの連結実質赤字比率でもご説明させていただきました  
ましたが、それぞれの会計におきまして資金不足がございませんでしたので、この指標につ  
きましてもバー、なしということになります。



以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

行政報告が終わりました。

これより質疑を行います。

力武議員。

○5番（力武 清）

まず、タブレットの9ページなんですけれども、決算から財政構造が図表と棒線グラフと折れ線グラフで出されております。その中からの質問なんですけど、総支出額7,723万円で前年比1,278万円、19.8%と大幅に増加して、義務的経費は215万円、7.7%の増加となっております。また、逆に投資的経費はマイナスの7億8,400万円、65.9%と大幅に減っていることが伺われます。この要因は何であったのかということと、また、投資的経費が減ったことの要因と、このことによってどんな影響があったかということをもっとお伺いします。

2つ目に、タブレットの10ページなんですけど、経常収支バランスがうたわれております。本町は、5年間の推移を見ますと91%前後と推移しています。府内市町村が95%前後で推移しておりますけれども、4ポイントほど本町のほうが弾力性に富んでいるかと思うんですが、この点の評価をお伺いしたい。

次に、タブレット11ページ、財政健全化比率についての表なんですけど、ここのところで基準財政規模が前年対比で171万円、4.3%伸びております。実質公債費比率は5.9%と府内市町村に比べて低い水準値になっておりますけれども、この評価はどのようにされているか、まず3点お伺いしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

まず、9ページ目のところの義務的経費と投資的経費の話なんですけれども、令和2年度で7億2,300万円ということで大きな数字になっているのは、先ほどの説明でありました特別定額給付金で1人当たり10万円を給付した事業、それが約15億円、地方創生臨時交付金で3億5千万円と、そういった内容のコロナ関係の部分がございましたので、総額の事業費が増えております。

義務的経費が前年度より増えておりますのは、会計年度任用職員がスタートしたことにより人件費の増、それから障がい者医療に伴います自立支援事業費の扶助費の増などが主

な要因です。投資的経費が減っておるのは、令和元年度には認定こども園の中村こども園を整備した投資的経費がございましたが、令和2年度はそういった事業がなかったので減となっております。

それから、10ページの経常収支比率なんですけれども、議員仰せのとおり、大体91%から92%で、町村平均よりはいい数字が出ているというふうに考えておりました、これについては、今後もこれぐらいの数字を維持していきたいというふうに考えております。

将来負担比率のほうの実質公債費比率につきましても、建設事業に伴います地方債が発行によって増減が生じます。府内町村の状況も見ながら、いろいろと今後発生する普通建設事業によって若干変わってこようかと思っておりますけれども、その辺は適宜中身を確認しながら対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

ありがとうございます。

これ、12ページの基金も、ちょっと議長に確認なんですけれども、報告の案件に入るんですか。質問できるんですか。

○議長（浅岡正広）

大丈夫です。

（「決算のとき」と呼ぶ者あり）

○5番（力武 清）

決算のときやな。そしたら、以上で質問を終わります。決算のときに聞きます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

中川議員。

○10番（中川 博）

今、渡辺部長のほうから説明いただいたんですけれども、連結実質赤字比率のところなんです。今回黒字ですからここに計上されていないということなんですけれども、我々常に、下のほうも資本不足比率のところも関係あるんですけれども、河南町水道事業会計が非常に厳しい状況であるというようにうたわれていた中で、このような結果としては資金不足比率

のほうもマイナスになっていない、連結実質赤字比率のほうも今言うたように黒字になっているところをどのように判断するのか。水道事業会計は良好に推移しているというように判断したらいいわけですか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

水道事業会計全体で決算を見ますと厳しい状況になっているんですけれども、今回の健全化判断比率の対象となりますのが当該年度の流動資産と流動負債の部分だけになって、その部分において資金が不足するかどうかを確認しているという形になりますので、全体の水道事業会計のほうにつきましては、前回もいろいろ議論いただいた内容というふうにご承知いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ということは、連結実質赤字比率を見ただけでは河南町全体のそういう財政の状況も分からないということでもいいわけですか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

あくまでも健全化判断比率を判断するに当たっての指標ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ということは流動比率の部分だけで、例えば固定比率とか長期ということは入っていないということですので、その辺でひょっとしたら財政的に厳しい状況に陥っているかも分からないということは、言える可能性があるということですね。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

そのようにご理解いただいて結構でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

勉強会のときに実質公債費比率と将来負担比率、今そのとき出せる一番古いデータはどれかというの聞いたところ、実質公債費比率が2008年の段階で15.8%、将来負担比率が2008年で72%なので、すごく長いスパンで見たら大幅に改善はしているんです。でも、ここ数年間、多分5年以上六、七年で見たら、そんなに改善しているわけでもなくて横ばいなんですけれども、これ、今後やっぱり将来負担比率とか次世代にツケを回すというのもあるんで、改善していくという町の認識なのか、それかもう将来負担比率、両方とも大体これぐらいで適正やろうと考えておられるのか、そのあたり、どうなんですか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

令和2年度の決算の数字をもって適正かどうかというのは判断しづらいところがございますけれども、公債費比率に関しましては、今後、普通建設事業で老朽化を迎える施設等もたくさんございますので、そういった内容で建設事業が増加していきますと、当然それに伴う起債発行額が増えて将来負担比率とか公債費比率は増大していくというふうに考えられますので、その辺は公共施設の再編等、その辺の財政の見通し等を考えた上で運営していくというふうに考えています。ですので、令和2年度のこの水準がずっと維持できるかどうかというのは、これからいろんな事業と絡めて考えていかないといけないというふうに考えています。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

すみません、答えになってないんですけども、どれぐらいが町はどういう今後見通しで、理想的な形というのはどういうものだと考えているのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

当然、実質公債費比率につきましても将来負担比率につきましても法律でイエロー基準、レッド基準という割合が示されておりますので、その範囲内において各年度において生じる事業であったり、そういったことで左右されます。今年度のこの数字、将来負担比率は改善しておりますけれども、常にこれが正しい数字か、法が求めている基準を超えることは当然ないと思いますが、それらを見ながら検討していくというか、ずっと運営していくというふうに考えていただいて結構やと思います。

○議長（浅岡正広）

分かりましたか。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

法律ありきでやるということなんですかね。町の2008年の段階は法律に適さずに不適切だったという数字やったということなの。何か、じゃ2008年の段階からすごく大幅に改善していると私は評価しているけれども、別に町にとっては改善でも何でもなく、これはただの結果だよということですか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

2008年も、実質公債費比率も将来負担比率も法律の基準を超えているわけではないので、その段階でそれが具合悪かったというふうには考えてございません。実際、実質公債費比率、将来負担比率というのは当然いろんな指標が絡んだ上で生じてくるものなので、この結果でこの数字を目標にしているというわけではなくて、決められた国の基準の範囲内で適正な事業を運営していくという形で理解していただいたら結構やと思います。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

松本議員。

○2番（松本四郎）

先日の勉強会でちょっと行政のほうからも教えていただいたんですけども、この点に関して大阪府が関係の各河南町、太子町、千早赤阪村というたしか8町村だったですか、中長

期財政シミュレーションをつくられたということで、その資料を今私、ホームページから見たんですけども、これによりますと、特に大阪府が指摘していることは2点ありまして、1点は、今後の財政収支は人口と連動して町税が減少する一方、地方交付税の大幅な増額が見込めない中、社会保障関係経費や物件費等が増えると、厳しい見通しですということ、そういう状況を踏まえて、今、各地方の財政調整基金というのがあるんですけども、これは令和元年度決算で河南町は11.5億円のまだ余剰資金が残っているんです。こういうことを踏まえた大阪府のシミュレーションを見ますと、令和8年にマイナスになると、ここで初めて令和8年になって河南町は赤字になってしまうというようなシミュレーションが出ていまして、令和10年になると、これはもうやはり町としても経済再生をしっかりとやらないといけないという事態になるというような手法を私たちはずっと教えてもらったんですけども。この辺について、町としての今後の財政のやり方についてちょっとご意見をお伺いしたいなと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

大阪府におきまして府内の町村の財政の中長期のシミュレーションがされまして、それが大阪府のホームページで公表されております。

それにつきましては、当然一般論として人口が減少していく上で社会保障が増えていくというオーソドックスな、このまま何も手を施さなくて何もしなかったらこういう状況になっていきますよという警鐘のような形で捉えております。

したがいまして、当該年度で何か事業を起こすにしても、それについてはどういった財源を活用すれば一番有利であるか、そういった内容も常々考えながら運営していきますので、大阪府のシミュレーションを出しているのはシミュレーションとして、当然何もしなければそういう形になっていくだろうということは予測できますけれども、我々としてはそういう形にならないように、その時々において有利な財源確保に努めて運営をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、一応部長からその辺の、シミュレーションはシミュレーションという見方で置いておくと。ただし、これを一つの頭に置いておきながら、やはり町としてもこうならないような体制をこれからしっかりとやってということでお聞きしました。これからは、特に社会保障関係経費が非常に多くなっていくということは当然我々みんな認識していますので、これについての対応、これからやはり財政の収入面でのいろんな、どういうふうにしてまず収入を増やしていくかということも一方では考えていく必要があるのかなど。それと同時に無駄な経費も減らしていくという、収入から支出両面でしっかりと対応していただいて、我々議会のほうにもこの辺のところをしっかりと提示していただければと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りいたします。

日程第5 議案第6号 河南町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてから日程第10 議案第11号 河南町土地改良事業及び農業関係事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第6号から日程第10 議案第11号までの6件について、本会議において全体審議することに決しました。

日程第5 議案第6号 河南町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、タブレット端末の26ページをお開きいただきたいと思います。

#### 議案第6号

河南町情報通信技術を活用した行政の推進に関する補助条例の制定について

河南町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月7日提出

河南町長 森田 昌吾

制定理由でございますが、本条例は、デジタル技術を活用し、行政手続等における住民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定めるものでございます。

手続のオンライン化につきましては、条例等を根拠とする住民と町との間の申請、届出等の行政手続について、書面によることに加えオンラインでも可能とするための規定や、電子署名や電子納付に関する規定を整備するものでございます。

それでは、めくっていただきまして

#### 令和3年河南町条例第 号

##### 河南町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条につきましては目的を規定しておりまして、先ほどの制定理由で説明させていただいた内容となっております。

第2条は、定義を規定しております。条例に掲げる用語の意義について、第1号からめくっていただきまして第10号までを定めております。

第3条は、電子情報処理組織による申請等について定めております。

まず、第1項では、条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについて、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとし、オンラインによる申請ができる旨を定めております。

第2項では、オンラインにより申請されたものについても、本来の申請方法でなされたも



のとみなす旨を定めております。

第3項では、オンラインにより申請されたものの到達時点を定めております。

第4項では、署名等が必要な申請についてオンラインで申請する場合は、マイナンバーカードの利用等により署名等に代えることができる旨を定めております。

第5項では、申請などに手数料や使用料が必要な場合についても、オンラインで決済ができる旨を定めております。

めくっていただきまして第6項では、対面により本人確認が必要な場合などのオンラインによることができない場合であっても、その部分以外についてはオンラインで申請ができる旨を定めております。

第4条では、電子情報処理処理組織による処分通知等について定めております。

第1項では、条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについて、本人が同意している場合は町から本人に対する処分通知等もオンラインでできることを定めております。

第2項では、オンラインによる処分通知等がなされたものを、条例等に規制されています方法で通知されたものとみなす旨を定めております。

第3項では、オンラインによる処分通知を出されたものの到達時点を定めております。

第4項では、署名等を行うことが規定されているものを、氏名または名称を明らかにする措置で対応できる旨を定めております。

第5項では、対面により本人確認が必要な場合などのオンラインによることができない場合であっても、その部分以外についてはオンラインでの処分通知ができる旨を規定しております。

めくっていただきまして、第5条では電磁的記録による縦覧等について定めております。

第1項では、条例等の規定において書面等で行うことが規定されているものについて、電磁的記録などデータにより行うことができる旨を定めております。

第2項では、前項の電磁的記録による縦覧等についても、書面等により行われたものとみなす旨を定めております。

第6条では、電磁的記録の作成等について定めております。

第1項では、条例等の規定において書面等により作成を行うことが規定されているものについて、電磁的記録により行うことができる旨を定めております。

第2項では、前項の電磁的記録により作成されたものについても、書面等により行われた

ものとみなす旨を定めております。

第3項では、署名等が必要な場合でも氏名または名称を明らかにする措置でできる旨を定めております。

次に、第7条については、手続等における情報通信技術の利用に関する規定の適用除外について定めております。

第1号では、申請等に係る事項に虚偽がないかを対面により確認する必要がある場合は、オンラインによる申請ができない旨を定めております。

第2号では、ほかの条例でオンライン申請などを行うことができる場合、本条例は適用除外となることを定めております。

第8条については、添付書面等の省略について定めております。住民票の写しなどの添付書類をオンラインなどで確認できる場合は省略できる旨を定めております。

第9条については、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正について定めております。オンラインなどの知識、経験が十分でない住民の方に対しての対策に努める旨を定めております。

第10条については、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表について定めております。

第11条については、この条例に定めるもののほか必要な事項は規則で定める旨、委任について定めております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

力武議員。

○5番（力武 清）

この条例は、ITの推進に伴って情報をいかに効率的に行政運営していくか、また、住民のサービス向上にどうつなげていくかということであつたわれている条例だというふうに思っているんですけども、技術の進歩は日進月歩で、それに即した対応はやむを得ないというか、そういう推進していくという立場でいいと思うんです。この条例上にうたわれている項

目で何点が質問させていただきます。

まず、第3条に申請等の項目がうたわれておりますけれども、申請の段階での不正請求あるいは本人の確認方法、代理人の扱い、なりすまし防止策、これが懸念される部分があるかというふうに思うんです。この対応策をどのように考えておられるのか、まずお伺いいたします。

それと、第9条ですけれども、格差の是正の項目があります。この中で、今年のワクチンの接種のときに見られるように、パソコン予約にはとてもではないけれども対応できない、電話でしか対応できない高齢者の方がいてはりました。こういうIT難民と言われるような層に対するフォローはどのように配慮されるのか。現状とあまりにも格差があり過ぎるのではないかというふうにとられます。この現状の認識をまずお伺いしたい。

以上、2点質問いたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

まず、申請において、なりすましであるとか本人であるかどうか分からないというような状況の話だと思うんですけれども、まず、本人の確認が必要なやつにつきましては、マイナンバーカード等において確認をしていく形になってこようかと思えます。それ以外に、例えばもっと簡単な各種教室の申込みであったり施設の予約であったり今回のワクチンの接種の予約であったりと、そういった内容につきましては本人の確認までは求めておりません。本人さんが通常のインターネット回線を使って申込みをするというような状況でございますので、通常の対応になってこようかと思えます。ただ、権利であったり義務であったり重要な内容については本人確認するすべを取っていくんですが、今はまず簡単に、そういった利便性を向上させる内容の部分から取組を進めていきたいというふうに思っております。

第9条の格差の是正のことなんですけれども、今回の条例の制定につきましては、基本的には従来の申請を当然生かした上で、利便性の向上でチャンネルを増やすということでご理解いただきまして、なおかつその内容について、なかなかオンライン等で申請ができない方については、その方々が困っておられるというような情報があったら当然その相談であったり援助であったり、そういう取組は窓口のほうでも進めていくということで、そういうことに職員が協力していきますという内容でご理解いただきたいと思えます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

第3条については分かったんですけども、第9条のところはいまいちよく分らないので。格差が現実にあることに対して、あまりにも現状とかけ離れているんですよ。そのことが、この条例を制定することがむちゃやということにつながるんですけども、現状に対するフォローアップをきちんとやるのが、この条例を生かして効率化、サービスの向上につながっていくわけですよ。そのための条例ですからそのことをきちんと整理しておかないと、この条例を制定しても、これを使いこなす人は別に何の問題もないわけです。使いこなし切れない人たちに対するフォローをきちんとやる。このことは十分認識の上でやっていただきたいというふうに思っています。

それと、情報の漏えい、システム障害など、新聞なんかで銀行のトラブルとかいろいろと情報が漏れた、あるいは大手の企業の情報が漏れたというようなことが報道されておりますけれども、こういった事件に絡むような社会的な問題に対する対応をどのように考えておられるかということと、まず第一にバックアップ体制ですね、そういった際の。そのようなことは考慮されているのか、お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

各種情報の漏えいについては、基本的にはいろんなパターンがございます。システムの障害によって情報が漏れたという場合については、当然システムを管理している側がそういったことが起こらないように万全の対策を打っていくと。それ以外にも、あってはならないですけども、職員が故意に情報漏えいする場合、あるいはいろんなケースが考えられると思います。そういった中身については当然個々個別にいろんな検討を重ねていくという形になってこようかと思しますので、情報漏えいがあってはならないんですけども、ならないような形のいろんなパターンでいろんな対策を取っていくという形でご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

フォローの方法。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

当然、オンラインとかそういったのが苦手な方につきましても、これからそういった流れでいろんな申請であったり届出がこういう形で進んでくるときに、それを利用してやろうと言われる方については、当然町の職員がそれについて援助であったり助言をしたりいろんなことを教示して行って、申請ができるようにしていきたいというふうに思っております。

各種講習会等開催したとしたとしても、実際それを活用するときが一番困られると思うんで、活用する段階でいろんな相談を受けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

この条例を進めることによって、現行の役所窓口での申請等で人的な効率化、そういった意味で効率化は図れるんだろうかという疑問はあるんですけども、体制的なことも含めてね。そのあたりはどのようにお考えされているのか。限られた人員の中でやっていくわけですから、そのあたりの効果的な見通しというのはどのように考えておられるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

当然、オンラインで申請ができるようになると、利用される住民さんから取ると利便性が向上して、職員のほうも、対面でいろんな相談を受けたり役場へ来て書面で書いてもらって申請するよりは当然時間の短縮にはなろうかと思いますが、全てにおいてオンラインで申請するという形ではないので、基本的には今までのやり方とオンラインでのやり方を新たに加えるということなんで、それがどのぐらいオンラインによって申請するやつが効率的になって人員がどうというところはまだ今のところ検証しきれていませんけれども、取りあえずは今やっている書類申請の中に、オンラインでやったことについても有効であると。具体的にどの部分をやっていくかというのは、これからプロジェクトチーム等もございまして進めていきたいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

大門議員。

○4番（大門晶子）

今、力武議員の質問された続きの質問というふうになると思うんですが、お聞きしていましたら、確かに選択肢が広がるとか24時間きつと受付が可能になるんだらうなというふうに考えているんです。ですが、オンラインを今利用できない人にとって相談窓口をつくっていただける、そういうふうなことはおっしゃってくださいましたが、利用者が誰でも申請できるような、要はそういう工夫をしていただかないと、利用者は幾ら窓口を広げてもらってもオンラインで利用するということには行き着かないのかなというふうに私は考えているんです。

それで、ワクチン接種等々でもいろんな利用できないというような環境にあった方が相談に来られたということは存じ上げているんですが、これから申請窓口をつくる時にどういうふうな利用ができるような環境を整えていただけるのかということをお教えください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

オンラインで申請していただくときに作業手順というのは、まずシステムの画面に入るところから始めないといけないか分かりませんが、どこに何を書いてほしい、どこをどうしてほしい、いろんなことは画面上で誘導していくといいますか、必要な項目をこれを選択してください、あれを選択してくださいというような形で、まず簡単なものから始めていく形になるかと思えます。ですので、今回のワクチンの接種に関しても当然電話でという方もおられましたし、ただ、この間ずっと状況を見てみますと、やはりオンラインによる申請が圧倒的に多くて、今住民さんが求めておられるのはそういったところで、大門議員がおっしゃるように、そこが利用できない方については、当然それはそれで個別に窓口でいろんな相談を受けていって対応していきたいというふうに考えております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

私は、これを開設に当たって利用者側の目線に立った改定をしていただきたいというふうな思いを持っています。

実は、今窓口にたくさんの方が申請とかに来られるじゃないですか。そのときに窓口で対応していただいているのは、実は申請書類はどういうふうなものが必要なのかということも

分からなくて来られる方がたくさんいらっしゃるんです。それで窓口の対応が丁寧親切であればそこに行き着くということになるんですが、オンラインで申請した場合、いやそういうふうなものを本人がどういうふうな書類が必要かということを知っていて申請するということになると思うんです。これまで窓口業務が必要だったというのはそういうところであって、相談窓口プラス申請できたというふうなことがあったと思うんですけれども、それに対してはどういうふうな工夫をしていただけるのか。

もちろん、まだ窓口申請に来ることができる人はしてくださったらいということに行き着くのかもかもしれませんが、その方たちをやっぱり便利なものがあるから使えるよというほうにするときに、どういうふうに工夫していただけるのかということを知りたいんです。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

申請の窓口に来られる方については、どういった書類が必要でどういった内容を書けばいいかというのは分からずに、困って相談に来られる方も当然あると思います。それについては、今窓口でやっている接客においていろんな相談に乗ったり、これが必要です、あれが必要ですよというのをやっているという状況になりまして、オンラインについて、じゃそこまで相談をしながらという形になってきたときに、当然オンラインで申請しようとしたときに電話をしながら、町の職員とやり取りしながらこういった書類が必要ですよというの、窓口に来なくてオンラインを使いながら、役場職員と電話しながらでも対応はできるかなというふうに、そういった内容でどんどん利用できる環境を増やしていけば改善していこうというふうに考えております。まずは、今あるやり方に加えてオンラインでもできるという環境を整えていきたいというふうに思っております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

最後になりますので、今おっしゃってくださった、いろんな方法があると思いますが、そういうふうなことに對して業務マニュアルとかそういうふうなものを作成される予定はあるのかということを確認させてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

当然、マニュアル等は作っていく予定であります。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

中川議員。

○10番（中川 博）

今、2人の議員の方も質問された第9条のところなんですけれども、今、渡辺部長の話で今回の対応につきましては概ね理解できたんです。ただ、国の動きとしましては、デジタル庁が9月1日に発足しまして、今後、先進国の中で日本はかなりデジタルの関係が遅れているというところで、今後やっぱり急速的にその方向に進んでいく可能性が強いと思うんです。今、今回のそういう申請についての部分については渡辺部長が答えられたような対応で当面は致し方がないと思うんですけれども、今後、そういう勉強会、また講習等を通じて、町民全体、またそういうデジタルになじんで、そして常日頃から使えるような環境を整備する必要があると思うので、その辺についてお答えいただけたらお答えいただきたいと思うんです。今後そのようなことを考えていただけるように、対応をまた要望しておきたいと思います。

まず、答えられるんやったら答えていただいて、最終的には要望したいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

議員仰せのとおり、国のほうでもデジタル庁ができて、デジタルによる国の手続きもかなり進んでくると思います。その中で、当然利用できない方がおられましたら、それはそういうことがないように、我々も必要に応じて、講習会が必要であれば講習会を開いたりというようなことは検討していくことが必要だというふうに思っています。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

すみません、確認なんですけれども、セキュリティーがもし緩くて個人情報漏えいした場合というのは町長が責任を取ってくれるんですか。



○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

情報漏えいセキュリティーの問題で漏えいの要因にもよると思います。

当然ながら、通常の業務をやっていた上で、悪い人、ハッカーのような人が故意に情報を漏えいした、情報を取ったといったときに、果たしてそれが町長に責任があるのかというと、そこは犯罪を犯している側に責任があるので、町長に果たして責任があるかというのはどうかというふうに思います。

ただ、町の職員の過失であったり故意であったり、いろんな形でちゃんとやらんとあかんことをやらずに情報が漏れてしまったとか過失とかがあった場合は、最高の責任者は町長になるんで、そういったときには町のほうに責任が生じてくることはあるかと思えます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

基本的には町長の責任ということで、よろしくお願いします。

あと、ちょっと話は飛躍するかもしれないんですけども、大阪府下のほかの自治体では、こういうのを機に窓口のスマート化、基本的にはロボットで対応させるという方向を目指すというところを打ち出しているところもあるんですね。それはあまりにも血の通わない対応やなというので皆さん怒っているんで、河南町はそれはないと今の段階で言うておいてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

将来的にどのように世の中が進んでいくか分かりませんが、今は、先ほどご説明させてもらったように、町の職員でいろんな相談に乗ったり対応はしていきたいというふうに考えています。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

高田議員。

○1 番（高田伸也）

同じような話になりますが、ここに記載していますように、住民の利便性の向上と行政運営の簡素化を図るのが目的とかあるんですけども、当面、書面とデジタルの両面でいくと当然業務が増えてくるなというのも想定できます。今回、いろいろとサイトを見ていますと、早い段階でというか入った段階で必要書類と詳細なものができる限り分かりやすくなれば、その分、特に若い世代は窓口に来なくてもそこで処理することが可能だと思いますので、今回新しく構築されるサイトの窓口、もしくは入り口については、そのあたりも十分に考慮いただいたものにしていただきたいというふうに思っております。

以上、これ要望ですが、よろしくをお願いします。

○議長（浅岡正広）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩とします。

休 憩（午前11時59分）

~~~~~

再 開（午後 1時00分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第6 議案第7号 河南町個人情報保護条例及び河南町個人番号の利用及び特定個人

情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、タブレット端末の32ページをお開きいただきたいと思います。

#### 議案第7号

河南町個人情報保護条例及び河南町個人番号の利用及び特定個人情報の  
提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

河南町個人情報保護条例及び河南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月7日提出

河南町長 森 田 昌 吾

制定理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部が改正されたことにより、引用条項にずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。また、情報提供ネットワークシステムの所管が総務省から内閣府デジタル庁へ変更となるための改正を行うものでございます。

めくっていただきまして、

#### 令和3年河南町条例第 号

河南町個人情報保護条例及び河南町個人番号の利用及び特定個人情報の  
提供に関する条例の一部を改正する条例

第1条は河南町個人情報保護条例の一部改正で、第2条につきましては、河南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正であります。

内容については、新旧対照表で説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、河南町個人情報保護条例の改正については、情報提供ネットワークシステムの所管が総務省より内閣府デジタル庁に変更となったことにより、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、マイナンバー法の改正による条ずれを改正するものでござ

います。

めくっていただきまして、河南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正については、マイナンバー法の改正による条ずれを改正するものであります。

めくっていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第7 議案第8号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例については、修正をさせていただきますし

て改めて提案させていただいておりますので、タブレットのほうが違うフォルダに入っております。

タブレット端末の会議室から、01-1、修正後、議案第8号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をお開きいただきたいと思います。

議案第8号の提案をさせていただきます。

#### 議案第8号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月7日提出

河南町長 森 田 昌 吾

提案理由ですが、国では行政手続における押印の見直しが推進されており、内閣府発行の地方公共団体における押印見直しマニュアルに沿って業務の見直しを行った結果、関係条例の整備を行う必要が生じたため、改正するものでございます。

めくっていただきまして、2ページでございます。

#### 令和3年河南町条例第 号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

第1条は職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正で、第2条は河南町火入れに関する条例の一部改正で、めくっていただきまして5ページでございます。第3条は河南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。

内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、6ページをお開きください。

職員のサービスの宣誓に関する条例は、宣誓書の様式から「印」を削除するものであります。

めくっていただきまして、7ページをお開きください。

河南町火入れに関する条例は、様式から「昭和」の元号と「印」を削除し、「殿」を「様」に改正し、また、防火体制の火入従事者について男女の性別の記載を削除し、注釈を

改めております。

めくっていただきまして8ページは、「昭和」の元号を削除し、「殿」を「様」に改正し、申請日に「年」を追記するものであります。

めくっていただきまして、9ページをお開きください。

河南町固定資産評価審査委員会条例は、第5条第4項で、固定資産の審査申出書を提出する場合、審査申出人の押印を義務づけていたものを削除するものであります。また、第8条第3項で、意見を聞いた委員及び調書を作成した書記に署名押印を求めていたものを、意見を聞いた委員及び調書を作成した書記の氏名を記名することで足りるとするものであります。以下同様に、めくっていただきまして第9条第5項、めくっていただきまして第8項、第10条第2項、第11条第2項を同様に改正するものでございます。

めくっていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和3年10月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

火入れに関するものから男女の区別をまず抜くということを迅速に対応していただいて、すごく感謝しています。ありがとうございます。というのはあるんですけども、押印の見直しをするというプロジェクトチームを立ち上げるという説明を受けたときに、全手続を見直すのであれば、同時に男女、申請者が男である、女であるという要らないものを省くように、それも同時にやってくださいということをお願いして、それは進めていくというふうに答えをいただいているんです。押印の部分は手続の問題なんですけれども、男女というもので、そういうもので地味に苦しめられて、男でもない、女でもない、どっちにも丸をしたくないというので自殺に追い込まれるという、それだけが原因じゃないけれども、そういうのが積み重なって自殺してしまうということがたくさんある人権の問題なんです。深刻さで言ったら男女の表記のほうが深刻であるはずで、それをお願いして、それをやると言っていたはずなのに、やっているんですか。

今回、これは男女の表記を省いてというのとはちょっと趣旨は違うかもしれへんけれども、それはやってくれているんですか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

以前に、申請書類に男女の区別が必要ないものについては随時必要に応じて見直していきますという過去に答弁をしていたと思いますので、そういった取組は進めていきたいと思いますが、今、押印の見直しの段階でそこまで男女の全書類について見直しをできているかという、ちょっとまだできていない部分がございますので、すみませんけれどもご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

大門議員。

○4番（大門晶子）

これから押印の廃止に向けて手続が進んでいくと思うんですけれども、今般、固定資産評価委員のところでも、今まで署名というのが記載というふうにならざるを得ないんですよね。いろいろな文言がどういふふうにならざるを得ないのかという判断基準を教えてくださいのと、今後の推進体制、いろいろプロジェクトチームをつくってやっていかれると思うんですけれども、作業手順とかそういうふうなもので今時点で分かっているものがあれば教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

通常、認め印というか押印については基本的には原則廃止という方向で作業を進めさせていただきます。本人の意思を確認する必要があるような場合については署名または記名押印という制度を残させていただきます。

どのような作業スケジュールで進めたかということにつきましては、国のほうが押印見直しに基づきますマニュアル、手引を出しておりますので、それに基づいて各関係課に照会をかけまして各書類の洗い直しをしていただいて、今、大体1,300弱の書類の見直しが終わったと。最終的にはこの中身、具体的にどの部分についてはどういった形でやるかというのは、

ホームページのほうで公表をさせていただいて、それを10月1日から施行していきたいというふうに考えております。

マニュアルの見直しにつきましては、国の指定している内容に沿って対応してきたということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

今、大体スケジュールというのが分かったんですけども、これから改正していただく中で全庁的に取り組んでいただけるということにおいては別に異論はないんですが、それを改正される合理性とか整合性の確認というのはどなたがやっていかれるのかということをお教えください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

どの書類に押印を残して署名に切り替えるとかいうことにつきましては、一定の先ほど言いました判断基準を示した上で、担当課からこれはこういう方向でというのが上がってきて、それにつきまして事務局のほうと中身を確認させていただいて、どうしていくかというふうに決めさせていただいています。基本的には、プロジェクトチームのほうに対象となった事業一覧表を出して、ほかのところとも比較しながらどうやっていくかというのは検討しているところでございます。その内容が最終的に上がってきた段階で、これはこれでやるということを決めた上で公表していくという形で考えております。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

力武議員。

○5番（力武 清）

押印の廃止については、時代の流れのことでやむを得ない措置ということで、簡素化することはいいことだというふうに思うんですけども、今、住民生活課等で申請書なんか、書類を申請する際に、本人は本人確認等をするわけですけども、代理人がそういう公文書、住民票を請求するときには代理人の署名と捺印がいるというふうに思うんです。その際は今後どうなっていくのかという場合と、あと、個人の場合は署名優先で結構かというふうに思



うんですけれども、各種団体、本町においては区長会であるとかいろんな関係団体の角印なりというのはどういう処理になるのか。それと、町長から出される公文書に出されている町長印等はどういう扱いになるのか。また、今日報告が出されています監査委員の議会報告等に関しても、今日のところは両監査委員の名前に印鑑が押されておるわけですが、それはどういった扱いになるのか、以上、今検討されている中身で答えていただきたいと思えます。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

まず、代理人による申請の手続の場合なんですけれども、ご本人さんの委任が適正に行われているということであれば、代理人による申請のときにも同様の形で、署名がされれば押印は省略する形になってこようかと思えます。

それから、各種団体の角印なんですけれども、こちらにつきましても、町のほうに補助金の申請を出してもらう場合については各種団体の署名または記名押印という形になってくると思うんですが、押印を完全に廃止というか、こちらのほうは改めて求めることはないんですけれども、通常押してこられた場合は、それはそれで受け取るという形になってこようかと思えます。各団体のほうが押印を自らやってきはることも、角印とかいうのはあるか分かりませんが、こちらから求めるのは署名または記名押印という形になろうかと思えます。

それから、公文書の町長公印につきましては、公印規程で省略できる場合が今規定されておりますので、必要な部分についてどこまで公印を省略できるというのはまた検討させていただきます。あくまでも、今回は本人さんから申請が上がってきたところの手続の簡略化ということで進めさせていただいているところです。

監査委員さんの報告書につきましては、当然、もう署名をいただいた段階で押印は廃止という形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

大体分かったんですけれども、あと、重要な書類なんかには割り印というのが必要なもの

もありますね。契約書類であるとか割り印が必要な文書というのはどうしても残るかなど、今の日本社会においては。そういった際には当然残すような形にはなるのかどうか、そのあたりの検討はされているのか、お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

通常、割り印というのは、双方で文書を交わすときに当たって双方が同じ文書を持っているという証明になる形になってございますので、割り印を省略できる文書というのも、こちらでも文書事務の取扱い、文書規定に記載がございまして、割り印が省略できない部分も書いてあります。そちらについても同様で、その辺のところを省略すべきものは省略しますが、契約関係で双方が合意した内容のやつとかは割り印は省略しないという形になってこようかと思えます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

中川議員。

○10番（中川 博）

たまたまなんですけれども、本町ではないんです。ほかのところなんですけれども、当然押印なんか要らないと思っていたんですけれども、急に何か受取りで印鑑が要ると言われたんです。たまたま持っておりましたのでいけたんですけれども、そこで、基本的には押印廃止ということですので、必要な部分、逆にこの部分だけは要するという部分を明確にしていたほうが、今後、いろんな書類とか何かで分かりやすいと思います。例えば、押印が基本的に廃止ですので、この部分については必要だという部分を明確にさせていただいて今後対応していただいたほうが我々住民にとっては分かりやすいと思いますので、その辺のご見解だけ伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

押印の見直しの段階で、押印が必要となる書類につきましては重要な権利関係が生じる実印の押印を求めている書類であったり、そういった内容になっています。それ以外に町のほ

うで押印を継続するやつにつきましては、入札の見積書であったり契約書であったり入札書、  
というのは、登録参加業者のほうに、河南町と契約する場合にこの印鑑を使いますという登  
録印を登録させておりますので、その登録印をもって契約するという形になる。ですので、  
使用する部分については今のところ大まかに言えばそういったところで、基本的には、署名  
に代えて記名押印が残る部分がありますけれども、原則は押印は廃止という方向で考えてお  
ります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ということは、我々の判断の中で急に受取り印が要るとかいうことは、河南町において  
はないということで考えていいわけですね。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

改めて10月1日から、どの書類にどういう扱いをさせていただきますというのは周知させて  
いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第8 議案第9号 河南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第9 議案第10号 河南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上2件を一括議題とすることに決しました。

なお、質疑、討論、採決は1件ずつ行います。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

それでは、議案第9号及び第10号の2件について、順次提案理由の説明を求めます。

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）（登壇）

それでは、端末の会議室を押ししていただいて戻っていただきます。01の9月定例会議資料を押ししていただきますと、そちらの47ページをお願いいたします。

それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。

#### 議案第9号

河南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例の制定について

河南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月7日提出

河南町長 森 田 昌 吾

次ページでございます。48ページをお願いします。

令和3年河南町条例第 号

河南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

まず、本条例の提案理由でございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、デジタル化の推進等に伴い、保育所等の事業者が作成、保存を行うものや保護者等の手続に関するもので書面でのやり取りが規定または想定されているものについて、保護者の利便性の向上や事業者の業務負担軽減を図る観点から、電磁的方法による対応を包括的に一括して規定されたものでございまして、それらに準じて改正するものでございます。

それでは、条例の新旧対照表、51ページでございます。

改正前の第5条第2項及び次の52ページの第38条第2項を、改正後は、次の53ページでございますが、第4章といたしまして雑則に電磁的記録等を第5条として統一して改正するものでございます。その他、一部文言の修正も行ってございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

続きまして、議案第10号についてご説明申し上げます。

57ページをお願いいたします。

議案第10号

河南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について

河南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月7日提出

河南町長 森 田 昌 吾

次ページ、58ページをお願いいたします。

#### 令和3年河南町条例第 号

### 河南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本条例の提案理由でございます。

先ほどの議案第9号と同様な改正でございまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、電磁的方法による対応が新たに追加され、本条例を改正するものでございます。

60ページの新旧対照表をご覧ください。

電磁的記録を第50条といたしまして新たに追加したものでございます。その他、一部文言の修正を行ってございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑、討論、採決を行います。

最初に、議案第9号 河南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

大門議員。

#### ○4番（大門晶子）

今、負担軽減は事務所の負担軽減ということと、保護者の負担軽減を図っていただけるというふうにご説明いただいたかと思えます。では、事業所において業務負担のどのようなことが軽減されていくのかということをもまず教えてください。

それとともに、負担軽減を図るために必要な機器、どのようなふうなものが導入されていくのかということも確認させてください。

#### ○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

ただいま大門議員さんのご質問でございますけれども、事業者に関しましては業務の負担軽減、保護者等の利用者に関しましては利便性の向上となってございまして、事業者のほうでは、例えば保育士さんが日ごとに記載していますいろんな書面がございます。例を取りますと、指導要録及び教育計画における指導案等々、こういったものを今手書きでやったりパソコンで使ったりしていますが、そういったことを記録するに当たってこういった電磁的方法を可能とするということによって、業務負担軽減というところにつながると考えてございます。

○議長（浅岡正広）

設備関係。

どうぞ。

○教・育部長（湊 浩）

保護者のほうに関しましては、簡単な園からの通知を紙ベースで今お配りさせてもらっていますけれども、そういったことは原則、保護者の同意は必要でございますけれども、こういう電磁的な方法で、例えば一斉メールにおいて通知することが可能と、できるという改正規定でございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

どういうふうな機器が導入されるのかということは今お答えがなかったもので、ありましたらまた教えてほしいのと、そういうふうな軽減を図っていただくということで、そしたら先生方に軽減を図るための環境整備を図るためにどういうふうなことをこれから援護していくのかとか、機器の性能とかいろいろあるじゃないですか。そういう取扱いについてもサポートされるというのは予定があるのかということも教えてください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

機器に関しましては、中村こども園が開園した当時、そういった保育システムを1つ入れてございますので、保護者への一斉メールなんかはそのシステムにより可能となっております。

そして、先生方へのサポート等なんですけれども、職員に関しましては1人1台パソコンが貸与されてございますので、そういった通常のパソコンを操作するといったことでございます。特段難しいことをするというよりは、そういった機器を活用しての整理、記録ということでございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

そうすると、今現在いろんな面でオンラインでやってはるというようなことはあると思うんですが、保護者の方に対してどういうふうにこれをPRしていくのかということをお願いに確認させていただきます。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

中村こども園を例に取りますけれども、中村こども園では開園当時からそういった保護者への周知を行いまして、例えば保護者のメールアドレスを全員獲得させていただき、双方の同意の下、こういった運用をしているということで、開園当初からそういったPRに基づいて行っております。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）



起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第10号 河南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第10 議案第11号 河南町土地改良事業及び農業関係事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、議案第11号の説明をさせていただきます。

タブレットの61ページをお開きください。

議案第11号

河南町土地改良事業及び農業関係事業分担金条例の一部を改正する条例  
の制定について

河南町土地改良事業及び農業関係事業分担金条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定するものとする。

令和3年9月7日提出

河南町長 森 田 昌 吾

提案理由でございますが、平成29年の土地改良法の改正により、農地中間管理機構農地中間管理権を有する農地について、農業者からの申請によらず、大阪府が農業者の費用負担を求めずに基盤整備を行う農地中間管理機構関連農地整備事業を行うことができるとされ、また、当該事業については、事業区域内の農地が目的外用途への転用や農地中間管理権を解除した場合、市町村において特別徴収金を徴収することができることとされました。

現在本町で進めているほ場整備事業は、この農地中間管理機構関連農地整備事業で取り組む予定としていることから、所要の改正を行うため、本条例を提案するものでございます。

めくっていただきまして、

令和3年河南町条例第 号

河南町土地改良事業及び農業関係事業分担金条例の一部を改正する条例

河南町土地改良事業及び農業関係事業分担金条例（昭和48年河南町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、議案資料の新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。それでは、タブレットの64ページの新旧対照表をお願いしたいと思います。

まず、題名の改正でございますが、本条例において、分担金に加え特別徴収金の徴収についても規定するため、「河南町土地改良事業及び農業関係事業分担金条例」を「河南町土地改良事業及び農業関係事業分担金等条例」に改正するものでございます。

次に、第1条中「土地改良法（昭和24年法律第195号）の次に「。以下「法」という。」を、「分担金」の次に「及び法第91条の2第6項の規定による特別徴収金並び延滞金」を加えるものでございます。

第2条は分担金の被徴収者の範囲の規定でございますが、「事業」の次に「（法第87条の3第1項の規定により大阪府が行う事業を除く。）」を加えます。これは、分担金は土地改良事業など別表に掲げる事業によって受益を受ける者から徴収いたしますが、法第87条の3第1項の規定、すなわち農地中間管理機構関連農地整備事業については分担金徴収の対象外とするものでございます。

次に、第6条以降をそれぞれ2条ずつ繰り下げ、第6条といたしまして特別徴収金の徴収について規定するものでございます。農地中間管理機構関連農地整備事業、以下、機構関連事項といたしますが、まず本事業における特別徴収金の対象の行為については、土地改良法第91条の2第6項各号に規定されており、農地転用など目的外使用を行った場合及び所有者が農地中間管理機構との貸借に当たる農地中間管理権を解除した場合となります。また、その行為の対象となる期間は、機構関連事業の計画決定を公告した日から、工事完了を公告した年度の翌年度から起算して8年を経過するまでとなっております。

第7条は、特別徴収金の額について規定するものでございます。特別徴収金の額は、該当する土地の面積の地区全体における割合を、機構関連事業に要する町の負担額に応じた額を徴収することになります。なお、国・府が負担する分につきましては、大阪府が府条例により徴収することとなっております。

第8条は、延滞金の徴収について規定するもので、特別徴収金に係る内容を加えるものでございます。また、延滞金の割合について、当該納期の翌日から一月を経過するまでの期間については年7.3%の割合とするものでございます。

第10条は、徴収猶予及び減免の規定で、特別徴収金に係る内容を加えるものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

延滞金の割合の特例といたしまして、第8条に規定する割合につきましては、延滞金特例基準割合、これは租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合でございますが、この延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、納期限から1か月以内の年7.3%の割合は延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とし、納期限から1か月经過後の年14.6%の割合は、延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

力武議員。

○5番（力武 清）

この条例は土地改良に伴うほ場整備等々を規定している条例の改定だというふうに理解をして質問させていただくんですけども、まず、分担金を徴収する事業としない事業の区分、差異はどのようなものか、お伺いしたいというふうに思います。それと、特別徴収の意味するところは何なのか、これが理解できなかつたので、2つ質問させていただきます。

○議長（浅岡正広）

日根理事。

○まち創造部理事（日根直哉）

分担金を徴収するしないにつきましては、農地中間管理機構関連農地整備事業につきまして特別なものでございまして、皆さんが農地中間管理機構に土地をお貸しするという特別な条件がついておりますので、皆さんの土地がきれいにはなるんですけども、地域を思っている事業となっておりますので、分担金を徴収しないという特別な事業となっております。基本的には、それ以外のものについては分担金を徴収するというふうに考えていただいて結構かと思えます。

それから、特別徴収金につきましては、これはほかの事業でもあるんですけども、簡単に言うと、国庫補助金を使ったのに転用されてしまうと国庫補助金という事業の目的を達しないということになりますので、違約金という形というのが一番言葉としては正しいかどうか分かりませんが、そういうイメージとさせていただいたらと思っております。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

分担金を徴収するしないの差の区分ということなんですけれども、中間管理機構が設置されない場合は分担金を徴収するという形になるわけですね、逆に言えば。その規定の中で、これだけのほ場整備をするのなら面積規定とかそういう条件的なものは発生するのかなどうか、お伺いしたいというふうに思います。

それと、今説明のあった特別徴収のことなんですけれども、過去の事例で違約金が発生した事例というのはあるのかなどうかお伺いしたい。

それと、延滞金の金利が7.3%や14.6%ということで、法外な、今の時勢に合わないような延滞金が設定されているわけなんですけれども、この規定というのはどこから持ってきたのか。あまりにも今の低金利時代、ゼロ金利時代においてはすぐわない規定ではないかなというふうに思っているんですけども、そのあたりはいかがですか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

まず、分担金の先ほどのことなんですけれども、農地中間管理機構関連、この事業に関しましては法律の中では分担金を徴収しないということで書かれておりますので、これは分担金はかからないんです。それ以外の土地改良事業につきましては分担金は基本的にはかかるということでございまして、その中で公共性の高いものとか受益者の確定できないもの等ありましたら、徴収猶予なり減免という形の規定によりまして分担金は取らないこともございます。

あと、面積要件につきましては、この機構関連事業につきましては10ha以上が要件となっておりますので、10ha以上の集団的な農地があれば事業ができるということでございます。

それと、あと利率の話ですけれども、延滞金につきましては地方税の滞納処分の例によるということでなっておりますので、この例によりまして今の率で改正させていただいたところでございます。

それと、過去に特別徴収金の対象となったことがあるかどうかということでございますが、この事業はまだ新しい事業でございまして、過去、大阪府の中ではこの事業で延滞金を取ったという事業はございません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今説明いただいた部分なんです。違約金のところなんですけれども、第6条「法第91条の2第6項各号に定める場合に該当するとき」というように規定されているんです。具体的に法第91条の2第6項各号というのはどういうことかというのをお聞きしたいのと、それとこの徴収の最終的なお金はどこに渡すのか、伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

日根理事。

○まち創造部理事（日根直哉）

まず、対象のものがどういうものかというものでございますけれども、土地改良法に定められておりまして、まず土地所有者、貸主の方が農地転用など目的外用途に供した場合、ま

たは農地中間管理権、いわゆるもう貸すのをやめるということになったら、事業完了から8年の間はそういう対象になると。もう一つは、農地を借りた方が農地転用など目的外に供した場合というふうに定められております。

それから、徴収額は町が負担した分なので町費になります。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

今、先ほどから違約金、違約金と言っているけれども、違約金は大体どのくらい……。15年やったら違約金を払わんで多分いいんですよね、目的どおりちゃんとやったら。例えば14年後とかにやっぱり無理と返ってきたときに、違約金を急にその住民さんが払えと言われても14年度にどれぐらいになるのかというのと、何か話をずっと聞いていても、実際に耕す人が誰なのか、どういう人なのかというのが全然見えてこないんです。今、違約金の話の中にも目的外使用であるとか農地転用であるとかというのはあったけれども、じゃ、耕作をしない耕作放棄地にして荒らし放題にしたときとかは入っていないし、だから、借りたけれども荒らし放題にしても何にも問題ない。何か、耕作放棄地がなくなる、これはええんやでというふうに説明を聞いたけれども、それに対することは何にもないのかなと思って、そのあたり、どうですか。3つ聞いた。

○議長（浅岡正広）

日根理事。

○まち創造部理事（日根直哉）

まず、今現状の計画ではございますけれども、ここを耕す、将来誰がやるかということにつきましては、地域で合同法人を設立されておまして、そちらのほうが一手にここを受けるといふような形でやっております。地域の合同法人といいましても地域の農家の方が役員さんになっておまして、地域のこととここで守っていくという形と。あと、町としましても、府と連携しまして、ここの農地がきれいになりますので、外部の企業さんとか担い手さん呼び込んでここの農地を守っていこうと考えてございます。

それから、先ほど期間の話をお申されておりましたけれども、事業完了後の翌年度から8年となっておりますので、たまたまこの事業が今の計画では令和4年度から令和9年度の6年間で一応やる計画となっております。翌年度から8年後ということなのできれいに15年にな

るんですけども、15年間転用もされずに守っていただけるということであれば、特別徴収金は発生しないというふうになります。それから、借りたけれどもほっておかれるということであれば、それはこの事業とはまた別の話になるのかなと思いますので、農業委員会からの指導とかも入ると思いますし、そこはその方に対しての、耕作放棄地と指すのはまた別のペナルティーとか指導が入りますので、そこはそういう形で農業委員会等から指導等をしていきたいと思っております。

（「違約金を幾らぐらい取るか、金額を答えていない」と呼ぶ者あり）

○議長（浅岡正広）

続けてどうぞ。

○まち創造部理事（日根直哉）

現状の概算において、総事業費が4億8,500万円となっています。町の徴収金につきましては10%となっておりますので、8,500万円の面積割合になりますので、全体で今、登記簿面積上で13.5haありますので、0.2haぐらい持っているとして1千万円弱ぐらいかなと思います。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

結構なことなんですけれども、これ、早く言えば、家でいうたら空き家バンクみたいなものですね。空き家バンクをまねして田んぼにやったという感じなんですけれども、違約金が田んぼの値打ちより大きくなる、今言うたら。これ、8年、完結するまではもっと十何年、この間に農地の売り買いはいろいろ盛んに、目に見えんところで今も大分やってはるけれども、この売り買いに関してどんな手続を。今までの田んぼの値打ちと、これをやった場合の値打ちが上がって、売り買いするときにその説明がよう分からんと、田んぼだけ見たら値段が5倍にはなりますわね。10倍になるかも分からん。そういった売り買いに関して規定があるのか、そういったことをお聞かせ願えますか。

○議長（浅岡正広）

日根理事。

○まち創造部理事（日根直哉）

農地を農地として売買するには、制限はないと考えています。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ということは、ただでやってもろうて、ただみたいな農地を高く売る人もできてくるわね。そういった場合、違約金は次の名義の人に発生すると。その売った人は売り得で関係ないというようなことですね。

○議長（浅岡正広）

日根理事。

○まち創造部理事（日根直哉）

売買のときには条件も付された上で売買されると思いますので、売り得ということが正しいかどうか分かりませんが、特別徴収金の形としては残ると考えています。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

これ、3遍目か。

○議長（浅岡正広）

はい。

○7番（廣谷 武）

そういった形も、よく地域の皆さんにもっと一步踏み込んだところで、これは贈与になる、そして兄弟で分ける、そうした話も出てきますわね、農地の場合は。そうしたときに贈与、それでまた売ってお金にして分けるというようなことが河南町では発生が非常に多い。そういった形になった場合、よく最後には役場に相談に来る。無償でやった土地の話は、必ずそういうことは役場に来る。そういった面でもちゃんと説明できるように、担当部署の人はいま一步踏み込んだ形で理解していただきたい。ちゃんとした贈与、売り買いのときに説明できるようにやっていただきたい。

これは、8年の間に担当も代わる。そして、もう今決めたことは次の人がまたそういったことをやる。必ず申し伝えて、そうしたことも土地に関しては予想しないことがたくさん出てきますわ。それを必ず説明できるようによろしくお願いしたい。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）



ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第11 議案第12号 令和2年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17 議案第18号 令和2年度河南町下水道事業会計決算認定についてまでの7件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上7件を一括議題とすることに決しました。

これより提案理由の説明を求めますが、本日の会議においては詳細な説明は省略していただき、議案の表題の説明及び監査委員の意見を賜ることにしたいと思います。

それでは、日程第11 議案第12号 令和2年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についてから順次提案理由の説明を求めます。

岩根会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（岩根有津佐）（登壇）

それでは、タブレット端末のフォルダ内958番、令和3年8月31日議案送付、9月定例会議議案一式フォルダ内、3つ目のフォルダでございます。

令和2年度歳入歳出決算書、議案第12号から議案第18号のPDFファイルをお開きください。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、令和2年度歳入歳出決算、4ページでございます。

議案第12号

令和2年度河南町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和2年度河南町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和3年9月7日

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、89ページでございます。

議案第13号

令和2年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和2年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和3年9月7日

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、110ページでございます。

議案第14号

令和2年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和2年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和3年9月7日

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、121ページでございます。

議案第15号

令和2年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和2年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和3年9月7日

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、144ページでございます。

議案第16号

令和2年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和2年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和3年9月7日

河南町長 森 田 昌 吾

ここで説明員を交代させていただきます。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

議案第17号

令和2年度河南町水道事業会計決算認定について

令和2年度河南町水道事業会計決算は、別紙のとおり監査委員の審査を経たので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、これを議会の認定に付す。

令和3年9月7日

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、251ページでございます。

議案第18号

令和2年度河南町下水道事業会計決算認定について

令和2年度河南町下水道事業会計決算は、別紙のとおり監査委員の審査を経たので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、これを議会の認定に付す。

令和3年9月7日

河南町長 森 田 昌 吾

ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

それでは、引き続き遠藤監査委員の意見を賜りたいと思います。

遠藤監査委員。

○監査委員（遠藤 忍）

それでは、令和2年度決算審査報告をさせていただきます。

河合監査委員と共に令和3年7月21日及び7月28日に実施いたしました令和2年度河南町一般会計及び各特別会計並びに上下水道事業会計の決算審査の結果についてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された一般会計及び各特別会計決算及び関係書類、同法第241条第5項の規定により審査に付された各基金の運用状況に関する書類並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された上下水道事業会計決算及び関係書類について決算審査を実施したところ、令和2年度河南町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況に関する書類並びに上下水道事業会計決算報告書及び事業報告書等は、いずれも地方自治法及び関係法令の規定に準拠して作成されており、決算の計数は関係諸帳簿、証書類と照合した結果、収支とも適正であると認めました。

なお、詳細につきましては審査結果報告書のとおりでございますので、ご了承賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、決算審査の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明及び監査委員の意見を賜りました。

ここで質疑があればお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

なければ、お諮りします。

日程第11 議案第12号から日程第17 議案第18号の審査については、議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除く全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託した上、審査したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、日程第11 議案第12号から日程第17 議案第18号までの審査については、議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除く全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託した上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員を委員会条例第7条第1項の規定により議長より指名します。高田議員、松本議員、大門議員、力武議員、佐々木議員、廣谷議員、福田議員、中川議員、以上8名を指名します。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上8名の委員が決定しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。その間、正副委員長の互選をお願いします。

休 憩（午後2時07分）

~~~~~

再 開（午後2時11分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

決算特別委員会の委員長に高田議員、副委員長に大門議員が決定しましたので、報告いたします。

遠藤監査委員さんにおかれましては、お忙しい中出席いただき誠にありがとうございました。ここで退席していただいて結構です。大変お疲れさまでございました。

〔遠藤監査委員 退席〕

○議長（浅岡正広）

ここで14時30分まで休憩を取ります。

休 憩（午後 2 時 1 2 分）

~~~~~

再 開（午後 2 時 3 0 分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りいたします。

日程第18 議案第19号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第4号）から日程第20 議案第21号 令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上3件を一括議題とすることに決しました。

これより提案理由の説明を求めますが、本日の会議においては詳細な説明は省略していただき、議案表題の説明にとどめたいと思います。

それでは、日程第18 議案第19号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第4号）から順次提案理由の説明を求めます。

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、66ページから令和3年度の河南町補正予算書となっております。お開きいただきたいと思います。

めくっていただきまして、68ページでございます。

議案第19号

令和3年度河南町一般会計補正予算（第4号）

令和3年度河南町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,009万9千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ62億5,258万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年9月7日提出

河南町長 森 田 昌 吾

ここで説明員を交代いたします。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）（登壇）

それでは、予算書の81ページでございます。

議案第20号

令和3年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出

河南町長 森 田 昌 吾

ここで説明を交代いたします。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）（登壇）

タブレットの86ページをお開きください。

議案第21号

令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,943万5千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ16億4,839万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月7日提出

河南町長 森田昌吾

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑があればお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

なければ、お諮りします。

日程第18 議案第19号から日程第20 議案第21号の審査については、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託した上、審査したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、日程第18 議案第19号から日程第20 議案第21号までの審査については、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員を委員会条例第7条第1項の規定により議長より指名します。高田議員、松本議員、河合議員、大門議員、力武議員、佐々木議員、廣



谷議員、福田議員、中川議員、以上9名を指名いたします。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上9名の委員が決定しました。

それでは、ここで暫時休憩とします。その間、正副委員長の互選をお願いします。

休 憩（午後2時36分）

~~~~~

再 開（午後2時37分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開します。

予算特別委員会の委員長に松本議員、副委員長に福田議員が決定しましたので、報告いたします。

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第21 議員提出議案第1号 地方自治法第96条第2項に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、日程第21 議員提出議案第1号について、本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第21 議員提出議案第1号 地方自治法第96条第2項に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中川議員。

○10番（中川 博）（登壇）

それでは、会議資料956、令和3年9月7日、9月定例会議の資料を開いてください。

次に、定例会議1日目の資料を開いていただきまして、4番目、議員提出議案を開いてく

ださい。

それでは、申し上げます。

議員提出議案第1号

地方自治法第96条第2項に関する条例の全部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第2項に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月7日提出

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 河南町議会議員 | 中川博   |
| 賛成者 | 河南町議会議員 | 高田伸也  |
|     | 〃       | 松本四郎  |
|     | 〃       | 河合英紀  |
|     | 〃       | 大門晶子  |
|     | 〃       | 力武清   |
|     | 〃       | 佐々木希絵 |
|     | 〃       | 廣谷武   |
|     | 〃       | 福田太郎  |

ページをめくっていただきまして、

令和3年河南町条例第 号

地方自治法第96条第2項に関する条例

地方自治法第96条第2項に関する条例（昭和31年河南町条例第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を定めるものとする。

（議決事件の指定）

第2条 議会の議決すべき事件は、本町のまちづくり計画における基本構想の策定、

変更又は廃止に関することとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

地方自治法第96条第2項に関する条例は、昭和31年11月21日に施行され約65年が経過し、その後、河南町議会事務局設置条例（昭和50年6月17日施行）、職員定数条例の全部改正（昭和51年3月8日施行）、町長、副町長及び教育長の給与、手当及び旅費に関する条例（昭和44年6月6日施行）等により屋上屋を架す状況になっており、削除いたします。

次に、従来、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である基本構想について議会の議決を経て定めることが義務づけられておりましたが、平成23年5月2日、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の独自の判断に委ねられました。しかし、交付と同時に発信された総務大臣通知（総行行第57号、総行市第51号、平成23年5月2日）には、「改正法の施行後も、法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。」が記され、引き続き策定されている市町村への対応も併せてされており、重視すべきことではないかと考えます。

その上で、現実的に策定義務づけ廃止後も依然としてほとんどの市町村が基本構想を策定しており、本町においても、昭和54年に初めて総合計画を策定して以降、4次にわたって総合計画を策定し、先般、第四次総合計画とまちづくり戦略の双方を合わせて発展的に、かなんまちづくり基本条例第14条の規定により新しいまちづくり計画が策定され、町政の最上位計画とされたものでございます。これは、今日の森田町長の初めの計画でもありました。

この基本構想も含まれた新しいまちづくり計画は、町行政運営の指針を示すものであり、その決定は町全体の総意により策定されたものであることが肝要で、さきの総務大臣通知にあるように、当然、町民の代表である町議会の議決を得ることが必要かつ重要であるとの考えで、地方自治法第96条第2項に関する条例の全部を改正する条例を提出するものでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

本議案は議長を除く全議員が賛成者でありますので、質疑、討論は省略します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

第2日目の会議は、9月24日午前10時に開きます。

なお、本日決算特別委員会、予算特別委員会が設置され、付託されました各会計の決算認定、予算の審査の日程ですが、明日8日午前10時から決算特別委員会が開催されます。予算特別委員会の日程は、決算特別委員会の審査が終わった後、引き続き開催されますので、各委員におかれましてはよろしく審査のほどお願いいたします。

それでは、本日はこれをもちまして散会とします。

長時間お疲れさまでございました。

午後2時45分散会

~~~~~

令和3年 9月24日(金)

# 令和3年河南町議会9月定例会議会議録

(第 2 号)

河 南 町 議 会



令和3年河南町議会9月定例会議会議録

年 月 日 令和3年9月24日（金）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

|    |    |    |     |     |    |
|----|----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 高田 | 伸也 | 2番  | 松本  | 四郎 |
| 3番 | 河合 | 英紀 | 4番  | 大門  | 晶子 |
| 5番 | 力武 | 清  | 6番  | 佐々木 | 希絵 |
| 7番 | 廣谷 | 武  | 8番  | 浅岡  | 正広 |
| 9番 | 福田 | 太郎 | 10番 | 中川  | 博  |

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

|                          |    |    |
|--------------------------|----|----|
| 町 長                      | 森田 | 昌吾 |
| 副 町 長                    | 城田 | 国昭 |
| 教 育 長                    | 新田 | 晃之 |
| 総合政策部長                   | 辻本 | 幸司 |
| 総 務 部 長                  | 渡辺 | 慶啓 |
| 住 民 部 長                  | 福田 | 新吾 |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長       | 田村 | 夕香 |
| まち創造部長                   | 安井 | 啓悦 |
| まち創造部理事                  | 日根 | 直哉 |
| 総合政策部秘書企画課長              | 森口 | 竜也 |
| 総合政策部危機管理室長              | 木矢 | 哲也 |
| 総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長  | 多村 | 美紀 |
| 総務部副理事兼施設整備担当課長          | 牧野 | 勉  |
| 総務部人事財政課長                | 後藤 | 利彦 |
| 総務部副理事兼契約検査室長            | 谷  | 道広 |
| 総務部副理事兼まち創造部副理事          | 西本 | 伸二 |
| 住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長 | 辻元 | 哲夫 |
| 住民部副理事兼保険年金課長            | 大谷 | 由候 |

住民部 税務課長  
健康福祉部 高齢障がい福祉課長  
健康福祉部 健康づくり推進課長  
まち創造部 地域整備課長  
まち創造部 副理事兼都市環境課長  
まち創造部 農林商工観光課長併農業委員会事務局長

渡辺 恵子  
和田 信一  
中筋 美枝  
藤木 幹史  
大門 晃  
池添 謙司

(出納室)

会計管理者兼出納室長  
(教育委員会事務局)

岩根 有津佐

教・育部長  
教・育部 教育課長  
教・育部 副理事兼こども1ぱん課長  
教・育部 生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長  
教・育部 副理事兼学校給食センター所長

湊 浩  
中海 幹男  
田中 啓之  
森 弘樹  
梅川 茂宏

議会事務局職員出席者

事務局 長  
課長 補佐

木矢 年謙  
門林 純司

会議録署名議員

10番 中川 博

1番 高田 伸也

議事日程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1



# 令和3年河南町議会9月定例会議

令和3年9月24日（金）午前10時00分開議

## 議事日程（第2号）

|      |        |            |           |
|------|--------|------------|-----------|
| 日程第1 | 一般質問   | .....      | 82        |
|      | (個人質問) |            |           |
|      | 5番     | 力武 清 議員    | ..... 82  |
|      | 6番     | 佐々木 希 絵 議員 | ..... 106 |
|      | 7番     | 廣 谷 武 議員   | ..... 118 |
|      | 9番     | 福 田 太 郎 議員 | ..... 130 |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議、一般質問1日目を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程は、タブレットに送信のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

なお、過日の議会運営委員会において、対面型・一問一答方式で、発言者は発言者席から行い、理事者は全て自席より答弁をお願いします。

個人質問の発言時間は、発言者の発言のみ40分以内とします。質問回数は、一般質問通告書の質問事項に記載された1項目につき質問発言を3回以内と決しておりますので、ご了解願います。

質問に入る前に、議長より一言申し上げます。

発言者は、通告されました質問趣旨に沿った的確な質問をお願いします。理事者も、質問内容を十分に把握され、答弁をお願いします。

それでは、ただいまより個人質問を行います。

質問者は、力武議員、佐々木議員、廣谷議員、福田議員、以上の順で発言を許します。

最初に、力武議員の発言を許します。

力武議員。

○5番（力武 清）

おはようございます。通告に基づきまして一般質問させていただきます。7番、日本共産党、力武清でございます。

それでは、1項目めから順次質問させていただきます。

まず、医療体制の現状と課題についてであります。

その中で、1番目、小児救急体制の現状についてから順番に質問させていただきます。

南河内医療圏内で乳幼児や子供の健康と命を守って活動されている小児救急医療体制は、二十数年前に河内長野市で急病が出て救急車を呼び、搬送中に搬送先が見つからずに、残念なことに亡くなるという痛ましい事件が発生し、そのことがきっかけとなり、二度とこういう事故を繰り返さないという思いで保護者を中心に小児救急体制の整備を求める取組がなされ、南河内の自治体で構成しているところで、協力、連携の下で発足したものと承知しているところであります。

その医療体制の現状について、まずお伺いします。ここ3年間の搬送実績はどうなっていますか、平成30年から昨年までの実績をお答え願いたい。

次に、担当する病院はどこが担っておられるのか、お聞かせください。

以上、最初の質問とさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

ここ3年間の搬送実績ですが、南河内南部広域小児急病診療事業、3市2町1村で行っているんですけれども、全体で平成30年度は8,265人、令和元年度で8,352人、令和2年度で2,527人でございます。このうち河南町では、平成30年度は394人、令和元年度で326人、令和2年度で140人でございます。

次に、担当病院ですが、休日の昼間は富田林病院で、土曜、日曜、祝日の16時以降から夜間はP L病院で、平日の20時以降の夜間は曜日を決めて富田林病院とP L病院に担当いただいています。

また、P L花火芸術が開催される場合は、8月1日のみになるんですけれども、近畿大学病院に担当いただいています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

ありがとうございます。救急医療体制を2つの病院プラス近畿大学病院が担っているということがよく分かりました。また、これだけ救急患者が搬送されている実績も改めて驚いて

いるところであります。

次に、休日診療についても同じように質問させていただきます。

小児救急体制と休日診療とを維持されていくにはそれなりの維持経費が必要となりますけれども、その維持費は直近でどれぐらいになっているのか、お伺いするものであります。全体にかかる費用はどれだけかかっていますか。そのうち本町の負担額がどれだけあるか、また大阪府の補助金はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

令和2年度の決算でございますけれども、全体で2億8,063万4千円でございます。このうち本町の負担額は1,683万円でございます。また、大阪府の補助金でございますが、平成23年度からは補助はされておられません。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

これだけの医療体制を維持していくには相当なお金がかかっているということがこの決算状況からも分かりました。3市2町1村、6つの自治体でそれぞれ負担されているということなんです。乳幼児や子供の健康、命を守っていくというこの制度を維持していく必要があるということがよく分かったんですけれども、各市町村が負担し合って維持しているのに、答弁があったように府の助成、補助金は平成22年から出されていないということも分かりました。

私が調べた範囲では、小児救急でも休日でも、後から質問する二次救急体制でも府の補助金がなくなり、その分を6つの市町村で補助金をそれぞれ負担額が増えている状況も調べさせていただきました。そういう状況の下で、大阪府に対して、構成している自治体が協力してこの補助金の復活を要望するべきだというふうに思っているんですけれども、その動きはどうなっているのか、見解を述べていただきたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

小児急病診療につきましては、乳幼児や子供たちの健康と命を守るために今後とも維持していかなければならない体制だと考えております。昨年度から続くコロナ禍により、各市町村の負担も増大し、本町を含む南河内6市町村では現在のところ国や府への補助金の要望を行っているところなんですけれども、これにつきましても引き続き協議し、検討し、体制維持に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

是非我々もこういう部分については全面的にバックアップしていきたいというふうに思いますので、引き続きよろしくお伺いしたいというふうに思います。

次に、二次救急医療の現状についてもお伺いしたいと思います。

二次救急医療体制は、急病やけがに対応してもらう重要な役割を担っていただいている制度として承知しているところであります。この制度も主に南河内の医療圏内で連携して体制の維持を図っていただいているものですが、これも同じように、直近の3か年の搬送実績と担当病院をお伺いしたいと思います。お答え願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

二次救急医療につきましては、6市2町1村、9市町村になるんですけれども、共同で実施しておりまして、20病院に運営をお願いしております。

ここ3年間の搬送実績ですが、こちらは全体の報告数のみの把握となっております。平成30年度は5万5,002人、令和元年度で5万2,162人、令和2年度で3万9,118人でございます。

担当病院につきましては、近隣では富田林病院やP L病院、大阪南医療センターなど20病院で構成されております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

6市で多いときで5万人を超える搬送がされているということで、やはり二次救急医療体

制の重要さも認識できたところであります。

この制度も連携しての体制を同じようにされているわけですがけれども、維持していく必要な金額はどの程度になっていますか。そのうち本町はどのようになっているか、また府の補助金はどのようになっているか、お伺いするものであります。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

令和2年度の決算でございますが、全体で2,542万4千円でございます。このうち本町の負担額は65万3千円でございます。

また、大阪府の補助金でございますが、こちらも平成23年度から補助はされておられません。以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

コロナ禍でこの医療体制を維持していくということで、今、全国的に医療の逼迫が言われておりますけれども、実は私自身もこの4月に救急車で運ばれた経験から申し上げますと、4月の時点というのはまだ第4波が始まるかどうかという状況だったかなというように思っているんですが、始まりかけた。その時点では、まだ大阪府の医療はそんなにコロナの状況で逼迫している状況やないという報告もされていたんです。実際、私自身は4月6日に救急車を要請して搬送されたんですけども、約1時間救急車の中で搬送先を探していただきました。腹痛というか、痛みを耐えながら経験させていただいたんですけども、南河内の圏域の中では結局搬送先が見つからないということで、堺市の病院のほうに搬送していただきました。

そういった中で、私は、今コロナ禍で搬送先が見つからない、あるいはいろんな脳梗塞や心筋梗塞、急を要する患者さんの搬送先が見つからないような状況というのは、あってはならないことだというふうに思うんです。

そういった中で、医療の逼迫状況はコロナに限らず本当に大変な状況に南河内はあるんだということを改めて私の実体験の中から学んだわけなんですけれども、そういった意味で、住民の方の命と健康を守る、そのための医療体制をどう構築していくか、これが問われているんじゃないかなというふうに思っています。そういう意味で、南河内医療圏内の医療体制

をどのように再構築していくかということが問われているんですけども、そのあたりの議論はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

本年度につきましてはコロナ禍ということもあり、搬送件数が減少している状況ではありますが、コロナ患者受入れ病院につきましては、大阪府の医療提供体制の現状報告からも医療体制が逼迫している状況であると把握しています。

二次救急医療体制を維持することにより、重症者への適切な医療体制が確保できるよう、大阪府や他市町村との協力を行い、今後も確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

次の項目に移る前に、今の報告の中で私は改めて医療自体の中で、やっぱり今、全国的に言われている臨時的な野戦病院的な病院が求められておりますので、この南河内でもそういったものが協力してできるようなことも併せて申入れをしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、三次救急の現状と課題についてお伺いいたします。

三次救急を担っている近畿大学病院が堺市に移ることが決まりました。多くの住民の皆さんが懸念する中で決まりました。このことが非常に南大阪における医療圏、三次救急というのはもう一つ重篤の患者を受け入れる病院なんですけれども、三次救急の在り方、現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

現在、大阪府内で三次救急医療を担える病院は16病院でございます。そのうち南河内二次医療圏内には1病院のみで、近畿大学病院に担っていただいております。近畿大学病院が南河内二次医療圏において担っていただいている役割としまして、三次救急だけではなく、心筋梗塞・脳卒中等の救急、がん、小児、周産期医療等における基幹病院や災害拠点病院とし

での機能、役割があると考えております。

本町といたしましても、体制維持について大阪府、大阪狭山市、近畿大学病院に要望を行ってまいりました。現状は堺市へ移転後においても南河内二次医療圏における基幹病院としての役割を果たしていただけるとのことですので、大阪府にもご尽力いただきながら、近畿大学病院と南河内二次医療圏との連携を強化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

今の答弁を聞いて一安心ということでもないんですけども、近畿大学病院が引き続き三次救急の受入れを担っていただくということなんですね。

ただ問題なのは、担っていただくのは当然そうなんですけれども、今の場所から堺市泉北地区に移転するというので、救急を要する人は1分1秒を争う状況の下で、やっぱり5分、10分が命取りになる。そういった問題も片方で含んでいるということこそ是非我々も認識しないとあかんし、そのあたりの対応を考えていかなければならないのではないかなというふうに思っています。

それで、以前から近畿大学病院にかかっておられる患者さんの処遇はどのようにされるのか、これが気になるところでありますけれども、そのあたりはどうなのかということで再質問させていただきます。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

近畿大学病院のほうでは三次救急の受入れは引き続き担っていただくという予定でございますが、近畿大学病院に受診されている方につきましては引き続き受診していただけるというような形になっております。

近畿大学病院の移転時期につきましては令和6年春頃とされていましたが、令和7年11月へ変更する旨の公表がありました。現在、大阪府、大阪狭山市では後継病院の確保に取り組まれております。

以上です。

○議長（浅岡正広）



力武議員。

○5番（力武 清）

次に、新型コロナウイルスの感染防止の観点から質問させていただきます。

残念なことに今のデルタ株ですか、非常に感染力が強いということで、本町も150を超えるという数字が累計で出ております。そうした下、この間、ワクチン接種を私自身も受けさせていただいたんですけども、P L 錬成会館とすばるホール、4市町村で協力していただいた取組と3町村で今取り組んでおられることによって本当にワクチンの接種率は非常に高いということで、せんだっての全員協議会では府下3位だということで進んでいる。これは、職員さんの奮闘と医師会の皆さんの協力の下で推進されたものとして感謝申し上げたいというふうに思っております。

それです、これからの問題に入る前に、65歳以上の対象者の直近の接種状況、それがどれぐらい進んでいるか、16歳から64歳の接種状況、予約状況はどうなっているのか、12歳から15歳の予約状況はどうなっているのか、また接種等の動きについてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

本町では本年5月より新型コロナウイルスワクチン接種を進め、9月22日現在ですけれども、65歳以上の対象者5,112人、2回目終了された方が4,587人で、89.7%の方が接種されております。

高校1年生相当から64歳以下の対象者は8,409人、2回目接種が終わられた方が5,973人、71.0%の方が接種され、全体では1回目は81.9%、2回目を済まされた方が78.1%の方が接種されている状況です。

12歳から15歳の予約状況及び実績でございますけれども、9月18日までに接種された人と、9月25日までの予約されている人を合わせまして318人、対象の66.3%となっています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

12歳から15歳の予約状況と接種状況を今報告いただいたんですけども、実際、中学生対

象だということなんです。ここの確認なんですけれども、親御さんの同意と本人さんも当然そうなんですけれども同意と、同行というか、それもされているのかお伺いいたします、再質問でね。

それと、この間私はPCR検査の取組について再三にわたって去年からお願いをしているところでありましてけれども、こども園や小中学校でのPCR検査をどのようにしていけるのか、その取組の状況を聞きたいというふうに思いますし、町全体として、例えば事業所なり大手のスーパーなりそういったところで働く人なりの感染防止というか、早期発見、保護、隔離といった感染防止の基本とされている3要素を未然にやっていくということが大事やと思うんですけれども、その分の取組についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

接種会場で16歳未満の方の接種につきましては、現状、保護者の方の同伴と予診票に保護者の方の同意の署名をいただいている状況です。保護者の方も中学生の方と一緒に接種会場のほうにお越しいただいております。保護者の方も一緒に接種するというようなご家庭もございまして、ご家族で受けていただいている状況も見受けられます。

また、PCR検査につきましてはのご質問ですけれども、PCR検査につきましては、必要な人に必要なときに実施することでその効果を上げると考えております。行政検査につきましては、むやみに不特定多数の方に検査をするのではなくて、発熱等の症状のある方や濃厚接触者など対象を特定して実施しているところです。

また、高齢者施設等の従業員に対する検査などは、大阪府による検査を受けることができます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

こども園、小中学校のPCR検査の現状とのことでもございましたので、こども園では、厚生労働省のPCR検査モニタリング事業を活用いたしまして全職員に対しPCR検査を一定期間実施することといたしてございます。また、小中学校でも教職員を対象に定期的な検査で感染の拡大を防止しようと、こちらは文部科学省が行うモニタリング検査を受けるべく、

現在準備を進めているところでございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

本町ではないんですけれども、障害者施設でクラスターが発生したり、それが本町の近場という問題意識もあったんですけれども、そういうこども園や小学校でそういう検査が行われるということで、ちょっと安心しているんです。

ワクチンや薬が今検討されておりますけれども、いかに開発されたとしても、今問題になっているのは、ワクチン2回接種してもブレークスルーという現象で、擦り抜けて感染している方もいらっしゃる。幸いに軽症で済んでいる、無症状で済んでいる、これはワクチンの効果が現れているという検証がされているんですけれども、それをやはりなくしていく上でも、改めて検査の必要性が大事じゃないかなというふうに思うんですよ。そういった意味では、検査をし、保護して隔離をする。もう再三再四言われているこの状況をやはり水際でいかに防止するか、それが問われているんじゃないかなというふうに思っております。

そういった意味では、例えばの話ですけれども、四條畷市ではワンコインでPCR検査、500円です。市内在住と事業所なんかへ通ってはる方を必要な人に検査が500円のできる、あるいは泉佐野市では月2回、合計9回まで無料で検査できる検査センターを設ける、こういった先進的な取組をされているということは、やはり水際できちんとそういう検査をして、ブレークスルーもそうやし、感染者をいかに抑制していくかということが大事かということが認識されていると思うんです。

そういった意味では、本町は必要なときにできるということで、まずはこども園、小学校ということになるんですけれども、全体的に私は、事業所なり本町の職員もそうなんですけれども、そういう複数でやってはるようなところも、やっぱりできるような体制にすべきではないかなというふうに思っております。そのあたりの見解を求めたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

クラスターの発生を抑えるには、日頃から感染防止対策が必要であると考えます。その上で、PCR検査を必要な人にしてこそ実施する意味があると考えております。

大阪府では、先ほど申し上げましたように、高齢者施設等における感染者の早期発見及び

感染拡大防止を図る目的で、高齢者施設、障害者支援施設など無症状の従事者に対し、希望者にPCR検査を2週間に1回の頻度で実施しております。そのため本町では、広く希望者を対象とした本町独自のPCR検査の実施は、現在のところ考えてはおりません。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

是非、こども園からスタートするモニタリング検査を確実に学校でもやっていただくことをまずお願いしていきたいというふうに思います。

次に、大きな項目の防災計画についての質問をさせていただきます。

最初に、平成31年度、防災計画の改定が行われました、2年前ですけれども。沿革を申し上げますと、私の知っている範囲なんですけれども、昭和53年12月、昭和58年3月、昭和61年3月、平成3年、また平成8年、平成11年、平成19年、平成28年、平成31年と8回改定されてきております。

大体5年ごとに防災計画は改定されてきているわけですけれども、直近では平成31年3月に修正されました。この平成31年の直近の改正されたポイントをまずお聞きしたい。

次に、平成29年、2017年10月に本町も大分被害を被った台風21号で、幸い人的な被害はなかったんですけれども、この状況からの教訓はどういったものがあったのか、総括されているのか、お伺いするものであります。

次に、職員の緊急配備体制の構築について、タイムラインの発動についてお伺いいたします。

台風をはじめとする自然災害発生時における職員の配置体制は、二次的被害防止や災害後の復旧活動に欠かすことができないものと承知しているところであります。

そこで、A号配置、B号配置、C号配置というのが本町では決められておりますけれども、この配置計画はどういった状況のときに発令されるのか、お伺いいたします。

以上2点、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

平成31年3月に行った河南町地域防災計画の主な改正点でございますが、国のガイドライ

ンの変更に伴いまして避難情報の名称を変更、これにつきましては避難情報準備、高齢者等避難開始でございます。次に、大阪府北部地震での教訓から、ブロック塀等安全対策や家具の転倒防止の促進について追記するなどしております。

続きまして、平成29年台風21号の災害対応につきましては、本町のような少ない職員で災害対応を行う上では迅速な防災対応や地域との連携を取ることが重要であると認識し、平成29年台風21号の災害対応を教訓にした河南町土砂災害タイムラインを地域防災計画に位置づけ、タイムラインに基づく防災体制を取ることとしております。

次に、緊急配備体制につきましては、まず、大雨警報、洪水警報が発表されたときまたは町域に震度4の地震が発生したときに事前配備本部を設置します。次に、石川に洪水予報が発表されたとき、町域に土砂災害警戒情報が発表されたとき、小規模な災害が発生したときなどに災害警戒本部を設置します。次に、特別警報が発表されたとき、中規模以上の災害が発生したときは、災害対策本部を立ち上げます。

職員の配備体制なんですけれども、石川に洪水予報が発表されたとき、町域に土砂災害警戒情報が発表されたとき、小規模の災害が発生したときなどに町災害警戒本部、これは課長補佐級以上なんですけれども、55名を設置します。

次に、A号配備につきましては主任級以上88名で、特別警報が発表されたとき、中規模の災害が発生したときの体制でございます。

B号配備なんですけれども、主事級以上で、これは125名なんですけれども、大規模災害が発生するおそれのあるときの体制でございます。

次に、C号配備、これは全職員147名の体制なんですけれども、大規模の災害が発生したとき、町域に震度5以上の震度を観測したときの体制でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

なぜ職員さんの体制の質問をしたかといったら、やはり災害の初動でもそうなんですけれども、復旧に関して、また住民さんの安全確保という観点で、いかに職員さんの体制の整備が必要かという観点から質問させていただいたんです。これだけの迅速な体制を維持されることを願ってやみません。

ただ、例えばB号配置なりC号配置のときに、町内の職員さんが以前から比べたら少なく

なっているという問題意識も片一方でありますよね。他所から通って、これは仕方ないことなんですけれども、そのあたりの事前の連絡網の再整備も是非お願いをしておきたいというふうに思っております。

次に、最近の雨の降り方の問題で、線状降水帯やゲリラ豪雨といった問題が各地で大きな被害をもたらしておりますけれども、記録的短時間大雨情報の予測、その対応なんかも求められております。時間当たりの降雨量が50mmあるいは100mmと想定した状況のマップが防災上必要ではないかという問題意識を持っております。これに対しての対応をどのように考えておられるか。また、同じように、短時間だったらそんなに降らないけれども、2日、3日と同じような雨が続いたときにどれだけの被害が出るんだろうかということも必要になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

せんだって各家庭に配られた災害マップでは、土砂災害地域であるとかいろんな被害状況が書かれているけれども、どれだけ降ったらどれだけの被害があるかというのは分からないんですよ。せんだって伊豆のほうで大きな土砂災害があって、二十数名の方の人災があったわけですが、それでもやはりそういう防災マップには載っていたにせよ、あれだけの雨が短時間に降ってあれだけの被害になるんだったらそういう想定外のところが多く被害が発生している。そういったところに関しての問題意識をどのように捉えておられるか、お伺いするものであります。

それともう一つは、ハザードマップの活用を、ただ各家庭に配ってはいおしまいではなくて、これをどう日々の住民さんに問題意識を持ってもらうかということが大事だというふうに思うんですけれども、これの活用をどのように考えておられるのか、そのことについて答弁を願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

線状降水帯、ゲリラ豪雨対策につきましては、予測がつきにくい場合が多いですが、気象防災情報を発信する气象台とホットラインで情報共有を行い、住民に対し速やかに情報を発信するよう努めております。

また、浸水被害の想定としましては、大阪府が策定した1時間195.5mmの降雨量、これは1000年に一度起こると想定される最大規模の降雨量を想定しました石川浸水想定区域図があります。

土砂災害につきましては、大阪府が土砂災害の危険性が高い箇所を示した土砂災害警戒区域図や、土壌雨量指数を用いて土砂災害の危険度を表示する土砂災害警戒判定メッシュ情報があります。

町では、最新の浸水想定区域図及び土砂災害警戒区域や、住んでいる地域の地理条件と周辺施設、避難所等を記載したハザードマップを令和3年3月に作成し、全世帯に配布しております。

今後も、ハザードマップの見方等について住民の皆さんに周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

配っていただくのは結構なんですけれども、それについてやはり問題意識をきちんと住民さんと共有ができるように、是非、尽力願いたいというふうに思います。

それで、線状降水帯の話をさせていただいたんですけれども、本町は雨量計が2か所設置されております。平石地区とさくら坂地区に設置されております。弘川地区や上河内地区にはその雨量の表示板を設置されております。近場では千早赤阪村の水分地区、川野邊地区にも設置されているんですけれども、河南町の雨量を測る上で、これで充足されているのかという問題意識を持っております。

是非、そういった意味では、全体の今のゲリラ豪雨、線状降水帯の関係でいち早く雨量を測るという意味では、もう少し設置場所を増やす必要があるのではないかなというふうに思っているんですけれども、大宝地区への設置をお願いしたいんです。その見解を求めたいというふうに思っております。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

大阪府が設置しております雨量観測情報用の雨量計につきましては、先ほど議員が仰せられましたように河南町内には平石地区とさくら坂地区の2か所がございます。また、災害時等におきましては、本町においては水分地区や川野邊地区の情報も利用しているところでございます。

議員仰せの大宝地区への雨量計のことですが、大阪府では半径2 kmから5 kmごとに雨量計を設置しており、河南町域には既に平石地区とさくら坂地区の2か所が設置されていることから、新たな設置は難しいと聞いております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

従前の考え方だったらそれでいいかも分かりませんが、今の近年の雨の降り方の状況では、やっぱり情報の雨量、現状設置されているだけでは不足しているという認識をしていただいて、府に強く設置の要望をしていただきたいというふうに思っていますし、また、寺田橋のところに河川カメラが設置されております。これも遠隔操作でカメラで見られるということなんですけれども、これも本町でいったら1か所だけという問題意識もあります。

是非複数箇所、千早川水域には設置されていませんよね。そういった問題意識も併せて捉えて設置の要望を粘り強くやっていただきたいという、これは要望だけにしておきます。

次に、緊急物資の確保の問題と課題について伺います。

緊急時の防災バッグは、1世帯1袋の申込みについては昨年からやられて、非常に関心が高く追加予算も組むという状況で、今その受付もされているかというふうに思いますけれども、個人の災害対策は、こうした形で少しずつ整備されていることはよいことだと思います。その一方で、地域での災害時対応の物資確保の取組はかなりの差があるのではないかとこのように思っています。

そこでお伺いしますが、自治会レベルでの物資の確保についての現状把握はできているのか、どうなっているのか、伺います。進んでいるところとそうでないところの状況把握が必要かと思えますけれども、どうなんでしょうか、見解を求めたいというふうに思っています。

また、役場の緊急物資の確保の現状認識について伺いますが、役場の緊急物資の確保はどの程度できているか。特に重要な水の確保、食料、生活用品の数について、個々のところでお伺いしたいと思います。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）



現在河南町では旧校区ごとに自主防災組織があります。各自主防災組織では、備蓄品をはじめ防災訓練など防災に関する取組を自主的に行っておられます。したがって、議員仰せの自主防災組織の物資の確保の状況につきましては、確保はできていない状況でございます。今後、町と自主防災組織、自主防災組織間の連携した対応をするための組織づくりを検討し、町内の自主防災組織の情報共有に努めていきたいと考えております。

また、町の緊急物資の確保状況につきましては、飲料水につきましては町と大阪広域水道企業団が備蓄水として約1,000ℓを備蓄しております。食料につきましては、アルファ化米を約2,200食分備蓄しております。生活用品につきましては、毛布や紙おむつ、生理用品、簡易トイレ、トイレットペーパー、マスクなどを備蓄しております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

答弁で、地域の自主防災会や自治会の役員との連携、情報を密にしていくということなんですけれども、その確保について、個人でしている分、地域でされている分、役場でしている分、この連携、かぶっていても仕方ないことで、役場の役割はここなんだ、地域ではこれだけのことをやってくださいよ、個人では最低限これだけの緊急の整備をしてくださいよ、その情報を整備していく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その見解を伺いたいというふうに思います。

次に、水の問題についてお伺いします。

災害発生後3日間は1日1人3ℓの水が必要だということで、過去のいろんな災害からの教訓が言われておりますけれども、本町の水の確保は今の報告で大丈夫かというふうに思います。見解を求めたいと思います。

また、給水タンク車の整備、給水用資機材の整備状況はどうなっているか。

さらに、井戸水です。災害時利用促進に向けての協力井戸という制度があると思うんですけれども、登録制に向けての現状把握はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

地域での防災備蓄品につきましては先ほど申し上げましたとおりでございますが、今後、

自主防災組織間の会議体で情報共有に努めてまいりたいと考えております。

次に、水の問題でございますが、河南町地域防災計画では、町は大阪広域水道企業団と協力して発災後3日間は1日1人当たり3ℓの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるように努めるとなっております。また、災害発生時はさくら坂低区配水池にて1,000t、大宝低区配水池にて2,000t、大宝高区配水池にて800tの水を確保することが可能となっております。

なお、大阪広域水道企業団では、給水車が5台、給水タンクは56基保有されています。河南水道センターには0.5tの給水タンクが2基、1tの給水タンクが1基、2tの給水タンクが1基保有されています。また、給水用資器材として10ℓのポリ容器140個、6ℓの給水袋6,300枚を保有されています。

次に、災害時協力井戸についてでございますが、飲料水以外に使用できる生活用水として、災害時協力井戸の登録は大阪府で行われており、大阪府のホームページで各市町村の登録数が公表されています。なお、本町の登録数につきましては19か所となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

特に災害時における水というのは一番重要だし、飲料でもそうやし生活を維持していく上でも大切なことなのですからけれども、今、部長答弁であった水の確保というのはこれで本当に大丈夫なのかということと、もう一つは、先般の決算委員会でも指摘させていただいたんですけれども、大宝地区の高区、低区、さくら坂地区のタンクの緊急遮断弁、これの管理運営上、本当に緊急時に大阪広域水道企業団との連携がきちんとされるのか、タイムラインのところですらそういう連携がされるのか。

大阪広域水道企業団のほうと河南町の役場が同じようにセンターで職員が配置されていますけれども、タイムライン上は別組織になるという形になるので、そのあたりの問題意識を持っているんです。そのあたり、再答弁していただきたいということでもあります。

それと、協力井戸の問題、登録が19か所ということなんですけれども、本町の場合、井戸の活用はもっとできるんじゃないかなというふうに思っているんです。これを増やす手だては考えられないか、その答弁をお願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

今後も、町内自主防災組織と情報の共有に努めまして、地区や住民への周知、啓発を続けてまいります。

また、水の確保や給水車の確保につきましては、大阪広域水道企業団が担うこととなっておりますが、町としましても連携して取り組んでまいりたいと考えております。

災害時協力井戸の推進につきましては、府と連携し、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活水の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

是非、水の問題については重要視して、防災上の対応をしていただきたいというふうに思っております。

③の避難者支援の問題について質問させていただきます。

災害時における避難行動で一番大事な活動の一つである、高齢者や障がい者など支援を必要とする人たちに対する活動をどうするか、これが問われているんじゃないかなと思います。日頃からの支援活動に対する名簿の管理と運用についてお伺いします。

役場、民生委員・児童委員、自治会、自主防災会との連携は現状どのようになっていますか、このことをまずお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

大雨によって土砂災害や洪水が発生する可能性がある場合は、早めに危険な場所から避難することが重要となります。独り暮らしの高齢者など避難に支援が必要な方につきましては、地域での助け合い、支え合いによる避難支援体制の準備が必要不可欠です。

町では、毎年避難行動要支援者名簿を作成し、平時にあつては情報提供同意者について地区長、民生委員・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会と情報共有を行い、支援体制づくりの資料の一つとして利用していただいております。また、現在進めておりますコミュニティタイムラインの作成支援を通じまして、各地区役員等における役割分担の再確認を行っ

ている地区もございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

是非、地域との連携を密にお願いしたいというふうに思います。

次に、プライバシーの保護の観点から、災害時は命が一番、命をいかに助けるか、これが問われているんですけれども、自分では逃げられない、逃げ切れないという人たちに対する支援をどうするか。これは、自主防災組織なんかの会合をしたら、やっぱりプライバシーの保護との観点で非常にちゅうちょされるという状況が生まれています。このことに対して今、部長答弁では、そういう法的な整備でプライバシー保護よりも命を一番というようなことだったんですけれども、それでは、現状のそれぞれの組織に対してどのような取組をされようとしているのか、ちょっと見えてこないんですよ。

そのあたりを交通整理しておかないと、プライバシー保護でいざといったときには間に合わないということにならないようにしてもらいたいんですけれども、そのあたりはどうか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

避難行動要支援者名簿の個人情報保護という点で、情報提供について同意されない要支援者対策をどうするかということや、支援する側の方々の高齢化に伴う人材不足という課題があると考えております。

災害の発生時や発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第49条の11第3項に基づきまして、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対しまして名簿情報の提供ができるようになっていきます。この場合におきましては、名簿情報を提供することについての本人の同意を得ることは要しません。これによりまして、避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、避難行動に支援が必要と認められた者の避難誘導の実施に努める必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

最後に、防災やコロナ問題について私は1項目、2項目で質問させていただいたんです。関連することなんであれなんですけれども、私は、役場の危機管理の在り方が非常にこの1年、2年問われてきているという問題意識を持っています。

災害時、しかも緊急事態の在り方が問われているんですけれども、その点で危機管理室の現状、体制で大丈夫なのかという、今、体制が3人ですか、職員さん。やっけていただいているんですけれども、これが制度的に維持できるのかという、住民の命と健康あるいは防災、警備の部分も担っている、非常に幅広い分野を担っていただいているんです。そのことで危機管理室のところに業務が集中しているという問題意識もあるんですけれども、そのあたりで緊急時の危機管理の在り方、これについて体制面も含めて町長の見解を求めたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

今、危機管理室というのをつくっているんですけれども、現状、先ほど議員仰せのとおり3名体制でやっております。危機管理というのは、当然大雨とか台風とかの災害、地震の災害、それから今回問題になっています新型コロナへの対応、それからサイバー攻撃への対応など、はっきり言って危機管理というか、何か災いというんですか、そういうのがあることについての対応は危機管理室が全部負うということなんです。

ただ、災害の内容についてはそれぞれの担当部署があります。台風とかであれば、道路とか河川とかであれば当然まち創造部という部がある。コロナでは健康福祉部という部があつて、それからあとサイバーとかそういうものについては総務部のほうで対応するという事で、全体として対応していくということなんです。ですので、全て危機管理室で全部対応するわけではないというふうに私は考えております。

危機管理室がするのは交通整理というんですか、全体的な枠組みをつくっていくのが危機管理室であるというふうに思っていて、町の職員全体としてやっぱりそういう対応はしていく必要があるというふうに思っています。

今回も、コロナのワクチン接種、これも言えばコロナ対策の危機管理の一環なんですけれ

ども、全庁体制で全員がワクチンの接種に携わるような形での進め方をやりましたので、はっきり言ってこういうような形になれば、もう職員が数少ないんで、全員が私も含めて担当者というようなそういう考えでやっていかないといけないかなと思っています。ですので、それぞれの部署でそれぞれの役割を果たしていくという形を取っていくことになります。

先ほど、防災体制を辻本総政部長のほうから答弁がありましたけれども、それも、体制をこう組むということを全職員に通知しています。全職員が認識しているということは、これがチームというか全体で取り組むと。ラグビーでいうワンチームというような形で取り組んでいく必要があるというように考えております。ですので、今の体制の中で全職員が対応していくというふうに考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

町長の答弁ありがとうございました。是非緊張感を持った緊急対応をしていただきたいというふうに重ねてお願いしておきます。

最後の項目ですけれども、ゴルフ場周辺の環境についてお伺いいたします。

まず、町道の問題意識なんですけれども、さくら坂南から町道上河内線の間、金剛霊園から南に下った辺り、ワールドカントリーゴルフクラブがあります。そこの抜け道のことなんですけど、日常的に住民の方が散歩したり車で通行されたりしております。この道は一体どんな性格の道なのか、まずお伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

議員ご質問の道路につきましては、平成5年3月に開発許可されたワールドカントリーゴルフクラブのゴルフ場開発に伴い、都市計画法第32条の規定により、開発者との協議に基づいて、開発区域内にあった従前の町道3路線、これに代えて新たに設けられた地区間を連絡する道路でございます。

開発前の町道3路線は、どれも幅員2mに至らない狭小で車両が通行困難な険しい山道となった状況で、路肩構造物がないなど非常に脆弱な道路でございました。また、昭和57年の豪雨災害時は、河内地域唯一のアクセス道路であった府道上河内富田林線が河川の氾濫、土

砂崩れにより通行不能となり、地域が孤立したことがございました。関係地区からも、地区間の道路の2条化の要望を強くいただいております。

このような状況の中、ゴルフ場開発が進められたことから、3路線を統合し地区間連絡道路とすべく、開発者との協議より整備されたものでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

ゴルフ場開発に伴ういわゆる獣道的な道を広げていって、現状なっているというのが分かったんですけども、また、57災害のときの教訓で、道を広げて孤立化を防ぐということでの道の活用がされているということで今、現状認識しました。

実は2年前に、台風規模でもないんですけども、大雨と風によって樹木が倒れて、私のところに樹木の撤去を求める要望が出されました。それで担当課のほうに要請をかけたら、これは町の管理ではないということで、ワールド牧場のほうに依頼をかけたら即撤去していただいたんですけども、町が管理している道なのか、それともワールド牧場が管理している道なのかよく分からんというのが現状ではなかったかなというふうに思っています。

それはともかく、現状、道の凹凸の問題や傷み、排水路にかかっている段差の解消がなされていないという現状があります。こういった問題はどこの責任でやられるのかということなんですけれども、そのあたりの認識を伺いたい。

それで、さくら坂の開発、ゴルフ場の開発から20年、25年と経過している中で、担当課のほうも問題意識が薄れてきている中で、この際、この道の性格をきちんと整備していく必要があるんじゃないかということでこの質問をさせていただいているんですけども、町道認定をすべきだというふうに思うんです。そのあたりはいかがかというふうに思っています。

今、ワールド牧場との関係でこの話合いはどこまで進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

この道路は、ゴルフ場の開発行為の完了の翌日をもって町に帰属された開発道路ですので、一般の通行は可能となっております。

また、開発者との協議で、開発行為が終わりましても当分の間、工事関係車両の通行が考

えられたことから、公衆用道路としながらも、この間の維持管理はゴルフ場が行うこととし、現在に至っております。

また、移管に当たっては表層舗装の整備及び分筆登記が条件となりますが、一部、地図混乱地域があって登記作業が止まっている状況であります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

登記関係が整備できていないということが分かったんですけれども、それも、やはりいつまでもほっておくわけにはいかんでしょう。だから早急にゴルフ場と、管理上やはりどこの所在で、町道移管されることを前提に話合いが数年前からやられていたというふうに聞いているんですけれども、それがやられていない、現状できていないという問題があるので、早急にこれについてはやっていただきたいというふうに思っております。これはもう要望しておきます。

次に、焼却炉の問題についてお伺いいたします。

実はこの質問は、8月5日に区長会の代表の5人の方と我々議員10人が初めて懇談会をやらせていただきました。そのときにさくら坂地区の区長の方から、ゴルフ場の脇にある焼却場で懸念するんだということで、心配しているんやというお言葉がありまして、特にダイオキシンの懸念がないだろうか、発生がないだろうかということで心配されておりましたので、この質問を入れさせていただきました。

そこでまず、ゴルフ場の横に設置されている焼却炉は公認されているものかということと、2つ目には、こういう施設に焼却炉の設置は可能なのかということと、年間どの程度焼却されているのか。4つ目には、先ほど言ったようにダイオキシンなどを含む有害物質は排出されていないのかということと、監視、測量等はどのようになっているのかということとを5つ質問させていただきます。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

まず、1点目の焼却炉が公認されているかのご質問でございました。これにつきましては、ワールドカントリーゴルフクラブの焼却炉につきましては、コース内で刈り取った芝を



焼却するとして平成9年に設置されておるものでございます。この焼却炉につきましては、大阪府生活環境の保全等に関する条例による届出施設に該当いたしますので、同条例第19条第1項の規定に基づき、届出施設設置届出書が大阪府に提出され、平成9年6月3日付で受理書が発行されております。

2点目の設置の可否でございますが、特にゴルフ場での設置に関して制限するものはございません。

次に3点目、年間の焼却量のご質問でございますが、その量につきましては把握いたしておりません。

次に、4点目と5点目に関してお答えさせていただきますが、ダイオキシン類対策特別措置法第28条及び同法施行令第4条において、焼却炉の設置者は、ダイオキシン類による汚染の状況について毎年1回以上測定義務が課されており、排出ガス、燃え殻、ばいじんの3項目について測定結果の報告があり、その結果はホームページで公開しております。直近では、令和3年3月24日に試料採取した測定結果の報告があり、その測定結果は全て基準値内でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

焼却炉は公認されているということで認識をいたしました。こういった大型レジャー施設というか、ゴルフ場なんかも含めて可能だということも分かったんですけども、そういったことを僕は住民さんが懸念されるという状況が問題だと、やはりきちっと僕は説明しておくべきやというふうに思うんですよ。

先ほども言ったように、散歩も通行もよくされていると。あそこで煙が出ているということになれば、あれ大丈夫かということがまず心配事が出てきますよね。そういったことを町のほうも把握しているし、心配ございませんということアナウンスすべきじゃないかなというふうに思っております。そのことについて見解を述べていただきたいというふうに思います。

それと、本町の飲食店や事業系のごみは有料ごみとして扱っておられますけれども、こういったゴルフ場も同じような対応ができないものかという問題意識があるんです。それについての見解を求めたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

まず、定期的な測定と公表の件でございますが、先ほど申しましたように、焼却炉の設置はダイオキシン類による汚染の状況について毎年1回以上測定義務が課されておりますので、測定結果をホームページで公表しているところでございます。これについては、これで周知させていただいていると考えてございます。

また刈り取った芝の業務系ごみとして外部に委託するか、事業処理を事業者が自己処理するかは事業者が選択することができますので、当該事業者は焼却炉を設置し、自己処理することとされたものでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

私はゴルフ場を別に敵視するわけじゃないんですけれども、やっぱりきちんと説明責任を果たしてもらって、地域での共存共栄が図れるようにやっていただきたいというのが希望なんです。そのことで、片一方だけの情報だけでできるのかなというふうに思います。

そういった意味では、ホームページだけじゃなくても、たまには広報でも公表して、ゴルフ場の焼却は大丈夫ですよということを言っていただきたいということを要望して、終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

力武議員の質問が終わりました。

ここで10分間の休憩を取ります。

休 憩（午前11時17分）

~~~~~

再 開（午前11時28分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、佐々木議員の発言を許します。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

議席番号6番、佐々木希絵が質問いたします。4つの事項にまたがって質問しますが、お昼までに終わらせようと頑張りますので、町長に当たったら話は短めでお願いいたします。

まず初めに、若者の活躍について質問いたします。

若者議会を導入してはという質問なんですけれども、若者に限らず、多様な属性の住民が居場所を確保するためには、多様な声を市政に反映する必要があります。その一つとして、若者の声をまちづくりの中心に据えるということは、将来の河南町が活性化するにも必要です。

今、国連総会が開かれていて、そのライブ配信がされているんです。それを私がたまたま見ていたのがテクノロジーの分野とか保健衛生、ジェンダー平等とかの分野だったんですけれども、その見ていた全ての分野で若年世代の声を聞くということの重要性が語られていました。ということもあって、若者議会を導入してほしいというのがこの事項の趣旨です。

まず、若者議会というものを説明いたしますと、1980年代以降の新自由主義やグローバリゼーションによる社会変容から、若者をめぐる状況は複雑化してきています。こうした状況の中で、若者の脆弱性、若者の政治不信、若者向け政策と現実の若者が欲している声、そのずれが拡大してきているということ認識し、若者の意見聴取の仕組みを強化するという動きとして、1990年代後半以降にEU諸国に広がった仕組みです。

国内でも導入自治体が増えており、その例は枚挙にいとまがないほどなんですけれども、特に活発に取り組んでいる事例として愛知県の新城市があります。新城市では、若者議会を条例化し、しかもその議会に1千万円ほどの予算提案権を持たせています。その予算を基に、冬季の観光が減ることへの対策として、T i k T o kでたき火をバズらせるとかスウェーデントーチのキャンプ体験などを提案して実現させています。また、T i k T o kとかスウェーデントーチとかは小さなことかもしれないんですけれども、図書館のリノベーションというのをして、それがすごく成功して、自習室が今まで少し使いにくかったけれども使いやすいようにしたといういろいろな工夫をすることで、図書館の利用者というのが急増しているということです。

これは新城市の例なんですけれども、近くの尼崎でも若者議会やったか、議会という名前じゃなかったかもしれないんですけれども、その若者組織の声からスケートボードパークが実現すると話していました。

さて、河南町はご存じのとおり人口が減少の一途で、遅くとも恐らく再来年には1万

5,000人を切りそうなぐらいになっています。これを調べたときに8月のデータを見たら、もう1万五千百何人なんです。8年前、9年前に議員になったときは1万6,000人の真ん中ぐらいだったので、本当にどんどん減っていつているなという状況です。

人口問題、人口対策というのを町もしていただいているんですけども、やっぱり鍵を握るのは若者なんです。私も中年世代ですので、幾ら中年世代以降の人がああやこうや、人が住みやすいようにと言っても、先ほどEUの例でもあったように、その声と私たちが考える若者の住みやすさというのがやっぱり乖離してくるところで、本当に河南町が若年世代にとって住みやすい場所になっているのかというのが分からない部分が多いです。

河南町として住民の意見を聞く貴重な場である各種の委員会、また審議会とかにも、若年世代というのはほとんどいないです。町は若年世代の声を聞く必要性についてどのように今認識されているのか、また、実際に今はその声を聞く具体的なこととしてどういうことを取り組まれておられるのか、また、各種審議会とか委員会とかに住民代表として参加されている人の属性割合、若年世代、概ね30歳未満ぐらいの割合も併せてお答えください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

少子高齢化や人口減少、人々の価値感やライフスタイルの多様化など、本町を取り巻く社会経済構造は大きく変化しています。本町が抱える様々な課題に適切に対応し、人々が住みたいと思うまちを実現するためには、住民、議会及び行政が協働して取り組んでいくことが必要不可欠と考えております。

議員お尋ねの各種審議会や委員会に占める若年世代、概ね30歳未満の割合ですが、例といたしまして、河南町まちづくり会議の委員の中には30歳未満の方はおられませんでした。

これからのまちづくりを考えるに当たっては、若年層の積極的な参画は極めて重要であり、若者の柔軟な発想、意見を積極的に取り入れて、活力あるまちづくりに取り組む必要があると考えております。議員仰せの愛知県新城市における若者議会など先進事例を調査研究するとともに、まずは若年層の意見を積極的に聞いていく仕組みを考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

調査研究して積極的に考えていきたいという答えなんですけれども、5年前、町制60周年事業のときに、当時の町長が主催してだんじりパレードが行われましたよね。このだんじりパレードの経緯なんですけれども、当時の秘書企画課長が各青年団を回って、だんじりパレードをしてほしいと要望を出すように求めた。だんじりパレードのために若い世代、若年層から成る団体を組織しました。そのとき言っていたのは、そのときだけではなくて、それ以降も若年世代のまちづくりの基盤団体として、その組織とうまく連携していくということをおっしゃっていたんですね。でも実際、このときから5年間、今たっているんですけれども、まるでその気配がない。これ、言い方は悪いかもしれないけれども、町は若い人たちの声を自分たちの必要なおきには利用して、ふだんはやっぱりその声を聞くという努力をしていない。都合のいいときにしか声を聞かないというのがどうしてもしみついてしまっているようにも感じるんです。

日常的にいろんな住民さんの声を聞くというような何か仕組みとしてできていたら、議員だって10人も要らないんですよ。実際ヨーロッパとかほかの国では、各種委員会にいろんな住民さんが入っているから、河南町よりも何倍もの規模の人口の場所でも議員が5人や6人、最終的な結論を出すというだけの組織だったりもするんです。今、河南町、この20年ほどの間に議員定数が16人から10人になって、いろいろとメリットはあったけれども、実際問題として住民の声は必ず届きにくくなっています。その補完するような仕組みが本当は必要やったけれども、それはいまだにできていないままなんです。そういうのが重要になってくるんです。

河南町は今、辻本部長もおっしゃったように、多様な属性の住民の声を聞くことが必要やと常々おっしゃっておられますよね。積極的に調査研究するなんですけれども、これ、住民の声、本当にいろんな人の声を聞いてほしいと言い出してから、本当に今回も無理でした、今回も無理でしたと終わっていて、調査研究しますと言っても本当に動く気配がないんですね。私たち議会も、議員が少なくなったことによって届きにくくなった声をカバーするために、議会でも住民さんとの交流の場を持ったらどうかという動きも出ているんですけれども、本当に町も1回本腰を入れてほしいです。

今、若者の柔軟な発想とも言っていたんですけれども、別に若者に柔軟な発想だけを求めるんじゃなくて、若者イコール柔軟な発想というのはすごく安直やなと思うんですよ。若者が今何に困っていて、どういう支援があったらいいのか、柔軟な発想以外に本当に聞かない

といけない声はかなりあると思うんですよ。ただ、いつも女の人といえば女の人の何が困っているか、若者といえば柔軟な発想、そうじゃなくて、本当に生活の中でどういうことを考えていて、どういう生活をしていて、何を考えて生きていてどういう支援が欲しいか、そういうところの視点を持って是非やってほしいんですけれども、本腰を入れてやってくれるのでしょうか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

ご質問の件ですけれども、多様な住民の意見を聞くということで、河南町では、タウンミーティングもいろいろと計画しておりました。まちづくり計画の作成の際もタウンミーティングをするということで住民さんに一旦周知させていただいたんですけれども、コロナ禍の影響で中止ということになりました。

それで、町長が就任されて、もう2年がたとうとしております。今後は、できるだけ早急なんですけれども、住民の意見を聞くためにタウンミーティングも開催していかなくてはならないと私どもも考えております。

それで、若者の意見だけとは違うんですけれども、若者の意見といたしまして、近隣の市でもそういう若者会議をされているところがございます。ですので、そういう実態を本当に調査、話を聞かせていただきまして、先ほども申しましたように前向きに検討していきたいと考えておりますので、それでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

ちょっと本腰を入れて調査研究するというところで、よろしくお願ひします。

タウンミーティングも何度か町でもやっているんですけれども、やっぱり意見をその場で出しやすい属性の人、その時間に外に出やすい人、本当に偏ってしまうんです。中では、タウンミーティング中にその意見は今は受け付けていないというような、あなたからの意見は受け付けていないというようなこともあったりとかするので、タウンミーティングを今、取りあえずの代替手段として言うのであれば、本当にいろんな人が声を出せるような運営にしてください。

ということで、じゃ、次の質問にいきます。

体育授業中の事故について書いているんですけども、校内の事故についてです。

文科省によりますと、年間に起こる学校事故というのが平均で100万件を超えているそうなんです。日本スポーツ協会というところを見ると、2019年に学校管理下での死亡事故というのが56件あったそうです。そのうちの死因のトップは突然死、その他としては外傷、窒息、溺死などがあります。同じ2019年の傷害発生件数は363件、これ、日本スポーツ協会というところが保険を出すような大きなところなので、その保険対象になるような傷害という意味で363件。この中では体育とか部活で発生する事例が最も多く報告されています。意外と多かったのが休み時間中のふざけている間に転落したとか、そういうこともかなり多かったです。

いろんなことを調べていると、事故を防ぐという有効な対策としては、やっぱり過去の事例をしっかりと検証すること、調査すること、そして、現場にいる大人たちがちゃんと正しい知識を持って、非常時には適切な対応を行えるように訓練することということが一般的にあるんでね。それらに対して河南町では今どのような状況なのか、取られている対策を事故後のことも含めてお答えください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

本町におきます小中学校の体育や部活動での事故等の状況につきましてでございますけれども、状況では突き指や打撲、捻挫、擦り傷等が主なものとなってございました。なお、重大事故等はなかったという状況でございます。

学校管理下での事故に対する対策や事故後の対応につきましては、各学校で学校事故災害発生時の緊急体制等に関するマニュアルを作成し、年度初めの職員会議、また学校事故発生時の対応等についての共通理解、情報共有を行うとともに、心肺蘇生法や自動体外式除細動器、AEDでございますけれども、これらを用いた講習会を実施し、緊急時に備えております。

また、教職員が学校体育活動等における事故防止に関しまして、授業等で使用する用具の安全確認や、また熱中症対策などの専門的な知識を習得し、学校における効果的な事故予防対策と事故後の適切な対応を行えるよう、大阪府教育庁などが実施しております研修会などへ参加してございます。

事故が発生した場合の対応といたしましては、マニュアルに基づき応急処置や、場合によ

っては必要に応じて救急要請などを行いまして、事故発生後につきましてもけが等の大小を問わずこれらの事例を検証し、二度と同じ事故を起こさない、また発生させないよう内容の分析を行っており、指導方法の見直しや改善、また児童生徒への安全指導を行っているところでございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

まず、いろいろな対応を行っていただいているということはよく分かりました。ただ、重大な事故がなかった状況、これ何年度のことかとかもないので、すごく区切っているのかもしれないですね。重大な事故はあったでしょう、大分前に。心臓が止まって、そのときは死ななかったとかもあったと思うので、これ、いつのことを言うているのか、よく分からないんですが、あと、いろいろやっていただいているということで、ただ、基本的に先生対生徒、例えば近つ飛鳥小学校やったら先生が1人に対して生徒が25人ぐらいなんですけれども、割とそれでも一人一人の顔色、しぐさ、動き、呼吸の荒さなどを、死因のトップが突然死なので、そういうのをつぶさに観察するというのは、特に経験の浅い先生であればあるほど実際それをするというのは不可能じゃないかなと思うんです。

また、高槻市では去年やったか、マスク着用で体育の授業、持久走か何かをしているときに児童が1人亡くなったということもありました。そのことを話している高槻市議会の動画を見ていたんですけれども、言っているのは、事故発生時の対応がマニュアルと異なっていた。本来は、高槻市の同じようなマニュアルでは、119番通報をして電話を切らずに指示を仰ぎながらAEDや心肺蘇生などを行うということがマニュアルなんですけれども、実際は119番通報して切って、その場の先生の判断でAEDを操作したということなんです。

たしか河南町でも、何年前か、5年、6年ぐらい前に女の子が1人、心臓が突然止まったというときにも、多分、本来はその場で蘇生をしないといけないところ、保健室まで運んで、ほかの生徒たちを動揺させないように、言うたら隠してやったということが……。いや、そのはず。そうでした。そのとき言ってました。やりました。

今さらそれを別に責めるつもりはないんです。いざというときにスムーズに動けるということのほうが奇跡なんですけれども、やっぱりそれでも適切に大人が対応できるように、本当に日頃から訓練を積まないといけない。いつでもそういうタイミングに合わせて準備が整っているという状態をできるだけつくってほしい。何かめったに起こらへんことやろうと思



って、避難訓練とかでも子供の頃を思ったらそう真面目にやったことはないんですけれども、でも本気でやるという以外にないかなと思うんです。

学校内の事故に関して調べていると、事故の防止というのは事故後の検証、そして検証結果の累積、学校として経験を重ねていくというのが有効やということが分かりました。大きな事故、先ほどもおっしゃっていたように大阪府のマニュアルとかもあるんですけれども、本当に学校の校舎の形状であるとか地形であるとか、気温であるとか生徒の特性であるとかというところから起こる事故というのはそういうものに対応していないんです。大阪府の一般化した事例集のような形で一般論化した事例を聞かされても、やっぱり自分事にはしにくいというのが人間なんじゃないかなと思うので、せっきく事故後の検証を行っているのであれば、文書化して学校の経験として蓄積をしてほしいです。

というのも、ほかの河南町以外ではあるんですけれども、生徒が亡くなったという事例をタブー化して、そのときは何かぜんそくの子が持久走して、ぜんそくが出たから1人で帰らせて、帰っておうちで1人で亡くなっていたということがあったけれども、その話はもうそれ以降はタブー化してしまって、それ以降に来た先生も、うわさではこういう話らしい、聞いたことがある、でも実際のことは本当に詳しく聞けるような環境ではなかったということになっているんです。今いろいろ対応していただいているんですけれども、現場任せ、現場の人がよくやってくれているから今こうなっているとかやったら、現場の人たちが代わったときにまた違う対応になってしまうかもしれないので、しっかりとこうやるんだよというのを河南町として決めてほしいです。

今、事故後の検証を行っているのであれば、それをしっかりと蓄積するということを決めてほしいですが、どうでしょう。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

議員おっしゃっていただくこと、当然のことと認識してございます。

先ほども申しましたとおり、事例検証、それから内容の分析、指導方法の見直しや改善、こちらを行うことはもちろんのこと、後年へそういった事例情報を有効活用すること、これはやはり教育活動、学校運営に重要なことと認識してございますので、事例管理等につきましては今後も適正に対応してまいりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

ありがとうございます。やっていただけるということで、本当にありがたいです。できたら、いじめとかで自殺したとかでも包み隠さずそういうものも、プライバシーのことも配慮しながら、後世に生かせることは生かせるようにして行ってほしいなと思っております。

ということで、次の質問で、生理の貧困についてお尋ねします。

河南町は、生理の貧困についてはもう委員会とか議会とかでもいろんな人が言っているので、それがどういうものかというのは割愛しますが、今、河南町社会福祉協議会と連携した事業として生理用品を配付しています。ですが、残念ながらこれがすごくうまくいった事業だというふうには見えないんです。根底に、そもそも生理の貧困というものを経済的な要因からしか捉えていないんじゃないかという不安が見えます。もちろん経済的な要因もあるんですけども、それよりも生理というもの自体に対する偏見、まだまだ忌むべきものという見方があって偏見があって、だからこそ生理というのはひた隠しにされてきました。その弊害で、生理ということが一旦分かればからかいの対象になる。また、セクハラの対象になる。また、びっくりすることに、親が子供の生理をとがめる、許さないというような家庭もあるみたいなんです。そういうもろもろの偏見から経済的な要因とかが合わさって、全部の要因で生理の貧困というのが起こっているんです。

なので、単に経済的な援助であるという側面だけではなくて、生理用品にアクセスしやすい環境づくりというのが必要になってくると思いますが、河南町では生理の貧困というのはどのように認識しているのか、お答えください。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

長引くコロナ禍などの影響により仕事を失ったり収入が減るなど、経済的な理由で生理用品の購入が難しい生理の貧困が今、社会問題となっております。いわゆる経済的な貧困だけでなく、女性が抱える様々な生理の問題に対する理解の貧困、これが大きな問題と認識しております。生理の貧困の全体の問題について理解を深めるとともに、今後、啓発に努めてまいります。

また、町では生理用品の購入が困難な人に生理用品を令和3年6月1日から無償で配付しています。配布場所はかなんぴあと社会福祉協議会で、現在までの配付実績は、かなんぴあ

18パック、社会福祉協議会38パック、町内の小中学校保健室及び大阪芸術大学保健管理室においても、必要な児童生徒、学生に配付しています。小学校へは2校に36パックずつ、中学校へは72パック、大阪芸術大学には390パックを配付しました。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

生理用品をパックで配るというのをすごく早く決断してくれて、すぐにやっていただいて、結果、大阪芸術大学で大分好評やったということ、本当に感謝しています。

ただ、第2段階として、必要な人は誰でもアクセスできる、取りに行くというのもハードルが高い。経済的に自分は困っていないしなというところでハードルが高かったりするんです。申し出ないともらえないというところで、偏見がすごく根強い中ではやっぱり難しかったりもするんです。トイレットペーパーも人間の生理現象で必ず必要なもので、トイレに常備しているように、生理というのもどうしても避けられないものです。同じように生理現象なので、同じようにトイレへの常備をお願いしたいです。と思いますが、どうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

河南町におきましては、役場庁舎トイレをはじめ中央公民館、大宝地区公民館、ぷくぷくドームなど、公共施設のトイレに生理用品を配置してまいりたいと考えています。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

ありがとうございます。

本当に、誰でも生理はしんどいと言ってもいいんやというような、ただ単にそこにあって便利というだけじゃなくて、すごく大きなメッセージになるんじゃないかなと思うんです。私も生理のことをひた隠しにしてきたけれども、これからはどんどん言って、しんどいものはしんどいねんと言うようにしようと思っているので、またそういった啓発も一緒によろしくお願ひしたいです。

最後に、町の業務について、権限委譲業務について質問させていただきます。

全国的な流れで国や府から権限移譲された業務が多々あるかと思うんですけども、どのような業務があってどのように処理されているのか、また、権限移譲されたことによって得たメリットをどのように認識されているのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

議員ご質問の権限移譲業務ですが、まず権限移譲の対象となる事務、これは大阪版地方分権推進制度対象事務なんですけど、118業務あります。そのうち、介護及び障がい福祉サービス事業者の指定・指導業務や旅券発給事務など84業務について権限移譲を受け、実施しております。

権限移譲を受けた業務につきましては、効率性や費用対効果の観点から一部広域連携や事務委託等により実施しております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

質問するときに、一体どの業務がどこに委託されて、例えば民間委託されたのかということも質問をしていたんですけども、そのあたりは全然調べる気がないというようなことやと思います。

権限移譲業務のことを調べていたら、都道府県とか市町村とかで権限移譲したその後の検証をしているんです。その検証の報告なども読んでみると、住民にとっては別にほとんど関係がないと、権限移譲されようがされまいが。ただ唯一、住民が感じるメリットとして、窓口が身近になったとか住んでいる市町村の窓口で相談できる、言ったら顔を知っている人であるとか身近なところで相談ができると感じているという部分なんです。

今、河南町は窓口が身近になるという住民のメリットを十分に生かしているのかというと、そうではないと言わざるを得ないです。住民にとって84業務のうち最も窓口が身近になったと感ずることができるようになったのがパスポート業務やと思うんです。でも、これは河南町では行っていない。河南町の住民が富田林市の窓口申請に行く。本当に何か権限移譲の本質を履き違えた業務の振り分けを行っているんです。当時、収入印紙を扱う窓口がないという一点突破で河南町ではやらないと決めたんですけども、今や収入印紙はまた規制が変

わってどこでも手に入る。コンビニでも郵便局でも扱えるということで、これ一つ取ってみても、委託を決めた当時と状況がすごく変化しているんです。

2008年に内閣府で行われた地方分権改革推進委員会の勧告から権限移譲が盛んに行われるようになったんですけれども、大阪府から来た権限移譲の業務、河南町では84の中で、今のパスポートの事例のように業務を振り分けたときから状況が大きく変化しているとか、今のやり方が合わなくなってきたというものもあるはずなんです。そういうことをほかの市町村でも検証しているんですけれども、河南町でも1回この業務の検証というのを行ってはどうかと思うんです。お答え願います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

先ほども回答しましたように、河南町で84業務の権限移譲を受けております。それで、この業務につきましては河南町が実際に行ってできる業務でございまして、今のところ、事業、事務等には支障が出ていないと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

役場側が支障が出ていないと感じていたとしても、住民の目線はまた違うかもしれないですよ。実際にパスポート業務も支障は出ていないけれども、時代には合っていないというところで、いろいろと全てを一気にではなくても、少しずつでも検証して行ってほしいです、無駄があるのか、ないのか。その考えを検証をしてください、町長。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

業務につきましては常日頃から検証し、いかに効率的に作業が進めばよいか行っておりますので、またその都度その都度毎年毎年検証はしていきますが、実際に見直すことにつきましては、また今度、業務内容等もいろいろと広域化等の範囲になってくると思います。またそういうときにつきましては見直し等も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員の質問が終わりました。

ここで、午後1時15分まで休憩とします。

なお、総務建設常任委員長から委員会の開会についてお聞きしておりますので、午後1時から委員会室で執り行っていただきます。よろしく願いしておきます。

休 憩（午後0時04分）

~~~~~

再 開（午後1時13分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、廣谷議員の発言を許します。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

一般質問を行います。議席番号7番、廣谷武。

今回は、下水道と合併浄化槽についてと、社会生活変化で役場の対応はとコロナについて、3事項を質問いたします。

まず、下水道と合併浄化槽の現状について、今、河南町では下水道と合併浄化槽の二手に分かれております。そういった中で今の現状をお答え願います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町の公共下水道の普及状況につきましては、令和3年3月31日現在の人口普及率が93.9%となっております。未接続件数の実態でございますが、水洗化率でご答弁させていただきますと95.1%となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

合併浄化槽の状況ですが、下水道処理計画区域外の持尾地区、青崩地区では平成7年度より、平石地区、弘川地区、下河内地区、上河内地区の4地区では平成18年度より、合併処理

浄化槽設置整備事業を推進しております。対象となる世帯は約236世帯、令和3年3月末現在で先行して設置された世帯も含め、合計123世帯が合併浄化槽を設置されており、約52%の整備率となっております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

下水道整備、かなり進んでいるというようなことになっております。

下水道なんですけれども、これは全部が公共下水道に接続されている下水ということですね。そして、まだ下水道に接続されていない方が何ぼかいらっしゃいます。

そしてまた、平石地区、持尾地区、下河内地区、上河内地区、弘川地区、青崩地区ですか、ここはまだ合併浄化槽が接続されているのは50%、その中に単独浄化槽はあるのかなかろうかというような問題もございますけれども、河南町では美しい河南町条例というのがございまして、下水道設備は上流からきれいにしていくというようなことで、まずは上流からというようなことで河南町も千早赤阪村も富田林市やそういったところより先に下水道を完備されました。その最も河南町では上流のほうのところはまだ50%しか合併浄化槽が普及していない、これはほんまに行政のミスというか、長い時間をかけてまだ完備されていないというようなことは、本当にもう一度改めて下水道、そういう事業に対して考えなければならないというようなことも思われます。

そういった観点から、下水道と浄化槽で両方やっておられる。今、公共下水道につないでいるかというような質問もしましたけれども、下水道設備を平石地区は地区で一まとめにする、また、河内地区は河内地区で下で一まとめにして下水道完備する、そういったことは全国あちこちで行われております。そういったことは今でもできるというようなことも私からしたら思われます。

そうしたこと、いつも費用対効果とか言われますけれども、河南町でも地域格差がございます。歩道設置に対しても地域格差、いろいろな問題がございますけれども、そういった地区による下水道設備を地区単独でやるということは考えられないのか、お答え願えますか。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

生活排水対策としまして様々な方法がございまして、一つは公共下水道、一つは合併浄化槽、一つは集落排水、集落内での集中浄化槽というんですか、集落単位での浄化槽というような手法はそれぞれございますが、本町の場合、生活排水対策計画というのを定めておまして、その中で下水道区域と合併処理浄化槽というところで進めてきた経緯がございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

四国、九州でもあちこちで集落下水道をやっておられるところがございます。今、平石だったら平石で集落があります。そこにやる、そうした考えも当然やらなければならない。公共下水道が通っている地域だけ、それだけ下水道完備を九十何%した、そして、あとの合併浄化槽の区域はまだ50%進んでいるというようなことを言われておりますけれども、全く進んでいないのが現状。そうした上流から美しくするんだと、下水道を完備するんだと、そうした考えの下でこの事業が始まっているのに、公共下水道が届かないところだけを置き去りにしている。これ、税の配分から言うたら非常におかしな話でございます。

そういった観点から、次に2項目めの料金体系、今、下水道の使用料、また合併浄化槽の料金とどういった感じになっているか、お教え願えますか。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）

合併処理浄化槽の設置費用並びに維持管理費用です。合併処理浄化槽は、住宅面積により5人槽、7人槽、10人槽と大きさの規定がございますが、本町において設置の多いと思われる7人槽での費用で申し上げます。

設置費用につきましては、建物の間取りや立地条件により差がありますが、概ね100万円程度となっており、設置費用に対し国・府・町で41万4千円の補助、さらに町単独で15万円の助成金を上乗せし、合計56万4千円の助成を行っております。

維持管理費用につきましては、法定検査費用として5千円、さらに保守点検と清掃料金がございますが、これは業者によって料金が多少異なりますが、概ね4万8千円と聞いており、合計5万3千円となっております。

なお、合併浄化槽の法定耐用年数は15年ではありますが、環境省の平成14年3月に作成され



た生活排水処理施設整備計画策定マニュアルにおいて5,550基の浄化槽を調査した結果、設置後30年以上経過しても十分耐え得るとしたことから、必要な保守を行うことで浄化槽の寿命は30年以上とされているというところがございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

公共下水道の使用料金についてお答えさせていただきます。

公共下水道の使用料金は、平成5年6月制定の河南町下水道条例により、使用者が公共下水道に排除した汚水量、これは水道水を使用された場合は水道水量になるんですけれども、これに応じ算定した額を徴収してございます。

この条例の料金規定は、平成21年に内税から外税としたほか、現在に至るまで料金の改定はしてございません。各家庭から排除される汚水量は生活形態により異なり、多いご家庭もあれば少ないご家庭もあり条件によって様々で、2か月当たりゼロ $\text{m}^3$ から170 $\text{m}^3$ まで相当な差がございます。また、100 $\text{m}^3$ 以上のご家庭も200軒近くございますので、一概に下水道料金がこの金額であるということは算出することはできませんので、それでお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

合併浄化槽の管理の費用、下水道の支払い、使用料の支払いとなかなか比べられない。でも、7人槽といってもそれだけ人数はいてない。過疎化によって7人住んでいる家はほとんどない。2人で住まれておる。それでも7人槽はやらなあかん。5人槽、7人槽とそない値段は変わらんからね。

そういった観点からいいますと、水道水を使用した場合、水道水で下水料金は発生します。それによって算出されます。水道を少なく使えば使うほど下水料金も下がるというようなシステムになっております。

そこで、合併浄化槽というのは保守点検、また清掃、法定検査と3つに分かれております。保守点検とは修理とかをやります。15年の耐用年数と言われるけれども、側の話で、中のす

とかいろいろ空気を送るポンプとか、絶えずそれは消耗品ですので修理しなければなりません。そして、年に1回清掃、これは中の汚物を全部抜いて、そしてきれいにする、そういう点検がございます。あと一つ、法定検査というのがございます。法定検査とは何か。法律で決められた検査、それは水質を調べる。ビーカーに入れたり何か薬品を入れて水質検査をする。そしてカルキを入れる。BOD、その中にあるものを少なくしてやる。そういったものをやらなければならない、年に2回。

これ、保守点検は業者によって違う。清掃ももちろん業者によって値段は違います。唯一、法定検査だけは1回に1万6千円、2回で3万2千円、これは法律によって決められておる。その中で上乘せしていくと、水道料金より合併浄化槽の維持点検は2倍に膨れ上がる。30年もつと言われてはいますがけれども、何年もつても消耗品は換えなければならない。ずっと重くのしかかってくる。

今2人しか住んでいないところも、水道を始末してもその保守点検代は年々上がっていきます。そういった観点から不公平さが出ている。公共下水道の入っているところはそれでいいんですけども、入っていないところはずっと合併浄化槽というものに悩まされ続けます。故障が起きれば修理もしなければならない。そういった観点から、値段の違いを一概に言えないというのは逃げ道であって、今3つの保守点検、清掃、法定検査を入れれば歴然として格差が生まれております。

そこで、こういった話はいろいろ国からの補助金、そして府からの補助金、河南町からは15万円を頂いて合併浄化槽が進まない理由がそこにあります。本当に河南町が95%水洗率だと胸を張って言うなら、そういったところもちゃんと目を向けて行政はやらなければなりません。

そこで、水道料金は水道料金で頂いて、少なくとも合併浄化槽の保守点検は一律に普通の流域下水道と一緒にできないものか。世帯数が236、そこで123しかまだそういうことはやっていない。河南町のきれいなまち条例があるならば、そういったところこそ本当に蛍の住めるまちをつくるためにその条例はできた。最初の取っかかりはそうでしたよ。そうしたところかどうか補助金を出せないものか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

下水道整備について、もともと6地区ですか、今合併浄化槽設置区域。それ以外について

は公共下水道で整備するというので今現在やっているんですけども、もともとは持尾地区と青崩地区が公共下水道区域外の2か所だったと思うんです。その後、やはり公共下水を整備するに当たっては、ある一定の住宅というか人口の集積があると、ある程度の経費というのは計算できるんですけども、なかなかやっぱり下水をすることによる費用対効果ということも踏まえてどうあるべきかということで、弘川地区、下河内地区、上河内地区、平石地区について下水道区域から変更したと、そういう経緯がある。それはなぜかということ、記憶によると、下水道整備目標を立てて大阪府全体で早く整備しようというのは、平成のたしか十七、八年頃にあったと思います。そのときに5年ぐらいの間で下水を完備していくのやと、そういう目標を立てたときに、町とすればやはりそこまで引っ張っていくのに相当の期間が下水はかかるので、合併浄化槽の設置区域と公共下水道でするところを区分したと、そういう経緯がございます。

そのときに、併せて合併浄化槽でやる区域を6か所にしたときに推進する必要があるということで、国・府・町の補助以外に推進助成金ということで、本町においてプラスアルファをして推進するというので進めたんですけども、なかなかいろんな事情が確かに合併浄化槽の区域ではあったと思うんです。個々のご家庭のご事情もありますので、今現在の進捗というのはこういうような状況になっているのは事実でございますので、やはりそこはもう少し進めていくというような考え方を持つべきだと思います。ただ、町とすれば、そういういろんなご事情があるので、その辺のご事情も踏まえて考えていく必要があります。

それで、料金とかの体系もいろいろおっしゃっていますけれども、もともと設置の基準そのものが違うかなと思っていますので、今のところそこまでの考えは持っていないというふうにお答えせざるを得ないと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

いろいろお話しされましたけれども、取りあえず236世帯がまだ合併浄化槽すら進んでいないという現状がございます。その洗濯水、またいろいろがそのまま川に流れておる。そういった状態がございますので、ちゃんとした行政、いろいろ方針もございませうけれども、現実を見てちゃんと進めて、補助金は補助金なりに足らん分は出すというようなことをして、上流からきれいにするというような、令和の時代に入って河南町は下水道九十何%やいうて

胸張ってあちこちで言われるんやったら、足元を固めてそういったことをちゃんとやるのが行政の努めですので、やっていただきたい。よろしくお願いします。

次に、今、コロナで社会生活がごろっと変わりました。そして、いろんな働き方改革、テレワークも変わって、いろいろテレワークですか、なってきた。最初は河南町でも半分休んで半分出たりしていろいろ対策をしていましたけれども、変わりいく社会生活に対して町も何か考えなければならない、いろいろ考えてやらなければならないというようなことも思われます。

そういった中で変化の対応にどうしておられるのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

議員仰せのとおり、コロナ禍におきまして日常生活はかなり変化してまいりました。厚生労働省から公表されております新しい生活様式というのを実践していかなければならないというような状況に変わってきたと思っております。具体的には、マスクの着用、手指の消毒、人との間隔をあけるなど、様々な対応を日常で実践しなくてはならないというような状況になっております。

また、社会では働き方のスタイルがかなり変わってきております。毎日勤務することが当たり前であった社会が、自宅にいながら仕事をこなせるテレワークや隔日勤務、時差出勤などを取り入れる企業も多くあるようです。本町でも、昨年5月には分散勤務などを行い、コロナ感染症対策に取り組んだところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

具体的なことは何もないというようなことになっておりますけれども、マスクの対応、そういったことを言われておりますけれども、社会生活が変化して役場の住民に対するサービスも変化していくのが本当だと思います。

そこで、今、デジタル、情報などいろいろ言われております。行政サービスにハンコがなくなったとかコンビニでできるとかというようなこともございますけれども、役場として住民に対して住民目線でどういうようなことをやられておるのか。サービスをもっとちゃんとや

るような、全て住民目線で行う。これは割と今までデジタル、情報など職員目線で仕事を省くのが何か多いような気がいたしますけれども、結果、住民サービスといえば最後にはアナログのようなことになっております。そういった変化は、デジタル、情報、そういった観点から何か住民に対してこれというようなものを変えていくのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

近年、IoTなどにより生活の至るところでデジタル化が進むなど、生活様式も大きく変化している状況でございます。この変化に対する本町の取組としましては、窓口の手数料や税の国民健康保険料の納付などでアプリ決済サービスの利用、さらに電子地域通貨カナちゃんコインによるキャッシュレスの促進などに取り組んでいるところでございます。

また、本定例会議の1日目にご可決いただきました河南町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例、こちらに基づきましてオンラインでの申請等の取組を進めていき、申請時に来庁を不用とすることで住民の皆さんの利便性の向上や外出の抑制を図っていきたいと考えております。

また、今後も社会情勢の変化に対応するため、デジタル技術を用いるなど新たな行政サービスの展開についてはいろいろと検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

今、オンライン、そしてデジタル、いろいろそういった言葉が飛び交いますけれども、なかなかオンラインに取り残される人、またデジタルについていけない人と、この改革が進むにつれていろいろそういった反面も出てきます。

そこで、両輪で進めなければならない。便利になる一方、取り残されていく、分からない、そういった方々も出てきます。そうした観点から、今デジタル庁でいろいろ国からも推し進められております。何か住民目線でそういった方々にもサービスが行き届くように、町長、何かいい案を持っておられるのか。

今、コロナであまり動けないというのが現状でございます。コロナの終息していくときに森田町政が誕生して、コロナに追われて何の政策もまだできていないというようなことも思

われますけれども、そういった観点から、何かこういったことをやるんだと、デジタル、またオンライン、そうした中でも取り残される人にはこういうことをやるんだというようなことはございますか、よろしく申し上げます。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

デジタル化です。国のほうでDXという言葉を使っていますけれども、これはもう今、避けて通れないような時代になっているかなと思います。ただ、全てが全てそういうふうに移行することによって、役場の今までやっていた顔の見える政策というんですか、そういうようなものがだんだん見えないような形になっていくかなという一抹の不安もあります。

そういう点もありますので、全体的なデジタルを推進するような方向性、方針みたいなものもつくって、その中には当然ながら住民の皆さんの利便性ということで、押印の廃止ということですから、押印しないでデジタル申請できる、それから当然、そういうような方について他の方法での申請方法はないのか、窓口は開きますので窓口対応との併用をどのように進めていくかというのは、今後の進め方の課題かなと思います。

ただ、今スマホを使い切れている世代というんですか、スマホに慣れているとかそういう世代については、当然ながらもうちのほうがいいねんというような、そういう世代もあるかも分かりません。そういうこともあるので、申請をオンラインとかそういうようなものでごく簡単にして、そうすると24時間サービスができる可能性もあります、今であれば24時間できないので。それであとは個人認証の問題があるので、個人認証ができれば当然証明書の発行とかいうのも可能になってくると思います。全体的にそういうふうな利便性の向上を図ることによって役場が要らなくなる可能性もある。どこでもできると。

だから、役場が機械になっちゃうというようなそういう懸念もあるんですけども、それではまずいので、やはりいろんな人に、人と接して人を見てやっていくような施策も含めて、それは今回のデジタル化の中でいろいろ考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

いろいろ考えられますので、そういった観点から町長が住民のために発信して、役場が要

らなくなる。当然この館も要りませんわ。出前でやっていただきたい、使えない人には。

最後にはこの役場へ来て何かやらなければならないというようなこともございます。そうした観点から、スマホも24時間使える人、パソコンを使える人、そういう人が増えてきますけれども、必ず使えない人も出てきますので、そういったことも考えてよろしく願います。

次、3項目め、ワクチンの2回接種がもうかなり進んで、河南町では65歳以上は89.7%、また、その次の人が71%、若い人は66%と聞きました。今、大阪ではまだちょっと下がったのかなと思ったらまた500人を超えていますけれども、いろいろ2回打った人の特典、ワクチンパスポートというんですか、それもデジタルにできるようなことも言っておりますけれども、よその自治体では何か特典を設けるところもございます。河南町でも何かそういった特典をできないか。

そして、ワクチンを2回打つ、3回打つと言うけれども、やっぱりワクチンは怖いんだという方もいらっしゃいます。そういった方にPCR検査を手軽にできるように、必要な人しか河南町ではやりませんとはっきり言っておりますけれども、そうじゃなしに、やっぱり若い世代は、打つのが嫌な人はこれからの自分の体を考えたらいてます。そういった方に手軽にPCR検査をする。

朝の力武議員の質問の中にもありました。ワンコインでできる、そういった自治体もある。そういったところに税金を投入してお金を使うんだったら、幾ら使ってもええと住民の皆様は歓迎されますよ。そういったことをずっとできないのか。

PCR検査を1週間に1回でもその都度やってもいい。やってまたワクチンを2回打った人に特典を与えて、打った人も打たない人もいけるような施策ができないのか、これは町長に聞きますわ。どうですか。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

打っていない人、打てない人、いろいろあるんで難しい問題、課題なんですけれども、本町においては、できるだけたくさんの方にワクチンを打っていただくという条件の整備をして、打てないような体制にはなっていない。希望される方は全員打っていただくというような形で、予約も埋まれば医師会とも相談しながら予約数を増やしたりとかやって、希望される方全員に打っていただくというような体制を取っています。その中で、ワクチンのいろい

る報道もありますけれども、厚生労働省のほうでもワクチンの副反応というんですか、そういうようなものもありますとか、そういうことも踏まえた上で、打っていただくというような形で進めています。強制ではありませんのでね。ただ、打たない人に対してどうするねんという話ですけれども、町とすればできるだけ打っていただくという形で進めていきたい。

検査については、ワクチンを打つと1回打つと抗体ができるということですので、抗体は個人個人によってでき方というんですか、どこまでのパーセンテージかとかいうのが差があると思いますけれども、一旦抗体ができて、それを持続するというような形になっていますので、そこは国とかの報告と、あと製薬会社の報告のとおりだと思います。

ですので、PCR検査一回一回やっていくということについては、行政検査、必要な人に必要な検査をして、それ以外の方については、PCR検査はそのときだけの結果ですので、3日後にどうなるか、4日後どうなるか、1か月後にどうなっているかというのはありますので、その検査頻度も含めて考えないといけないので、今のところなかなか難しい点かなと思います。やはりその方々についてどういう形ができるのかというのは他市町村の例も踏まえて研究はしたいと思いますけれども、なかなか難しいというふうな答えしかできないというふうに思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

ワクチンを2回打った人の特典も何も考えていない、そしてPCR検査も今は考えていないという答えをもらいましたけれども、今、コロナを人にうつす確率が発症する2日前から多いというようなデータも出ております。無症状の方もやって、また爆発的に増えるというようなデータも出ております。

今、まちでPCR検査を無料でやるというたら殺到してくる。そして、よくその日にしかPCR検査は分からないと言われますけれども、現実にPCR検査をやっております、よそでは。いざ河南町でやってくれと言ったらそういうお答えが出ますけれども、わらをもつかむ気持ちで2回打たない人にも、打たない人は打たない理由がある。そういった方にはPCR検査を進める、そういった考えの下でやっていただきたい。何も大きなお金がかかるわけじゃないし、不安な人がPCR検査をやりたいと言ったらそういった体制を整えて、いつ終息するか分からないコロナに対して、行政としてそういう対策もしていただきたい。



そして、イベントも中止とかいろいろございますけれども、2回ワクチンを打ってワクチンパスポートをやって、いろいろ催物もやるというような動きも出ています。町のイベントも何か策を講じて、町主導でもう一度、元どおりには言えませんが、社会を回していくというようなことを考えているのか。今後の町のイベントをはっきりとどうしていくのかというようなことも考えていただきたいと思います。

これ、誰に聞いたらいいの。どうするかお答え願えますか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、多くのイベントが規模縮小や中止を余儀なくされています。本町におきましても、一日でも早くコロナ禍以前の状況に戻すべく、新型コロナウイルスワクチンの接種により集団免疫を高める接種事業に取り組んできたところでございます。

本町としましては、国内、府内の状況を踏まえまして、一定の感染対策を取って実施できると判断したイベント等につきましては実施してまいりたいと思っておりますし、国のワクチン接種パスポート等のいろんな今、話が出ております。そういうことに基づきまして、町も実施に向けて研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

町主導で催物を開催して、徐々にコロナに負けないと、対策は必要ですけれどもやっていく。60周年のときだんじりパレードを町長の号令の下で部長連中が走り回って、各青年団からOB、また区長さんまで頼みに行き回って、そういったことをできるんやから、いろいろよく逃げ道でもう地区に任せますとか言っているけれども、結果、自分がやりたいときには走り回ってそれに突っ走っていく。そういった行動力はあるのに、コロナに対してもワクチンを打たない人にはPCR検査をして、そういった催物もする。河南町は完全にちゃんとやるんだという気持ちで、森田町長、そこらの決意はありますか、どうですか。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

コロナ禍ということなんですけれども、コロナというのはいつか終息します。終息が早くするように今頑張っているんですけれども、その後どうしていくかというのはやはりいろいろ考えることあるんです。今年は皆さんご存じのとおり町政ができて65周年ということなんです、こういう状況で何もできなかったのも、当然その次どうしていくか。これはイベントになるのか、いやいろんな施策になるのかというのは来年度に向けてやっていきたいと思えます。

イベントについても、先ほどからいろいろ60周年の話が出ていますけれども、やはり60周年のマンパワーというのはすごく大きなものがあつたと思いますので、そういうような力が結集できるような形が生まれるような形のことも考えていくというふうな形で進めたいと思えます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

終わります。

○議長（浅岡正広）

廣谷議員の質問が終わりました。

次に、福田議員の発言を許します。

福田議員。

○9番（福田太郎）

質問に入る前に、今般のコロナウイルス予防対策では、予防と感染の対策について森田町長を筆頭に職員皆さんは日々取り組んでいただいておりますこと、感謝申し上げます。

それでは、議席番号9番、福田太郎、個人質問をさせていただきます。理事者におかれましては、ご答弁よろしく願いいたします。議長におかれましても、ご配慮をよろしく願いいたします。

私の今回の質問2事項では、8項目の事柄にわたりお聞きします。

初めに、1の事項の高齢者保健福祉計画においての項目1から順にお聞きしますので、よろしく願いいたします。

最初に、（1）の項目、我が町の認知症患者への損害賠償保険制度についてお聞きします。

皆様もご承知のように、日本全国での認知症患者においては、2015年時点で302万人、2030年では420万人になるとの推計を打ち出されており、認知症患者においては様々な事故や事件等が多発しており、このような現状の中で、認知症患者やその家族のみんなも安心して暮らしやすいまちづくりの確立に向けて、認知症患者に対しての認知症損害賠償保険事業については河南町行政においても早急に事業導入に向けて取り組んでいただきたいが、そのお考えをお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

議員仰せの損害賠償保険制度でございますが、府内でも取り組んでいる自治体がございます。徘徊高齢者SOSネットワーク事業の登録者を対象に、民間保険会社と自治体が契約して、法律上の損害賠償保険を負ってしまった場合に保険金の支払いを受ける制度などがございます。

認知症のある高齢者やその家族が安心して地域で暮らせるよう、事業実施に向け前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま田村担当部長から認知症損害賠償保険制度事業への事業費導入について述べていただきましたが、私は、近隣市町村よりいち早く河南町認知症傷害保険賠償制度を導入していただくために速やかに条例づくりに取り組んでいただきたいが、森田町長のお考えをお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

認知症の損害賠償保険を担当のほうから検討するというようなご答弁をさせていただいております。以前からいろいろご提案いただいた案件でございますので、他市町村の例ということで以前にもいろいろ教えていただいて検討しているんですけども、保険会社との関係、それから条例で町の事業としてするのか、保険会社とのタイアップであるのか、いろんな方法があると思いますので、その辺も含めて検討したいと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま森田町長のお考えをるるお聞かせいただきました。

何遍も言いますが、認知症患者やその家族みんなも安心・安住して暮らしやすいまちづくりへの一環として河南町版認知症損害賠償保険制度事業を導入していただくことを、森田町長及び担当部課長に強くお願いいたしまして、次の（２）の項目に移ります。

それでは、（２）項目、低所得者への介護保険料の減免及び免除についてお聞きします。

第8期介護保険事業計画でも、介護保険料が段階設定においても所得割介護保険料を設定されて介護保険料を徴収されておられますが、そこで、特に日々の日常生活にも困窮されている独り、2人暮らしの低所得高齢者や低所得世帯者の方々に対して、現在の介護保険料について是非とも減免及び免除への見直しについて、今後の介護保険料での補正予算の際にしていきたいが、その点についてお聞かせいただきたい。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

介護保険料額につきましては、第8期介護保険事業計画におきまして、従前の第12段階をさらに細分化し、15段階による保険料率の設定を行うことで低所得者の負担軽減を図りました。また、第1段階から第3段階につきましては国の制度による保険料率の軽減を実施し、さらなる軽減を実施しております。

減免制度につきましては、現在、自然災害による財産の著しい損害を受けた場合や新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方などを対象とした減免制度を運用しております。新型コロナウイルス感染症の影響による減免につきましては国の財政補填がありますが、それ以外の事由による減免につきましては補填される補助制度がない状況にあります。

町独自で保険料の負担軽減を図る場合の財源は、結果的にほかの第1号被保険者の介護保険料で補うことになり、保険料に影響を及ぼしますので、支援の拡充は困難と考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま田村担当部長から、低所得者への介護保険料の減免及び免除への取組における考えを述べていただきました。先ほども言いますが、特に日常生活に困窮されている独り、2人暮らしの低所得高齢者や低所得世帯の方々に対して、現在の介護保険料段階設定での所得割介護保険料を設定されておりますが、そこで、介護保険料段階設定において、1の段階から3の段階まで、介護保険料を徴収されておられる高齢者に対して、森田町長、是非とも今後、減免及び免除に向けて見直していただくことを強くお願いしておきまして、次の3の項目に移ります。

それでは、（3）の項目、我が町でのさらなる認知症対策においてお聞きします。

このことについても再三再四にわたりお聞きしますが、厚生労働省の指針では、さらに日常生活において、高齢者の認知症の抑制への防止事業が強化されているわけであります。町行政としてオレンジプラン事業への構築と措置づくりの強化についてどのように取り組まれるのか、お聞かせください。

また、一番大切なことは、低所得世帯の家族の中で既に認知症にかかっておられる高齢者がおられる場合、家族として短期間の間各種老人福祉施設へ預かってもらうにも、自己負担額が高く入所させられない状況であります。

家族が日常生活の上での介護で困窮されている低所得世帯者への町行政としての支援策につき、どのような取組を考えていただいているのか、お聞かせ願います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

認知症につきましては、認知症に関する地域資源の構築を目指し、認知症地域支援推進員を社会福祉協議会に配置するとともに、認知症の早期発見、早期対応の体制として認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに設置しております。また、100歳体操や遊湯クラブの教室など介護予防事業におきましても、脳トレによる認知症予防の取組を行っているところですが、今後とも認知症予防や早期対応の体制づくりに努めてまいります。

次に、低所得者への施設入所に対する支援策であります。高額介護サービス費の支給により負担上限額が抑えられます。また、ショートステイも含め施設入所を利用する場合など、食費や居住費についても町民税非課税世帯の方については所定の要件に応じて負担軽減をし

ております。

町独自でさらなる費用の負担軽減を図る場合の財源は、第1号被保険者の介護保険料で賄うことになり、保険料に影響を及ぼしますので、支援の拡充は困難と考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいまのご答弁で、高齢者も含めて高年齢世代へのさらなる認知症予防への促進強化への取組について、るるお聞かせいただきました。今後とも、認知症予防への抑制事業として、認知症患者の家族への支援体制の強化に向けてしっかりと取り組んでいただくことを提言とお願いしておき、次の（4）の項目に移らせていただきます。

それでは、（4）の高齢者の運転免許返納への支援策についてお聞きします。

近年において、高齢者ドライバーは約1,750万人に上り、今後とも増えると見られます。そこで、河南町の高齢者ドライバーが自主的に運転免許返納をされた後、町外への病院通いや様々な用事等が出かける際の移動手段での支援策を講じていただきたい。

例えば、年間所得が非課税世帯対象で高齢者が運転免許を返納された方には、年間数十枚のタクシーか路線バスへの利用券を配付する支援事業に取り組んでいただきたいが、その点お聞かせ願いたい。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

大阪府では、運転免許返納者への支援策といたしまして、65歳以上で返納後5年以内に運転経歴証明書の発行を受けることができます。その方に対しまして、サポート企業が実施する買物や施設利用の割引などが受けられるため、自主返納の促進に努めているところでございます。

本町におきましても、大阪府の進めるサポート企業募集の周知のほか、運転免許返納者の移動手段をどのように確保するかを含め、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま我が町の高齢者の運転免許返納の支援策における取組の考えを述べさせていただきました。是非、来年度の当初一般会計予算編成の際には、非課税世帯の高齢者が運転免許返納をされた方には、先ほども言いましたが、年間数十枚のタクシー券か路線バスへの利用券を配付される事業に取り組んでいただくために予算計上をしていただくよう、町長を筆頭に、各関係課部局に対して強くお願いしておきます。

次に、2の事項に移らせていただきます。

それでは、2の事項、今後の学校教育において、以前にも少しお聞きしておりますが、再度（1）から（4）の項目の事柄をお聞きします。

最初に、（1）の項目、義務教育での学びの貧困対策においてお聞きします。

皆様もご承知のように、国の文科省では2018年度から、学校、家庭、地域が力を合わせ、社会全体で子供たちの生きる力を育むための新学習指導要領の移行措置を打ち出され、スタートする中において、皆様もご承知のようではありますが、教育を受ける権利を憲法で既に国民に保障されております。しかし、小中学校にすら通えず義務教育からこぼれ落ちてしまった若者がいることがNHKの調査で明らかになりましたことから、義務教育での学びの貧困の問題であります。

そこで、これまでに河南町立小中学校にすら通えず、義務教育からこぼれ落ちてしまった子供たちや若者がおられたのか、その実態調査をされたのか、お聞かせください。

そして今後、河南町教育委員会では、義務教育による学びの貧困への対策について新たにどのような取組をされるのか、併せてお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

質問の途中ですが、ここで2時30分まで休憩とします。

休 憩（午後2時15分）

~~~~~

再 開（午後2時30分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの福田議員に対する答弁をよろしくお願いたします。

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

お答えさせていただきます。

何らかの理由で学校に行けない、また通えない児童生徒につきましては、毎月学校から報告がございまして、実態のほうは把握してございます。その中には、貧困のため、いわゆる経済的理由による欠席者の報告は受けておりません。また、毎年町立中学校の卒業者の進路状況調査を行っておりますけれども、全員が進学している状況でございます。

次に、学びの貧困対策といたしましてですが、児童生徒の学習が経済的な理由で妨げられることのないように、就学に必要な費用を一定要件に該当する保護者に援助しております。その費用のうち新入学用品費に係る援助につきましては、入学前支給を平成30年度の入学予定者から実施してございます。また、大阪府富田林こども家庭センターと共催で中学生を対象に学習セミナーを実施しているところでございます。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま湊教・育部長から、我が町の義務教育での学びの貧困対策についてのお答えいただきましたが、我が町における学びの貧困に対しての実態も含めて把握していただきますよう、今後とも、ない、あるにもかかわらず、我が町の義務教育での学びの貧困対策にしっかりと取り組まれることを新田教育長及び担当部課長におきまして強くお願いしておきまして、次の（２）の項目に移らせていただきます。

それでは、（２）児童生徒でのいじめ行為の現状とさらなる対策につきお聞きします。

ご承知のように、小中学校が携帯電話やパソコンを利用し、通信アプリやその他LINE等でのネットいじめに当たる文書等を書き込まれて、児童生徒が悲惨な自殺や事故がいまだに全国的に多発しております。そのような現状を鑑み、インターネット上での誹謗中傷対策を強化するために、法務省が刑法改正を法制審議会に諮問されて、法務省では改正プロバイダー責任制限法の制定を目指されています。

そこで、近年３年間で我が町の小中学校の児童生徒によるいじめ行為の実態数と、その内容等について詳細にお聞かせください。

また、小中学校での児童いじめによる行為等を未然に防ぐために、学校側と教育委員会ではどのように把握されて速やかに対応と対処されておられるのか、併せてお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。



○教・育部長（湊 浩）

小中学校におきますいじめ行為の件数でございますが、平成30年度、小学校で49件、中学校では7件、そして令和元年度、小学校では15件、中学校では12件、令和2年度、小学校で92件、中学校では9件となっております。

いじめ行為の内容といたしましてですが、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする」などとなっております。なお、パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされるといったいじめの報告は受けておりません。

次に、ネットいじめその他の行為等を未然に防ぐために、教職員については、いじめに関する校内研修等を定期的に行うとともに、児童生徒に対しては人権に関する知的理解や人権感覚を育む学習活動を道德などの各教科の特性に応じて計画的に行い、思いやりや規範意識などを高められるよう指導を行っております。また、学期ごとに学校生活全般に関するアンケート調査を実施してございまして、いじめを含め児童生徒の悩みや人間関係の把握に努めるとともに、悩み事などを気軽に相談できる校内体制の確立に努めておるところでございます。

いじめ行為の認知後における対応等につきましては、早期解決のため、各学校に設置しておりますいじめ防止対策委員会において組織で対応を行うこととしておりますが、子供たちを取り巻く社会状況が複雑化、多様化、深刻化する傾向にあることから、平成30年6月に河南町いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定いたしまして、町部局、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、段階に応じた対応ができる体制を新たに構築したところでございます。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

湊部長から、我が町での小中学校への児童生徒においてのいじめ行為への現状と、さらなる対策についての取組について述べていただき、しっかりとそれなりの取組をさせていただいていること、改めてお礼申し上げます。

そうした中で、城田副町長におかれましても、いじめ行為ゼロへの抑制に向けての取組への思いと考えを少しお聞かせいただけますか。

○議長（浅岡正広）

城田副町長。

○副町長（城田国昭）

子供たちが学校で教育を受けて健やかな成長をしていくためにも、いじめ行為はなくさなければならぬと考えております。

ただ、いじめはどの子供にも、またどの学校でも起こってしまうかもしれません。そのため、先ほど湊部長の答弁にもありましたとおり、日頃からいじめを未然に防止していくための取組、さらに、万が一発生してしまった場合には早期に発見して早期に対応していく取組、これにつきまして家庭、学校、地域、教育委員会、役場のほうが一体となってしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

城田副町長、ご答弁ありがとうございました。

しつこいようですが、先ほど申しましたが、いまだに全国的に児童生徒の悲惨な自殺、事故が多発している現状でありますので、今後とも、我が町の小中学校での児童生徒においてのいじめ行為ゼロに向けて各関係担当課におかれましてもしっかりと取り組んでいただくことをお願いしまして、次の（3）の項目に移らせていただきます。

それでは、（3）の項目、児童生徒の携帯電話でのネット依存対策についてお聞きします。

ご承知のように、全国的に小学校の高学年や中高生の生徒たちにおいて、携帯電話でのネット依存について減少しておりません。そこで、町教育委員会では、我が町の児童生徒による携帯電話でのネット依存への撲滅に向けて、学校側と保護者との協力の下で、児童生徒へのスマートフォンやガラケーでの携帯電話の使用時間への実態調査とさらなるネット依存への対策について今後どのように取り組んでいただけるのか、併せてお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

児童生徒のスマートフォンなどの携帯電話の使用時間の実態調査でございますけれども、全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査にて一定把握できてございます。

ふだん、月曜日から金曜日でございますけれども、1日当たりどのくらいの時間スマートフォンなどの画面を見ているかなどの質問に、本町の小学生では1時間以上3時間未満が約半数、中学校も同じような結果でありました。

次に、ネット依存への対策でございますけれども、児童生徒に対し、サイバー防犯教室やSNSでのトラブル未然防止等の講話、情報教育講演会などを実施し、ネット依存などに対する注意喚起、指導を行っているところでございます。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。ただいま我が町での児童生徒の携帯電話のネット依存対策について、いろいろな取組のお考えをお聞かせいただきました。

新田教育長並びに町教育委員会におかれましても、小中学校を通じて、今後とも保護者に対して、我が子たちが携帯電話でのネット依存にならないように、保護者と共にしっかりと取り組んでいただくよう強くお願いしておきます。

次に、（4）の項目に移らせていただきます。

それでは、（4）の子供たちへの脱法ドラッグ対策についてお聞きします。

ご承知のように、特に大阪府警では、違法脱法ドラッグ「ダメ。ゼッタイ。」キャンペーンの啓発を引き続き実施されておりますが、しかし、脱法ドラッグの入手では、合法的に違法脱法薬物を偽装して化粧袋に入れてインターネット通信やアロマ専門店などで販売されており、誰でもが手に入れやすい実態状況であります。そして、違法脱法ドラッグでの依存症は、人によっては多少の違いがあるようではありますが、違法脱法ドラッグを一度乱用した場合でも依存症にかかり、一生依存症との付き合いを強いられて抜けられない恐ろしい違法ドラッグであります。

個人の健康上の問題にとどまらず、犯罪への誘引等による社会全体の問題となっており、社会教育での重要な観点から、町教育委員会により中学校側に対して生徒たちに違法脱法ドラッグでの乱用と使用等での恐ろしさを教えるための方策に向けてどのように強固な取組をされておられるのか、詳細にお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

深刻な社会問題を引き起こしているという危険薬物は、スマートフォン等の普及により、密売、購入方法等の潜在化や巧妙化が進んでいるとの報道がございます。

そこで、国では第五次薬物乱用防止五か年戦略を平成30年8月に制定しております。目標の一つに青少年を中心とした広報啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止が掲げられており、小中学校における薬物乱用防止に関する指導の徹底など、引き続き、学校での薬物乱用防止教育を一層推進することとされてございます。

本町の小学校高学年や中学校では、これらを受け、警察職員を講師に招き薬物乱用防止教室を年1回以上継続的に実施し、児童生徒の発達段階に応じた薬物乱用による心身の影響や依存症等について学習しているところでございます。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ご答弁ありがとうございます。今、担当部長から子供たちへの脱法ドラッグ対策への取組について述べていただきました。大変ご苦勞をかけますけれども、今後ともしっかりと取り組んでいただきますよう、そうした中で、新田教育長、子供たちに対して危険な脱法ドラッグへの乱用防止への所感と申しますか、思いをお聞かせいただけますか。お願いします。

○議長（浅岡正広）

新田教育長。

○教育長（新田晃之）

児童生徒への薬物乱用防止教育についてでございますけれども、学習指導要領に基づいた教育課程及び各学校が定める学校保健計画に位置づけています。小学校の場合ですけれども体育科、それから中学校の場合は保健体育や特別活動の時間、それはもとより、道徳、総合的な学習の時間などの学校の教育活動全体を通じて指導いたしております。

先ほども部長が述べましたようないろんな薬物に対する教育につきましても、引き続き、薬物乱用の危険性や障がいなどを正しく認識することや、自分の大切さに気づき、薬物乱用の誘いを断れる強い心を養えるような教育を進めていかなければならないと思っております。

○議長（浅岡正広）

福田議員。

○9番（福田太郎）

ただいま新田教育長から、子供たちの危険なドラッグの乱用防止に向けての所感を述

べていただきました。そして、先ほどの（１）から（３）までの事柄においてもしっかりと今後取り組んでいただくこと、新田教育長、河南町教育委員会並びに森田町長、各関係の職員の皆さんにおかれましても強く念願しておきます。

そして、我が町の子供たちは町の光であり、国の宝でもあります。今後とも今回の各項目につきましてはお聞きすることと思いますが、その節にはよろしく願います。

これで私の個人質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

福田議員の質問が終わりました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上で、本日の一般質問１日目の議事日程は終了しました。

一般質問２日目は、９月２７日午前１０時に開きます。

本日はこれもちまして散会します。

皆様お疲れさまでございました。

午後２時５０分散会

~~~~~



令和3年 9月27日(月)

# 令和3年河南町議会9月定例会議会議録

(第 3 号)

河 南 町 議 会





令和3年河南町議会9月定例会議会議録

年 月 日 令和3年9月27日（月）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

|    |    |    |     |     |    |
|----|----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 高田 | 伸也 | 2番  | 松本  | 四郎 |
| 3番 | 河合 | 英紀 | 4番  | 大門  | 晶子 |
| 5番 | 力武 | 清  | 6番  | 佐々木 | 希絵 |
| 7番 | 廣谷 | 武  | 8番  | 浅岡  | 正広 |
| 9番 | 福田 | 太郎 | 10番 | 中川  | 博  |

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

|                          |    |    |
|--------------------------|----|----|
| 町 長                      | 森田 | 昌吾 |
| 副 町 長                    | 城田 | 国昭 |
| 教 育 長                    | 新田 | 晃之 |
| 総合政策部長                   | 辻本 | 幸司 |
| 総務部長                     | 渡辺 | 慶啓 |
| 住民部長                     | 福田 | 新吾 |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長       | 田村 | 夕香 |
| まち創造部長                   | 安井 | 啓悦 |
| まち創造部理事                  | 日根 | 直哉 |
| 総合政策部秘書企画課長              | 森口 | 竜也 |
| 総合政策部危機管理室長              | 木矢 | 哲也 |
| 総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長  | 多村 | 美紀 |
| 総務部副理事兼施設整備担当課長          | 牧野 | 勉  |
| 総務部人事財政課長                | 後藤 | 利彦 |
| 総務部副理事兼契約検査室長            | 谷  | 道広 |
| 総務部副理事兼まち創造部副理事          | 西本 | 伸二 |
| 住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長 | 辻元 | 哲夫 |
| 住民部副理事兼保険年金課長            | 大谷 | 由候 |

住民部 税務課長  
健康福祉部 高齢障がい福祉課長  
健康福祉部 健康づくり推進課長  
まち創造部 地域整備課長  
まち創造部 副理事兼都市環境課長  
まち創造部 農林商工観光課長併農業委員会事務局長

渡辺 恵子  
和田 信一  
中筋 美枝  
藤木 幹史  
大門 晃  
池添 謙司

(出納室)

会計管理者兼出納室長  
(教育委員会事務局)

岩根 有津佐

教・育部長  
教・育部 教育課長  
教・育部 副理事兼こども1ぱん課長  
教・育部 生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長  
教・育部 副理事兼学校給食センター所長

湊 浩  
中海 幹男  
田中 啓之  
森 弘樹  
梅川 茂宏

議会事務局職員出席者

事務局 局長  
課長 補佐

木矢 年謙  
門林 純司

会議録署名議員

10番 中川 博

1番 高田 伸也

議事日程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1

令和3年河南町議会9月定例会議

令和3年9月27日（月）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

|      |        |        |           |
|------|--------|--------|-----------|
| 日程第1 | 一般質問   | .....  | 148       |
|      | （個人質問） |        |           |
|      | 10番    | 中川博議員  | ..... 148 |
|      | 1番     | 高田伸也議員 | ..... 163 |
|      | 2番     | 松本四郎議員 | ..... 189 |
|      | 3番     | 河合英紀議員 | ..... 205 |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議、一般質問2日目を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程は、タブレットに送信のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

それでは、個人質問を始めます。

質問者は、中川議員、高田議員、松本議員、河合議員、以上の順で発言を許します。

最初に、中川議員の発言を許します。

中川議員。

○10番（中川 博）

議席ナンバー10番、公明党、中川博でございます。通告書に従って一般質問を行います。

質問事項は、1、子宮頸がんワクチンについて、2、ふるさと納税の活用について、3、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について、4、地域気象防災支援のための気象庁等による取り組みについて、5、住民の安全対策について、6、子育てアプリの利用についての6事項でございます。取決めにより、質問は一問一答方式で行いますので、その点も十分踏まえていただき、町長及び答弁者におかれましては積極的に前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、1事項め、子宮頸がんワクチンについての質問に入らせていただきたいと思います。

コロナ禍の中、多くの住民の方がコロナウイルスワクチン接種をされ、また、喜びのお声も多くいただいております。そのようにワクチン接種の重要性について非常に理解が深まる

中、私は以前に別のワクチン接種、子宮頸がんワクチンの接種の件を令和元年12月定例会議で質問させていただきました。このたび国のほうで大きな動きがありましたので、質問をさせていただきますと思います。

まず、新聞記事に、子宮頸がんは毎年約1万人の方が罹患し、毎年約2,800人の方が亡くなっている。死亡率ではコロナ感染症の何十倍で、非常に恐ろしい病気であります。早期でも子宮摘出を余儀なくされている。30代までに約1,200人の女性が治療のため子宮を失うと言われておりますなど、女性やその家族にとって深刻な影響を及ぼします。少し記事を飛ばしまして、2018年時点の接種率は、日本では0.8%にとどまっている。逆に先進国では接種率が非常に高く、カナダでは83%、英国では82%、オーストラリアでは80%に達している。実に日本の100倍以上でございます。HPVワクチンの積極的勧奨再開を目指す議員連盟は、首相官邸などを訪れ、要望書を提出したとありました。また厚生労働省は、2013年から差し控えている積極的な接種呼びかけの再開に向け議論を始める審議会に諮り、来年度から再開も視野に検討するとございました。

前回の一般質問での回答は、まさに厚生労働省の動向を注視し、富田林医師会管内感染症対策委員会において専門医師の意見を聴取するなど、研究してまいりたいと考えておりますということでございました。今回、厚生労働省の動きをどう捉えているのか、また、専門医師にどのような意見を聴取してどう研究されたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

本町ではこれまで、厚生労働省の積極的勧奨の差し控えの通知に基づき、対象年齢の人への個別勧奨を差し控えていましたが、昨年度、この通知の改正により、「積極的な勧奨を行っていないことを伝えるとともに」との文言が削除され、「対象者等が接種を希望した場合に接種することを周知すること」と改正されました。この通知を受け、富田林医師会管内感染症対策委員会などの意見聴取はしていませんが、各医療機関、特に小児科ではHPVワクチンの接種の必要性を個々に説明し、接種しています。

このことについて、本年度からは、毎年4月広報とともに配布している町の保健事業案内等でも、子宮頸がん予防ワクチン欄にこれまで記載していました「※現在、積極的接種勧奨は行っていません」の文言を削除するとともに、本年度は、平成17年4月2日から平成22年4月1日生まれの女子宛てに、子宮頸がん予防ワクチン定期接種についての個別通知を行っ

ています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

田村部長、どうもありがとうございます。従来の「※現在、積極的勧奨は行っていません」の文言が削除され、また、個別通知を送っていただいているとのことでございます。また、医療機関等に、特に小児科でHPVワクチンの必要性を説明し、患者数は増加しているということでございます。一步前進しているように思いますけれども、令和元年12月に質問したときは、そこで富田林医師会の専門医師の意見を聴取するというように答えられておったんです。そういうことはされていないということなんですけれども、そこは、やっぱり答えた以上はちゃんと、田村部長には責任ないですけれどもお願いしたいと思います。

そういうことで一步前進しておりますけれども、でも現在、さらに進んで、多くの自治体により勧奨に力を入れておられます。例えば岡山県とかいう部分です。河南町では、厚生労働省の動きを考え今後どのように対応されていくのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

今後の対応につきましては、厚生労働省の通知に基づき、毎年、一定の年齢の対象者に子宮頸がん予防ワクチンのメリットやリスクが掲載されたパンフレットを同封し、個別通知を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。できれば、厚生労働省の動きもありますので、厚生労働省の決定よりか早く河南町でも前に進めるとか、せめて発表と同時期に河南町ではその対応が進むようによろしくお願いしたいと思います。

続きまして、2事項めの質問に入らせてもらいたいと思います。

ふるさと納税の活用についてでございます。

ふるさと納税は、ふるさとや地方公共団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年度税制改正により創設されました。創設以降、実績は着実に伸び、ふるさと納税を通じて地域の活性化に資するとともに、災害時における被災地支援としても貢献していると説明にはあります。

そこで質問ですけれども、河南町のふるさと納税の推移とその財源の利用方法についてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

ふるさと納税の直近5か年における寄附件数と金額の推移ですが、平成28年度は434件で1,808万7千円、平成29年度は374件で1,689万1,987円、平成30年度は287件で1,320万4千円、令和元年度は261件で1,115万5,010円、令和2年度につきましては803件で1,747万円でございます。

次に、寄附金の活用先でございますが、第2子以降保育料無償化事業や三世代同居・近居支援事業などに活用させていただいております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今、辻本部長から説明いただきました。金額は多少の上下変動はありますけれども、概ね伸び悩みの傾向であります。

そこで、新たに提案するわけでございますけれども、地域活性化に貢献した企業の税負担を軽くする企業版ふるさと納税というものがございます。その制度を用い企業から寄附を集めようという自治体が増えてきております。寄附集めには国の認定が必要で、認定自治体の数は今月9日時点で1,194件、実際に約1年間で2.8倍に急増してまいりました。昨春から税の軽減割合を引き上げ、手続も大幅に簡素化した効果が出たということでございます。

まず、勉強のために、企業版ふるさと納税とはどういうものかを説明していただきたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

企業版ふるさと納税は、正式名称を地方創生応援税制といい、それぞれの自治体の総合戦略（まちづくり計画）に位置づけられた事業について、地方公共団体がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を企画立案の上、国の認定を受けまして、本事業への寄附を行った企業に対して税額控除が措置される制度でございます。

さらに、令和2年度より、地方創生のさらなる充実強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から制度が大幅に見直されたことで、損金算入による軽減効果（寄附額の3割）と合わせまして、最大で寄附額の9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。

趣旨としましては、地方創生の取組の実効性を高めていくため、民間資金を活用した地方創生事業の実施や官民連携による企業とのパートナーシップの構築が期待されているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今、辻本部長から説明していただきまして、ありがとうございます。私の記憶というか、確かに河南町のまちづくり計画にもその文言がうたわれていたと思います。

そこで、さらに詳しくお聞きしたいんですけども、企業版ふるさと納税を活用した事例としまして山形県南陽市の取組がでございます。できれば説明していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

企業版ふるさと納税の活用事例といたしまして山形県南陽市ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、南陽市出身の学生に対し、ふるさとの食を通じて学生を支援するとともに若い世代との結びつきを確保し、将来的なUターン及び関係人口の拡大を図ることを目的に、「食でつなぐ、故郷未来プロジェクト」を実施されました。

本プロジェクトでは、南陽産のお米5kgやラーメン・そばなどのグルメセット、ラスク、焼き菓子などのスイーツセットのいずれかを県外在住の南陽市出身の学生に送るようでございます。



本事業の実施に当たっては、南陽市外の5つの企業が各10万円の寄附を受け実施したものであります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

大体どういうものかというのをちょっと説明していただきましたけれども、そのほかにも、例えば企業版ふるさと納税に係る大臣表彰の事例というものがございます。何個かある中で1つだけ紹介させてもらいたいと思います。

その企業部門で、株式会社ホクリクという企業がございます。北海道の東川町の地域外に進学する学生や地域外から町へ進学する学生に奨学助成制度を行っております。また、姉妹都市関係にある外国の高校生を1か月間相互派遣等の取組をしていることに対しまして、株式会社ホクリクから2億7千万円の寄附をしていただいているという例もございます。さらに研究はしていただきたいと思います。

何度も申し上げますように、ふるさと納税は我々自治体側としては、厳しい財政運営の一助にと、また、初めに説明していただきました町独自の施策の財源、例えば先ほど言われました第2子以降の保育料無償化事業等として大いに期待しているところでございます。

そこで次に、企業版ふるさと納税を活用した事業展開に向けて、地域再生計画の策定と企業登録の推進について実際にやっているかどうか伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

企業版ふるさと納税の活用にあたりましては、河南町まちづくり計画を踏まえて地域再生法に基づく地域再生計画を作成し、国の認定を受けることが必要であります。ほかの自治体における活用事例を参考にしまして、本町においてさらなる地方創生の推進を図るため、企業版ふるさと納税などについて地域再生計画の作成に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

初めてですね、取り組んでまいりたいという。ただ、河南町のまちづくり計画に入っているわけですから、取り組むのは早急にやっていただきたいと思います。

企業版ふるさと納税を有効に活用し実現していただきたいという思いは今申し上げたとおりなんですけれども、もう一つ、令和2年10月に人材派遣型の企業版ふるさと納税が創設されました。どういうものをまず説明していただき、例えば、我々議会においても予算決算の議論の中で、莫大なシステム改修費などにノウハウがある企業からの人材を派遣してもらうのも一つ、また、これも議論されておりましたけれども、入札方法で例えばゼネコンから技術者を派遣してもらい、チェック体制の強化なども一つの方法ではないかと思います。その点も踏まえて河南町としての対応があればお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

企業版ふるさと納税の仕組みを活用しまして、専門的知識、ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実強化を図ることを目的に、令和2年10月に人材派遣型の企業版ふるさと納税が創設されました。

本町におきましても、このような制度を含めて企業版ふるさと納税制度について調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

辻本部長、ありがとうございます。調査研究ということですが、前向きにやっていただきたいと思います。

次に、3事項めの質問に入らせてもらいたいと思います。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策について伺いたいと思います。

昨年12月には新たに防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が決定されましたが、どういうものを説明していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

国土強靱化対策ですが、国では東日本大震災の教訓を生かすべく、平成25年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が施行されました。翌年の平成26年には、同法に基づき国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる国土強靱化基本計画が策定され、平成30年には、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）や台風21号の被害を受け、特に緊急に実施すべき対策をまとめた防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が閣議決定され、平成30年度から令和2年度までの3年間で、緊急対策160項目を約7兆円の予算をかけて集中的に実施されました。

令和2年度は国土強靱化3か年緊急対策の最終年度となっていましたが、国は、この期間を令和7年度まで延長し、新たに防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が閣議決定されました。この5か年加速化対策では、約15兆円の予算により、3つの柱、1つ、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、2つ、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、3つ目、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進、この3つの各分野についてさらなる加速化、深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的、集中的に対策を講ずることとされています。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今、辻本部長から説明していただきましたけれども、令和3年度から令和7年度までの5か年の間、事業規模等で実に概ね15兆円にも上る、そういう予算を組んでの重点施策を取り組んでいくということでございます。

このような中で、今説明していただいたもう少し細部のところですが、災害関連の情報予測、収集、集積、伝達の高度化という項目がございます、そこで、線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策、また高精度予測情報等を通じた気象変動対策というものがございます。そのことも頭に入れていただきまして、次の4事項めの質問に入らせていただきたいと思います。

地域気象防災支援のための気象庁等による取組についての質問でございます。

まず、近年相次いで発生する風水害や地震等の災害を踏まえ、これらの自然災害に対する地域の気象防災力を高め、迅速かつ確実な避難行動が取れるようにするための取組を都道府

県、市町村、関係省庁の出先機関等が連携して推進することが重要であります。その観点から、気象庁では地域防災支援の取組を推進しておられます。それは、地域交流人材配置による担当チームを気象台にて編成し、担当地域を固定することにより、各市町村固有の課題への対応を含め、市町村に寄り添い、担当者同士の緊密な連携関係を構築する取組とされております。具体的な取組として、平時には気象防災ワークショップなどの開催や防災気象情報の地域ごとの活用についての共有などが行われ、災害時には早い段階から記者会見などを実施し住民に見通しを伝えるとともに、ホットラインによる首長への助言なども行うとされております。

河南町は地元気象台との連携状況はどうなっているのか、まずは伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

近年、全国各箇所で豪雨による災害が発生しており、災害対応を行う上では気象防災情報を発信する気象台と情報共有を行うことが重要となっています。

本町と大阪管区気象台との連携状況ですが、平成30年度から運用している河南町土砂災害タイムラインの策定に大阪管区気象台の土砂災害気象官も携わっていただいております。毎年、大阪管区気象台と町が気象防災に関する懇談を行い、顔の見える関係を構築しています。

また、大雨により災害発生の危険性が高まり特別警戒発表の可能性がある場合等におきましては、大阪管区気象台と町長が直接電話で気象情報等を共有することができるなど、連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今日は辻本部長が多いんですけども、今説明していただきましたように、河南町では幾分そういう連携体制はできているというように今お答えいただきました。

それでは次に、河南町でも甚大な被害を出しました台風21号等の自然災害がありました。この前の町長の話では、57災害はもっとひどいということでもございました。その対応も踏まえ、国の趣旨に基づいて河南町でも河南町国土強靱化地域計画を、先ほどありましたけれども、策定されたと思います。気象庁の地域防災支援と具体的取組についての答弁があれば伺

いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

本町では、大規模災害が発生しても致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持った強靱な地域をつくり上げるために、河南町国土強靱化地域計画を令和3年3月に策定しています。

気象庁の地域防災支援といたしましては、大阪管区気象台のあなたの町の予報官、これは河南町には2名来ていただいているんですけれども、来庁しまして、町担当者との意見交換会を実施しております。

なお、具体的な取組としましては、台風接近時にはテレビ会議システムにより情報を共有するなど、緊密な連携関係を構築しているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今説明していただきましたけれども、防災気象情報の我々受け手である市町村でも気象災害情報の専門家を育成していくことが大切であると考えます。内閣府、消防庁等において、地方公共団体に防災業務を担当する職員を対象とした研修や訓練を定期的を実施しており、これらの研修等において、最新の気象行政の動向や防災気象情報の実践的な利活用方法等について情報提供をされております。このような研修や訓練について私どもの河南町ではどのように参加されているのか、伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

本町の防災気象情報等に関する研修等の参加状況でございますが、令和元年度には大阪管区気象台の主催で大阪府及び市町村危機管理担当者を対象に気象台勉強会が開催され、参加しております。また、総務省消防庁主催の市町村長を対象とした災害対応力強化のための研修や全国市町村国際文化研修所の災害対策本部の運営に関するマネジメント研修等に参加し、積極的に防災に関する知識の習得を図っております。

また、大阪管区気象台では市町村職員や自主防災組織のリーダー等を対象とした気象防災ワークショップを開催されており、気象に関して専門的な知識を学ぶことができます。また、大阪管区気象台の施設見学も可能となっています。現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止されておりますが、開催可能となりましたら、町職員向けの研修や自主防災組織等を対象とした気象に関する研修会なども検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

研修等を、今、コロナの関係でちょっとできないけれども、今までも参加しているというようなお答えをいただきました。

そこで、平成29年度に地方公共団体の防災の現場で即戦力となる気象防災の専門家を育成することを目的としました気象防災アドバイザー育成研修を実施するに当たり、昨年10月、私どもの公明党の山口代表の参議院代表質問により、気象防災アドバイザーに気象台のOB、OGを任命するとの答弁が赤羽国土交通大臣より示されたことにより、大きく拡大し、現在、全国で84名が委嘱されております。現在、全国で10自治体で気象防災アドバイザーが活躍しているとのことでございます。

また、今放送中の連続テレビ小説「おかえりモネ」にも、地域密着型の気象サービスの話もありました。今、その重要性が話題になっております。その点を踏まえて、我が町における気象防災アドバイザー活用の検討状況について伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

気象防災アドバイザーは、国土交通省から委嘱された気象台のOB、OG等が自治体に対して地域の特性を踏まえた気象解説を実施するなど、自治体側のスタッフとして防災事業の支援を行うもので、平成29年度から始まっております。

現在、町の災害対応は、大阪管区気象台と構築しているホットラインを活用し、気象状況の解説や今後の見込みなどきめ細かい情報提供を気象台から受け、災害対応を決定しております。

本町におきましても、大阪管区気象台と連携を取りながら、気象防災アドバイザーの活用

方法について今後研究してまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

少し再質問させてもらいたいと思います。

今、また研究していただくということなんですけれども、私ども河南町独自じゃなしに、今例えば消防の広域化など柏羽藤等、統合等の話もまた出ております。そういう意味で、複数の市町村に助言を行っていただく、河南町だけじゃなしに、ある一つの大きな固まりとして気象防災アドバイザーを活用する取組の考え等をそういう場で提案していただくことは考えられておるのかどうか、再質問したいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

現在進めております消防広域化が進み、新しい一部事務組合等が発足することとなりますと、大規模災害時に本町を含め複数の市町村の防災活動を担う広域的な組織となります。そういった組織に、その地域の気象の特性を知る気象アドバイザーを活用し気象に関する助言を受けることで、どのような災害対応が可能となるか、どのようなメリットがあるかを検討する必要があると考えております。今後、防災・減災の観点から気象防災アドバイザーの活用方法について研究してまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

次に、5事項め、住民の安全確保について伺いたいと思います。

池袋で高齢者（90歳）が運転した車が暴走して、お母さん、当時31歳の方と娘さん、当時3歳の方が死亡されたほか、7人の重軽傷者を生んだ大事故が発生したこと、そしてその裁判が行われたことは記憶にあると思います。また、八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、男女5人が死傷する事故も記憶にあると思います。このような事故を受け、国は通学路の総点検を改めて行うとし、交通安全対策の強化、検証を指示したとありま

した。そして、この事故に鑑み、危険箇所として大型車の進入が多い箇所、ヒヤリハット事例があった箇所、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所などの観点についての確認が必要と考えられております。

今まで河南町で事故等はどういうものがあるのか、伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

河南町で発生しました個々の事故につきましては分かりませんが、大阪府警察の統計資料によりまして、昨年度の事故につきましては人対車両事故で6件、車両相互事故で24件発生し、35の方がけがをされ1の方が亡くなっております。また今年ですが、7月までに人対車両事故で1件、車両相互事故で14件発生し、16の方がけがをされております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

今、辻本部長から喫緊のそういう事故状況をお話ししていただきましたけれども、やっぱり河南町でもそういう事故が頻繁に起こっているというのは今答えていただいたとおりでございます。

そこで、2項目めの質問に入りたいと思いますけれども、防災カメラは、防災の観点はもちろん、今おっしゃられた自転車・自動車運転中の交通ルールとマナー、通勤通学の歩行者・高齢者や子供を交通事故から守る観点から、交通安全対策として高い効果を発揮しております。今後、町の安全対策として防犯カメラの設置について伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

河南町での防犯カメラの設置につきましては、犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応等を目的として、平成27年度から、他市町村から流入、流出する車両の確認できる道路や地区の境界に当たる交差点等に計43台の防犯カメラを設置しています。また、各地区におかれましても昨年度までに53か所161台の防犯カメラを設置し、防犯活動に努められております。

今後も、住民の皆さんが安全・安心して暮らせるよう設置を検討してまいります。



以上でございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。設置を検討していただくということですがけれども、先ほどこの事項の1項目めに話をさせていただきました大きな事故がありました。その事故に鑑み、危険箇所として大型車の進入が多い箇所、ヒヤリハット事例があった箇所、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所というのを先ほど1項目めるときに言わせていただきました。こういうことも踏まえまして防犯カメラの設置条件にまた当てはめていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

それでは、6事項め、子育てアプリの活用についてを伺いたいと思います。

少子化対策が自治体にとって喫緊の課題となる中、子育て支援策に力を入れて、その充実ぶりをまちの魅力としてアピールする自治体が増えてきております。例えば、スマートフォンアプリを活用し、妊娠中から子育てに役立つ各種情報を住民に発信しているとのことでございます。例えば母子手帳は、我が国が誇る制度であり、世界最高水準の周産期医療体制の維持に大きく貢献しておりますけれども、一方、情報化の観点からは非常に遅れを取っている状況でございます。

現在、超音波検査画像を電子媒体で提供することも産婦人科のほうでは多くなってきております。また、妊娠週数や子供の月齢といった利用者の状況に応じて、その時期に必要な各種手続や子育て関連の施策、制度などの情報を町から直接届けることができます。定期発信する文面を一度作成すれば、あとは子供の月齢など登録情報に応じて、利用者にタイムリーかつ自動的に発信できるものでございます。また、運用負担もそれほど小さく少なく、それもメリットでございます。このような子育てアプリ利用についての考えを伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

子育てアプリですが、子ども・子育て支援サービスの一つのアイテムとして活用されているもので、健診、予防接種などの予定や子供の成長記録が管理できるほか、子育て支援に関する施設情報、行政サービスの情報などの地域情報を配信できる仕組みを備えています。大

阪府内においても、民間事業者の調べでは令和3年1月末時点で18団体が導入しています。各事業者が様々な機能の特徴としたアプリを開発、提供しており、様々な事業者のアプリが利用されています。

本町では、現在のところ子育てアプリについて導入しておりませんが、昨年度にデジタル改革推進プロジェクトチームを立ち上げ、庁内全体で電子化を進めるため研究しているところでございます。今後、町の電子化推進に当たり、子育てアプリ等も含め様々なデジタル化が調査研究の対象になると思いますので、必要性や住民ニーズ等を含め研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

田村部長、ありがとうございます。今、部長からおっしゃられたように、もう自治体のそういう流れでございますので、河南町でもいち早く導入していただきたいと思います。

最後に、町長に伺いたいと思います。

私の全体的な質問に対してですけれども、またほかの議員の質問に対してもそうなんですけれども、今回の答弁でも、調査していく、また、研究していく、検討していくという回答が数多くありました。その結果を確実に報告していただけるのでしょうか。

我々議員は、いろいろ自分なりにいろんな場所で勉強して研究して、そして今このような質問をさせていただいているわけです。河南町をよくしようと思って真面目に真剣に質問しているわけでございますので、その辺、最終的な責任者である町長の決意というか、お覚悟を聞かせていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

担当部長のほうからいろいろ答弁があるんですけれども、検討するとかいろいろお答えしていますが、全体として、どういう形で研究が進んでいるか、検討が進んでいるかについては毎年度、予算のところで表していく形になると思います。

ただ、今質問していただいた項目は、どの議員さんもそうですけれども、喫緊の課題というところがいろいろありますので、町のほうとしても迅速性を持って対応していくという、

そういう精神でやっています。

ただ、やはり財布の中身と事業の中身、それと住民の皆さんの困っていることとか、そういうところに重点を置いて予算配分をしながらやっていこうと思っています。

今、デジタル庁ができて、デジタル化というのが避けて通れないところになっているかと思います。これについては全庁的にいろんな事業とか事務とか全て関わってくるようなところもありますので、その点も踏まえて積極的にやっていきたいと思っています。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

最後に町長からお話ししていただきました。私も、そういう財源の問題もあると思いますので、そういうひもつきとか国の方向性とかを踏まえて質問させていただいているつもりなんです。そういうことも考えまして、今後よろしくお願ひしたいと。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中川議員の質問が終わりました。

次に、高田議員の発言を許します。

高田議員。

○1番（高田伸也）

議席番号1番、会派自民・夢・希望の高田伸也です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行います。

質問事項は4事項ございます。1事項め、新型コロナウイルス感染症の対策について、2事項め、コロナ禍後を見据えた町の活性化策について、3事項め、災害時の命を守る取り組みについて、4事項め、地域公共交通について、以上の4事項になります。

早速でございますが、まず1事項めから質問させていただきます。

国内のワクチンの接種は全人口のもう約55%が2回目の接種を終えているという状況ですし、河南町におきましても約82%の住民の方が既に1回目を終えられて、78%以上の方が2回目の接種を終えているというようなことも聞いております。80%に近くなっているという接種レベルは全国の中でも優秀ではないかなという気がしております。この接種の高さにつきましては、河南町住民の皆さんの意識の高さ、また危機感の強さは当然ながらあるとは思われますが、河南町職員の皆さん及び医師会の皆さんのスピーディーかつ献身的な対応によ

るものが非常に大きかったというようなことで、非常に感謝しております。ありがとうございます。

また、前回の一般質問におきましてワクチンの接種状況も逐次報告いただきたいというお願いをしたところ、早速ホームページ上でワクチンメーター等で情報提供をいただいているということで、重ねまして感謝したいというふうに思っております。

現状、大阪府下におきましても全国的に見ましても感染者数、入院者数は減少傾向にありますが、ここで一つ事例といたしまして、無症状の方で同じ職場内で感染者のそばにいたというような方がいたという事例です。会社のほうからは10日間の自宅待機を指示されて、保健所から、その間待っていましたが一切連絡がないということで、何とかPCRの検査をできないかということで非常に苦慮したというようなことをお聞きしています。このような場合に、河南町においては無症状でもPCR検査を受け入れる体制にあるのかということをお聞きしたいのが1点。

また、最近のデルタ株の状況を見ていますと、感染力は空気感染に近いというような状況にもあります。そこで、濃厚接触者の定義についても当然変わってしかなるべきかなというふうに思っておりますので、この2点、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

無症状だが感染者のそばにいた、同じ職場であった、同じ教室にいたことなど保健所で濃厚接触者と判断された場合は、保健所から連絡があり、行政検査としてPCR検査を行います。

無症状で濃厚接触者でない場合は、大阪府のホームページでも自費で検査できる大阪PCR検査センター難波などの検査機関や検査実施医療機関49か所の掲載がありますが、個人的にお問合せをしていただき、検査を受けることはできます。

濃厚接触者の定義は現在のところ変更されており、変更点は、感染の可能性のある期間は発症した日以降が症状が出る2日前から入院等になるまでの期間に、感染者に触れることのできる距離が2mから1mに、必要な感染予防策なしで感染者との接触時間は示されていないのですが、15分以上の接触のあった人となっています。

濃厚接触者については、接触があった方々について関係性、マスクの有無、接触の程度などについて保健所が患者または家族や会社など聞き取り調査を行い、個別に該当するか判断

します。同じ職場、クラスで患者が発生したとしても、一概に濃厚接触者になるとは言えません。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございました。ということは、自覚症状がなくて濃厚接触者と認められないということでありましたら、やはり自費でPCR検査のキットを購入する、もしくは抗原検査キット購入するしかないということだと思うんですけども、実際に今回お聞きしましたら、その方は町内のドラッグストアを回って何とか1セット9千円で購入されたということだったんですが、これは、できましたら私の提案でもありますけれども、例えばマイナンバーカードを提示すれば半額でキットを購入できるというようなサービス、町民に向けたサポートの検討をお願いしたいというふうに思っております。これは要望となります。

そこで、続きまして感染した後の話なんですけど、軽症の場合は自宅待機ではなくて、家族への感染を防止するために宿泊を希望するというような方も多々いらっしゃいますし、今は少しずつ緩和されていて、そういうような寄宿舍が確保できているという認識であります。また、第6波も想定した訪問診療を含めた個別対応、またパルスオキシメーター等の資材等の提供、それに対して検討されているのかあたりもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

大阪府における療養の原則は、症状や年齢によって異なりますが、入院療養が必要な人以外は基本的に宿泊療養となっています。現状、概ね翌日にホテルへ宿泊療養ということで移動できるというふうに聞いております。

また、自宅療養になった場合は、富田林保健所でパルスオキシメーターの提供や各市町村の支援状況のチラシを届けていただいております。自宅療養中は、毎日保健所の保健師が健康観察を行い、医療の必要性や救急搬送が必要なときは大阪府入院フォローアップセンターや救急と連携を取って対応しておりますが、以前に受入れ先の決定に時間がかかるなどの状況があったと消防から聞いております。現在はそのような状況ではないということで聞いております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございます。分かりました。本町においては現状、以前あったような救急車によるたらい回しの様なことはもうないというようなことは認識いたしました。

しかしながら、今落ち着きつつありますが、第6波が迫っているという状況にもありますので、現状の体制の維持を重ねてお願いしたいなというふうに思っております。

それでは、続きまして2項目めになります。

こども園、小学校における新型コロナウイルス感染の対策というところで、現状、幸いにも河南町の小中学校においては新型コロナウイルスのクラスターの発生と、また休校等はないというふうにはお聞きしています。心配される感染経路としては、親から子供に感染して子供さんが感染拡大をしていくという流れだと思います。既に国からはガイドラインとしまして示されたと聞いておりますが、園内、校内の感染防止策、また万一の校内での発熱等が発生したとき、その緊急対応等につきましてどうお考えか、お聞かせ願います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

新型コロナウイルス感染症の対策といたしましてですが、国や府が示す学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルなどにに基づき対策を講じているところでございます。

基本的な感染症対策といたしまして、まず1、感染源を絶つこと、2、感染経路を絶つこと、そして3、抵抗力を高めることの3つのポイントを踏まえ、取組を行っているところでございます。

感染源を絶つ取組といたしましては、発熱や風邪症状がある場合は自宅での休養を促し、無理して登校しないよう指導しているところでございます。また、登校前に自宅にて健康観察を行っていただき、登校時にその観察結果を記入した健康観察カードにより、児童生徒の検温結果や健康状態を把握しているところでございます。

感染経路を絶つ取組、飛沫感染や接触感染の対策といたしましてですが、手洗いの徹底、マスクの着用や定期的な教室の換気、給食時には一定方向を向いて食事する、距離を保ち静かに食べるなどの対策を行っております。

抵抗力を高める取組といたしましては、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるよう指導しているところでございます。

児童・生徒が学校内で発熱や風邪等の症状が出た場合は、保護者に連絡するなど帰宅させる対応を取っておりますが、保健室で様子を見る場合もございます。複数の児童生徒がいる場合は十分に距離を取り、状況に応じてカーテンなどのものを使用して感染対策を行っております。なお、保健室には新型コロナウイルス感染症対策といたしまして除菌装置も設置しているところでございます。

こども園につきましても、概ね同様な対応を行っているところでございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございました。まず、園児、児童の皆さんに対して感染対策と申しますか、それはもう十分に取られているというのは理解いたしました。

一方、教職員の皆さんから子供たちへの感染ということは絶対阻止すべきだというふうに思っておりますが、教職員の皆さんの現状のワクチンの接種状況、もしくは接種されない場合の職員さんのPCR検査の状況についてお聞きしたいというふうに思っております。

また同時に、文部科学省が抗原検査の簡易キット、これを各幼稚園、小中学校に配付するというようなことが報道されました。それは教職員の皆様を対象にしたというようなことだと聞き及んでおりますが、どのような場面でキットを活用される予定なのか、また、その検査キットは、児童にも対応できるものなのかという点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

職員等へのワクチン接種の状況でございますけれども、富田林医師会による教育・保育従事者先行接種枠を設けていただいたこともあり、これまで接種希望者全ての方が2回接種を終えているところでございます。

小中学校の教職員のPCR検査につきましては、文部科学省に申込みをしておりますモニタリング検査の今現在準備を進めているところでございます。

一方、既に文部科学省から配付された抗原簡易キットにつきましては、学校で急に教職員

が発熱や体調不良などの状況が出た場合、使用することを想定してございます。

また、こども園でも、厚生労働省のPCR検査モニタリング事業を活用いたしまして、全職員に対してPCR検査を一定期間実施することとしてございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

よく分かりました。

皆様のワクチン接種はしかりなんですけれども、今、一定期間ということで、教職員の皆さんのPCR検査キットを行うということでした。やはり教職員の皆様は、定期的なPCR検査というのは不可欠だというふうに思っております。文部科学省及び厚生労働省への申込み、働きかけにつきましては、今後も継続して是非お願いしたいというふうに思っております。

それでは、続きまして3項目めになりますが、住民のワクチン接種の徹底に向けた取組についてという項目になります。

現状、65歳以上の方の接種が非常に高く、90%以上の方が2回接種というようなことを聞いておりますが、やはり若い世代の方のワクチンの接種というのは若干進んでいないところもあろうかというふうに思っております。マスコミの情報を見ても、当然、つらい感染以外に後遺症が非常につらい、たくさんの方がそういうふうにつらい目に遭っているというようなことも聞きました。

例えば接種を徹底するために、働く世代がもっと打ちやすいような環境、例えば豊中市が実践していました金曜日の夜と土曜日に集中して接種するワクチンフライデー、ワクチンサタデーというような取組もありましたし、お隣の柏原市では、あるクリニックで実施されました予約なし接種というようなこともあって、非常に便利だったというようなこともお聞きしております。このあたりの取組について検討されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

少しでも多くの方に接種をしていただくために、7月以降は平日の夜間、土曜日、日曜日などの接種を進めてきたところでございます。9月22日時点で、既に全体で1回目は81.9%、2回目は78.1%の方が接種され、希望している多くの方に接種をいただいております。今後、



11月以降の接種方法につきましては、診療所など医療機関での個別接種について、3町村及び富田林医師会と協議し進めているところでございます。

また、ワクチンの確保につきましては、町の接種計画に応じたワクチン数を大阪府に要求し、現在のところ要求どおりに供給されている状況でございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

承知しました。ありがとうございます。協議を進められている最中ということはよかったです。現在計画されている一つの私の案としましては、住民支援のカナちゃんコイン的な給付を予定されているということをお聞きします。例えばでありますけれども、ワクチンの2回接種をされた方に対してはさらに10ポイントの上乗せをするというようなことで、他の市町村では実行されているワクチン接種のメリットということも当然ながら不満を持たれる方もいらっしゃると思いますので、その辺の考慮は必要かと思いますが、取組として提案をさせていただきたいなというふうに思っております。

現状の本町のワクチンの確保は問題ないということでもありますので、府下の接種率1位を目指して、積極的な取組を是非お願いしたいなというふうに思っております。お願いします。

続きまして、2事項めの町の活性化策についてに移りたいと思います。

質問の1つ目といたしましては、現在、ご存じのとおり、大阪芸術大学におきましてキャラクター造形学科の新校舎が建設中ですが、視覚的にもヨーロッパのお城のような魅力的なデザインです。大阪芸術大学だけではなくて、河南町としてもあの建築物はシンボリックなランドマークになるのではないかなという気がしております。恐らく完成時にはマスコミも多く取り上げられるという気がしております。

そこで、現在、コロナ禍において本町においてもなかなか明るい話題がないというのが実態だと思うんですが、大阪芸術大学の皆さんと是非連携させていただいて、新校舎のお披露目を河南町の新しいまちづくりの出発点と位置づけて、本町がコロナの世界を乗り越えていく第1のステップとしてはどうかなというふうに考えております。できれば子供からご年配の方まで、芸術に触れ、親しみがあって楽しいイベントを是非大阪芸術大学の皆さんと一緒に企画させていただきたいというのが私の提案、お願いでございます。例えば、歴史と芸術のまち河南町というようなキャッチフレーズで、大阪芸術大学のカリキュラムとして本町のまちづ

くり、まちおこしに対する取組を盛り込んでいただくというようなことも是非検討いただきたいというふうに思っております。

実際に、和歌山県橋本市の集落の住民と大阪芸術大学が地域振興に向けてタッグを組んで、覚書を締結した上で大学生の若いアイデアで活性化を目指すというような取組も実施されているようです。まずはお膝元の河南町の地域振興にも協力いただくべきというふうにも考えますが、その辺、ご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

質問の途中ですが、ここで11時15分まで休憩します。

休 憩（午前11時05分）

~~~~~

再 開（午前11時15分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの高田議員の質問に対する答弁を求めます。

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

大阪芸術大学の新校舎は、お城のような型破りな校舎で、キャラクター造形学科の新校舎として秋頃に竣工する予定と聞いております。

また、和歌山県橋本市では、大阪芸術大学、生活圏の住民で構成する嵯峨谷「縁」の会、和歌山県の4者で、嵯峨谷の神踊りの保存継承や関係人口創出に係る取組のため覚書を締結されました。

本町としましては、大阪芸術大学と連携しぷくぷくサンデーコンサートや各種講座を開催するなど、住民が芸術に触れ、親しみを持ってもらえるような事業を実施してまいりました。

引き続き、大阪芸術大学との連携により、地域の活性化につながる取組を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございました。

内容については分かるんですが、これまでの取組の内容だけでなく、例えばもっと斬新なイベントを私としては企画をお願いしたいなと思っている次第で、これも大阪芸術大学周辺の電柱に、町と大阪芸術大学がコラボした電柱アートで飾りつけをすとか、少なくとも大阪芸術大学からこの庁舎まで約250本程度電柱があって、その間を飾りつけすればすごくにぎやかなまちになるかなという、突拍子もないようなこれもアイデアですけれども、それとか河南住民と大阪芸術大学の日というようなものを想定して、住民と学生の皆さんが互いにゲームをしたり、また、一部映画のエキストラで参加して、その映画の放映会をするというような形で関係構築ができればいいかなということで、自由な発想で具体的な取組を今後もっとお願いしたいというのが私の思いであります。そのあたり、もっと具体的な例としてお考えのことがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

快適でにぎわいのあるまちを実現するには、行政のみではなく、大学と連携して取り組んでいくことが不可欠であると考えております。

大阪芸術大学とは、本町と大学の持つ歴史的・文化的資源や知的・人的資源の交流を図ることにより、互いの発展と地域の活性化につながる取組を進めていくことが重要と考えております。本町としましても、大阪芸術大学と連携した取組は町の魅力の発信にもつながるものと考えております。

これまで大阪芸術大学とは、芸術・文化のみならず、町のまちづくりとして中村こども園の園庭整備などの連携をしてまいりました。今年度に当たりましては、旧庁舎周辺の跡地利用について、大阪芸術大学と地域活性化のための方策を共同で調査研究していく予定で進めているところであります。協働のまちづくりを推進していくためにも、引き続き、大阪芸術大学と連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございます。今お聞きした中では、旧庁舎周辺の跡地利用でも大阪芸術大学の皆さんの力を得るといようなことを聞いて、非常に取組が進みつつあるなというのは分か

りましたし、できたらもっと住民との関わりがあるようなイベントについても期待したいというふうに思っております。できたら、これから新校舎ができるわけですから、事前の見学会といったことも検討いただければというふうに思っております。

続いて、2問目になりますが、最近テレビを見ていますとフルーツ大福、フルーツ関連の事業の情報番組がありまして、そこでイチゴとかミカンの大福以外に新発売したイチジクの大福が非常に人気だと。ふだんスーパーなどで購入するときは四、五個で500円程度で私も購入しますが、それが何と1個750円で販売して、それが売り切れているというようなことでした。

これも突拍子もないような話かも知れませんが、河南町の様々な農産物におきまして、それらにブランド力もしくは付加価値、独自の工夫を盛り込むことによりまして、新たな名産品でありますとか新たなぎわいのきっかけができるのではないかなというふうに感じた次第です。

しかしながら、各町内の個々の店舗の皆さんにそれを委ねても限界があるということでしょうし、地域産品をふるさと納税の人気商品に育てるといいましても、何らかの地元商店のまとまりとか組織化がないと難しいかなというふうに思っております。

そこで、本町は現在富田林商工会の一員となっているようでございますけれども、今後、町が発展するためにも改めて本町独自の商工業の組織化が必要だというふうに感じております。それらの支援も含めまして、町の考えをお聞かせ願いたいというふうに思っております。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町におきましては、過去に富田林商工会の河南町支部がございました。平成21年4月19日開催の支部総会において解散となっております。その後、本町の商工業の活性化を図り、もって商工業の健全な発展、振興に寄与することを目的に、商工業者活性化組織として平成22年にかなん笑人の会が設立されました。これまでまちづくりや観光PRなどに幅広く参加、協力いただいておりますが、近年、活動が行われてないようでございます。

本町としましては、電子地域通貨事業、休業要請支援金事業などの推進や、また町のPRなどを実施するに当たり、それらの組織体と協働することで相乗的な効果が生まれると考えております。

今後、町に見合った組織形態等につきまして研究を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

何らかの組織の必要性があるということをご理解いただいているようですし、是非、今お聞きしたかなん笑人の会、その皆さんとも連携すべきだと思いますし、富田林商工会の方々とも調整いただいて、新たな動きが生まれるようスタートをかけていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、3事項めになります。

災害時の命を守る取り組みについてということで質問させていただきます。

自分の命は自分で守ることが前提で、万が一の際には想定した行動を取りまとめたコミュニティタイムラインを策定されているということは皆さんもよくご存じかと思いますが、そこに記載されています警戒レベル1から5の段階、それにおける避難所の開設時期と役場が情報発信するタイミング、さらに、テレビなどで最近は大雨注意報や土砂災害警報等様々な情報が複雑で、避難の時期など住民の皆さんが惑わされるというようなことも想定されております。先ほど気象庁との連携もされているというようなことも十分お聞きましたが、実際に先般の豪雨がありました際には、テレビでは大雨警報発令というようなテロップが流れたわけですが、町からの発信はないというようなことでした。

改めまして、避難所の開設をベースとしました住民が必要となるような分かりやすい気象情報と町の情報の内容を整理したものをお示しいただけないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

町は、気象台が発表する気象情報や防災情報を基に河南町土砂災害タイムラインを活用し、避難に関する情報を発令します。避難行動につきましては、自治体が発令する避難指示等の避難情報に基づき行動を取っていただく必要がありますので、避難に関しては町の発信に基づいて行動していただきます。ただし、地区で作成されたコミュニティタイムラインや独自の判断で事前避難することも重要だと考えております。

次に、避難所開設の周知方法ですが、町が避難情報の発令を決定しますと、各地区長へ電

話等で連絡を行うとともに、防災行政無線、携帯電話の緊急速報メール、テレビのテロップ、町のホームページ等で情報発信します。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございます。ということは、避難所の開設などの重要な情報については、あくまで河南町が気象情報などを総合的に勘案した上で発信するので、それを待って行動してほしいということではないですか。

また、その際は、テレビなどのテロップでは河南町のどこそこ地区に避難所開設というのが同時に流れるので、それと同時進行で避難してほしいというふうなことで、その発令もしくは方向性というか説明がないまま避難所の開設はあり得ないということではよろしいでしょうか。はい。

また、町においては、地震や風水害を想定した災害に応じた防災編成に沿って本部を編成されるというふうにお聞きしています。一部ほかの議員からも質問されておりましたが、ちょっと内容を改めて、体制についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

町では、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制を定めています。配備体制につきましては、町域に大雨警報、洪水警報等が発表されたとき、震度4の地震を観測したときに事前配備本部を設置します。

次に、石川に降水予報が発表されたとき、町域に土砂災害警戒情報が発表されたとき、小規模の災害が発生したときなどに町災害警戒本部を設置します。

次に、災害対策本部の体制ですが、災害の発生の規模に応じてA号配備から順次C号配備まで体制を強化していきます。まず初めは、特別警報が発表されたとき、中規模の災害が発生したときの体制はA号配備で88人の体制となります。次に、大規模な災害が発生するおそれのあるときの体制はB号配備で、125人の体制となります。最後に、大規模な災害が発生したとき、町域に震度5弱以上の震度を観測したときの体制はC号配備で、全職員の体制となります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

体制についてありがとうございました。災害の状況とか予測によりまして職員の皆さんの配備対象を定められているということだと思いますが、大きな災害時におきましては、僅かな時間のロスも命取りになるという場合があります。また、大雨とか風が強まっているときに職員の皆さんが大量の物資を持って避難所に持ち込むということ自体、非常に危険なことかなという気がしております。まず、事前に各避難所には必要最小限度の必需品を配備いただくことを前提に検討いただきたいというふうに思っています。内容については、毛布でありますとか電源であるとかコロナ関係の除菌関係ということで、その内容はお任せいたしますが、事前の配備について、さらに改めて検討をお願いしたいというふうに思っております。

また、避難所の開設については、地元の自主防災組織でありますとか自治会などの皆さんの協力も得つつ、やはり農村環境改善センター1か所だけの開設では十分ではないというふうに思っておりますが、重点的な避難所については今の体制を踏まえた上で早い開設を行うよう、見直しを是非お願いしたいというふうに思っております。

そこで、大雨の際ですが、雨量計設置の件について確認いたします。

現在、梅川の監視につきましては寺田地域のカメラで対応できておりますが、千早川には設置されていないというところで、千早川の寛弘寺周辺に是非設置が必要だと感じております。大宝橋への設置も含めて、その見解をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

まず、各避難所に事前に最低限度の必需品を配備ということなのですが、この件につきましては各施設等の管理者とともに検討していきたいと思っております。

次に、避難所開設の体制についてですが、町は、气象台が発表する気象情報や防災情報を基に避難が必要と判断した場合には、開設する避難所に応じた職員の体制で柔軟に対応させていただきたいと考えております。

そして、次に大阪府の河川ウェブカメラの件でございますが、府は、水位観測基準点に流

況監視カメラと水位情報が分かる情報表示盤を設置しています。局所的な豪雨による急激な河川水位の変化に迅速な対応ができ、加えて住民が自らインターネット上で情報を把握し、危険が回避できるよう、議員仰せのように、梅川の寺田橋上流に1基設置されております。

府に対しましては、今後も引き続き、千早川や梅川にも危機管理上、水位計もしくはウェブカメラの設置を要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございました。今、避難所に対する最低必需品の配置ということに対しても検討するというところでございましたけれども、これは検討する以前に、すぐにでも対応すればできるかなというふうに思っていますので、改めて、問題が起こる前に、先に対処をお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、2項目めになりますけれども、実は防災無線のデジタル化の件ですが、既に防災無線のデジタル化自体は終了しているというふうに聞いております。自主的運用開始は少し遅れるということもお聞きしておりますが、戸別受信機の設置完了の時期も含めて、改めてそのスケジュールを確認したいと思っております。

デジタル化が完了しているかどうか、確かに聞いていますと、音が聞きやすくもなっています。これは、既に自動音声を使われているということなのかも含めて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

防災行政無線のデジタル化開始時期につきましては、令和3年9月10日に町内37か所全ての子局の整備が終わりまして、現在はデジタル放送に切り替えています。

なお、戸別受信機につきましては、まず放送が聞き取り困難な個人住宅へ12か所設置し、次に指定避難所29か所、福祉避難所4か所、学校など公共施設に8か所、合計53か所を設置する予定で、10月末に完了する見込みでございます。

そして、デジタル放送の今の状況ですが、現在は放送の内容につきましては、チャイムは以前と同じなんです、デジタル放送に変わっておりますのでスピーカーも変えましたので、



シャープさと切れがよくなって聞こえていると思います。

なお、言葉で発しています放送につきましては、まだコンピューターの対応と違いまして、町で録音したものを放送させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。ということは、自動音声に変わればもっと聞きやすくなるのかなという気がいたしますが、現状の運用確認、音声のチェック、これからは正式に運用されていくというふうに思います。今年、全国一斉の防災訓練は防災無線の確認といたしますか、音声チェックをきっちりできているかということも含めて、同時に地域の緊急連絡網の確認も含めた内容にすべきだというふうに思いますが、この案につきましてはいかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

町では毎年11月に防災訓練を開催させていただいております。2年連続で、新型コロナウイルス感染拡大防止のため一堂に集まって行う防災訓練は中止となりましたが、今年につきましては、住民の皆さんが一堂に集まらなくても防災訓練ができるよう、自宅でできる防災訓練をテーマに現在、実施に向けて準備を行っているところでございます。その際には防災行政無線も活用することと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。是非よろしく申し上げます。

続きまして、質問の3つ目になりますが、実は防災サポーターの設置と防災ボランティアについてというところでございますけれども、前回の一般質問におきまして、町内の法人、個人の皆さんにできるだけ多く防災支援をお願いして、万が一の災害時におきましては手厚い支援をお願いするという防災サポーターの設置というものを提案いたしました。現在、本町におきましても社会福祉協議会において防災ボランティア事前登録の制度があるというこ

とが分かりました。災害時においては社会福祉協議会との連携が不可欠というふうに思いますので、その取組の状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

議員仰せのとおり、災害時には社会福祉協議会と協定を結び連携して対応することとなっており、その役割といたしまして、河南町地域防災計画におきまして1、災害時における福祉に関すること、2、ボランティアの防災活動支援に関すること、3、避難行動要支援者対策に関することが位置づけられております。

特に、2、ボランティアの防災活動支援に関することに関し、町社会福祉協議会において議員仰せの防災ボランティア事前登録に取り組んでおり、その内容は、町内外で大規模な災害が発生した場合に迅速かつ効果的な救援活動が行えることを目的に、自主的な救援活動を希望する個人、法人及び団体を事前に登録するものでございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

ありがとうございます。もう既に一部の自治会では、アンケート形式で住民の情報を収集して、防災ボランティアを募るという計画を実行しようとしてされています。

先ほどの社会福祉協議会の皆さんとの取組を知らない方もたくさんいらっしゃるかと思いますので、これを契機に内容の見直しも含めまして積極的なアピールをすべきだと思いますが、それに関しての見解をお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

河南町社会福祉協議会では、災害時にスムーズな支援が行えるよう、災害ボランティアの事前登録者を随時募集しています。

災害ボランティアの活動実績としましては、平成29年の台風21号による豪雨災害におきまして、平時より開設しておりますボランティアセンターで6日間、延べ48人の方が災害ボランティアとして活動しています。またそのほかにも、令和元年11月15日から17日にかけて、

河内長野市北部ボランティアセンターへ事前登録者2名が参加しました。

募集広報につきましては、社協かなんなどの広報紙を活用し、引き続き募集を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きしましたが、実際に全国各地の災害地に赴いてボランティア活動を行うという場合も確かにあるでしょうが、私はまず河南町内の災害の対応を主眼に考えておりましたので、その際には、個人だけではなく身近な各企業の皆さんの協力も不可欠というふうに考えております。ですから、事前に河南町防災ボランティア企業として、一社でも多くの協力企業さんとも手をつないでおくということが地域の安全性につながるものであるというふうに確信しています。

改めて、社会福祉協議会と連携して防災ボランティアの事前登録の推進をお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

続いて、質問の4つ目になりますが、これは河南町が把握している災害時の住民避難に対する個人情報の内容、それと、その緊急時の活用についてお聞きしたいというふうに思います。

どうしても何らかの支援がないと避難できない住民の皆さんの情報は個人情報に当たるといふふうに思いますが、それらの情報収集時においては、情報活用の目的でありますとか情報の提供の範囲などをきっちりと提示しているのか、その件についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

議員仰せの災害時の住民避難に関する個人情報の内容は、氏名、性別、生年月日または年齢、要援護者対象区分、住所、避難所でございます。

避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者支援プランに従って作成し、町と地区や自主防災組織、民生委員の方々と情報を共有することで、地域の方と一緒に災害への備えを行っております。

避難行動要支援者名簿を作成する際には、本人もしくはご家族の同意をいただいております。その同意書には、平常時から民生委員児童委員、自主防災組織等の支援者へ必要な情報を提供することで、災害時の避難や安否の確認に役立つ旨を記載しております。

なお、災害発生時において高齢者、障がい者等に生命及び身体に危機が迫るおそれがあると判断した場合は、人命第一の観点から、同意がなくとも支援者に情報を提供する場合があることを記載しております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

よく分かりました。緊急の場合は管理者以外にも共有できると。今、避難行動要支援者名簿ですか、それについての説明がありましたけれども、これ自体、安否確認のチェックとしても非常に有効な資料でありますし、万一の際の命を守るためには確かに共有されるべき資料というふうに思っております。

大規模災害時には、ペーパーではなかなか管理ができない、もしくはそれ自体もどこにあるか分からないというようなことも考えられます。できましたら、事前にそれを情報化してデータ化した上で、万が一の災害時には取決めがあった方だけを対象にして、データでスマホにその情報を送ると、それによって万が一の際の安否確認等も可能になるのかなというふうに思いますので、そのあたりについての対応について、できるものなのかどうかご確認いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

避難行動要支援者名簿の災害発生時の取組についてですが、個人情報保護の観点から現在は紙媒体で情報を提供しております。

議員仰せの仕組みにつきましては、個人情報の適正な管理も含めまして、他の市町村の実態等を研究しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1 番（高田伸也）

ありがとうございました。確かに個人情報については非常にデリケートなところもございますので、是非検討をよろしく申し上げます。

質問の5つ目になりますが、これは無電柱化というものについての質問になります。

国では、防災の強靱化、また景観形成、それを目的として、今後新設電柱を増やさないとという取組姿勢の下に、令和3年から5年間かけて4,000kmの無電柱化に着手するというふうなことが発表されております。毎年7万本近い電柱が立っているというふうなことでしたが、まず、本町においても大規模な地震によって幹線道路の電柱が倒壊して、町の機能が麻痺するというようなこともお話ししました。先ほど約250本ぐらいあるというふうなこともお話ししましたが、地域のにぎわいを現出するというふうなことも当然あるんでしょう。また、太子町の事例もあります。あれは無電線化ということだと思いますので、技術的な補助金の内容も含め、見解をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

議員ご質問の無電柱化に向けた取組に関してでございますが、この事業は防災や景観の観点から大きな効果があります。

平成28年12月に無電柱化の推進に関する法律が定められ、国においては本年5月に令和3年度を初年度とする新しい5か年の無電柱化推進計画が策定されました。この計画では、5年間で約4,000kmの新たな無電柱化に着手することとされています。また、大阪府では平成30年3月に大阪府無電柱化推進計画を策定していますが、国における無電柱化推進計画との整合を図るため見直しを検討されています。

国内における無電柱化の取組は非常に遅れている状況ですが、この大きな要因は整備コストにあります。無電柱化の代表的な方式である電線共同溝方式の場合、国土交通省の試算では1km当たり5.3億円、このほか、電気通信設備工事に1.8億円となっております。事業主体は対象となる道路の管理者において実施することになっており、費用負担は、共同溝整備費用に対し国、道路管理者がそれぞれ2分の1ずつ負担することとなっております。

無電柱化は、防災面等で効果が高い一方で膨大なコストがかかる事業であります。さらに、共同溝の設置スペースとともに、トランス等を地上に設置するスペースの関係上、難しい状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

状況はよく分かりました。2分の1の費用負担というようなこともよく分かりましたし、本町の財務状況を踏まえても、そのような多額の費用を本事業に投下するということは現実的にはあり得ないという判断をいたしました。はっきりしましたのでありがとうございました。

最後でございますけれども、事項の4つ目、地域公共交通について質問をさせていただきたいというふうに思います。

カナちゃんバスは私自身も日々利用させていただいておりますが、日によっては高齢者の方以外にも中学生の皆さんが利用されて、バスが満席になるということも多々ございます。コロナ禍が過ぎれば、さらに貴重な移動手段として利用者の数も増えてくるのではないかなというふうに期待をしておりますが、既に住民の貴重な移動手段と定着しておりますけれども、カナちゃんバスの運行委託の内容及び町が保有するバスについての確認といたしまして、まず、このバスの運行の費用としては年間約2,700万円というふうにお聞きしまして、うち約2,200万円が委託料、これはドライバーさんの費用に当たるかと思うんです。残り500万円が、町がたしか保有するバスのリース代とか維持費、それとガソリン代というようなことをお聞きしています。大半がやはり今お聞きしている限りでは委託料だったということなんです。それで間違いないでしょうかというのが1点と、また、現行委託している企業、保有バスのリース契約期間というようなものについても改めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

令和2年度の決算で申し上げますと、カナちゃんバスの運行委託料は2,150万円、車両リース代2台分で230万円、燃料費で300万円で、合計2,680万円となっております。

運行委託契約につきましては、令和3年2月1日から令和4年1月31日までの1年契約となっております。カナちゃんバスのリース契約につきましても同じ期間となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きしましたら、バスの車両のリース料2台で年間約230万円ということでした。また、リースの契約については1年契約ということで間違いないでしょうか。ということは、いつでも見直しはできるということだと思います。

それでは、質問の2つ目に入ります。

最近、カナちゃんバスの突然の走行停止でありますとか、私も経験しましたが、クーラーの不調、バスの故障が多発しているということが見受けられます。バスが急な坂を上れずに、乗客はそこから降りて歩いて帰ったというようなこともあったというふうに聞き及んでおりますが、どのバスも老朽化していますし、応急的に北と南のバスを入れ替えてしのいでいるというようなことも聞いております。

まず、現時点の各バスの走行距離及び年数、また、修理の頻度等も分かればお知らせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

カナちゃんバスの2台につきましては、平成24年8月にやまなみバスとして新規リースで導入いたしました。その後、平成28年2月から現在のカナちゃんバスとして利用しております。車両といたしましては9年が経過しております。それぞれの車両の走行距離につきましても40万km以上となっております。

修理の頻度につきましては、今年に入りまして2台で合計7回となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

今お聞きしましたが、どの車両も40万km以上の走行距離ということでした。また、バスのステップが高くて、日々高齢者の方が利用するにはバスの乗り降りに苦慮されているという場面も同時に見受けられております。低床タイプもしくはステップが出るタイプ、どちらからでも結構なんですけれども、新たにバスを購入した場合のリース料をお知らせ願いたいというのが1点と、また、その際に現在のリース代と比較したときの金額の差についてもお聞

かせ願いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

新たなバスにつきましては、車種や装備にもよりますが、現行同様のマイクロバスを新車でする場合、1台当たりの見積額は約900万円程度になる見込みでございます。5年リースとした場合、1台1か月18万5千円になる見込みでございます。この金額の中には、車検、メンテナンス整備、消耗品、諸費用などが含まれております。

現行のマイクロバスにつきましては1か月当たり約13万円となっておりますので、約5万円程度高くなる見込みでございます。また、それ以外に障がい者対応などもできる車種となれば、さらに高額になると考えられます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

新たな車両にバスを替えた場合の1台当たりの費用、約5万円程度高くなるということでした。確かにリース費用は若干上がってしまいますけれども、いつ止まるかもしれない、またバスの運行の継続というのは、いつ大きな事故を引き起こすかも分からないという心配、不安もはらんでいるかなというふうに思っております。安心できれいな、また親切なバスは、恐らく乗客の方もうれしいことですし、乗る方ももっと増えてくるのではないかなというふうなことで、一刻も早く新型バスへの入替えを切望したいというふうに思っております。

一方、公共交通ですから当然、車椅子などの障がい者の方々に対する対応もすべきだというふうに考えています。ただし、同じバスではなくて、民間の特殊車両であります。介護タクシー等連携させていただいて、費用の差額を負担するというようなことで障がいをお持ちの方への配慮も是非お願いしたいなというふうに思っております。

続いて、質問の3つ目に入らせていただきます。

買物など暑い中、カナちゃんバスに乗り降りされる方がたくさんいらっしゃいますけれども、カナちゃんバスの日々の運行について、乗り降りが多いバス停は一体最近はどこになっているのかということを確認されているか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）



渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

乗降の多いバス停につきましては、商業施設のオークワ、東山（大阪芸術大学・サンプラザ前）ですけれども、それから万代前と、あと発着点のかなんぴあや役場前となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

私も、日々乗り降りする中で、やはりサンプラザさんとか万代さんでの買物による乗客が一番多いのかなという気がしております。それらのバス停におきましてはご高齢の方も非常に多くて、雨の中、傘を差して大きな買物袋を両手に提げて、さらにバス料金を握り締めて必死で乗り降りされているというものを目にしております。

確かにオークワにおきましては屋根がありますので、ある程度待機はできますけれども、サンプラザさんと万代さんのバス停にはベンチの屋根とかも何もなく、真夏も太陽を遮る場所がありませんので、ふらふらと炎天下の中、立ってバスを待っておられるというのが実情でございます。

先般の当初予算の中に、カナちゃんバスにキャッシュレスの機能を登載するというようなことが予算化されていたかと思えます。恐らく150万円程度だったかと思えますが、それを一旦取りやめていただいて、日々乗降客の多い万代さんとかサンプラザさんのバス停のベンチ及び簡易的なサンシェードの設置に何とか充てていただけないかなというふうに考えています。是非検討をお願いします。

○議長（浅岡正広）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

東山（大阪芸術大学・サンプラザ前）と万代前のバス停へのベンチや簡易的なサンシェードの設置についてですが、東山のバス停につきましては町道芸大線の歩道を利用させていただいております。また、万代前は万代の敷地内に土地所有者の許可をいただき、無償でご好意によりバス停を設置させていただいております。東山につきましては道路管理者等との、万代前につきましては土地所有者との協議も必要となってまいります。また、一部のバス停

のみ設置するとその他のバス停の取扱いについても検討する必要があると考えています。

議員仰せのとおり、乗り降りが大変であるとの声も利用者から聞いております。運転手において、運行の支障のない限りサポートをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

分かりました。全てのバス停に設置をとというのは当然考えておりませんで、あくまで乗降客が多い2か所に限定しての要望というふうにご理解ください。

また、乗り降りにつきましては、年配の方に手を貸すということは、乗客の方、私もたまにそういうことをやる場合もありますが、運転手さんにサポートいただくというのは現実味があまりないなという気もしております。またさらに、道路管理者の方々でありますとか今お聞きした各所有者の協議、当然ながら必要だと思います。手間のかかる取組だと改めて思っておりますが、何とぞ利用者のために、前向きに取組をスタートいただければなというふうには是非思っております。

続きまして、質問の4つ目に入ります。

今後利便性を高め住民の支持を得る地域公共交通を目指すためには、富田林駅とか、もしくは喜志駅への乗り入れが絶対必要だというふうに確信しております。現状、運行エリアも重複し、駅に乗り入れている金剛バス等の連携については検討されているのか、その点についてお聞かせ願います。

○議長（浅岡正広）

渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

鉄道駅までの運行を担う金剛バスとの連携は大変重要であると考えております。地域公共交通の運行を開始するに当たりまして、再三、金剛バスとは協議の協力をお願いしております。また、地域公共交通会議の委員としても金剛バスの意見を聴く体制にあります。

現在の地域公共交通の体系につきましては、各区域と鉄道駅を結ぶ路線バスと、大規模住宅団地や集落地などの町内商業施設や病院、公共施設などを移動する町内循環バスにより住民の移動手段を確保しております。町内においては運行エリアが重複する部分もございますが、今後、引き続き検討を重ね、住民の利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

金剛バスさんとの連携は非常に重要ですし、今後もご意見をいただく体制にあるというようなことですので、継続的な関係維持をお願いしたいというふうに思っております。

私は、現在計画されている旧庁舎跡の再開発後において、このように新たなバスターミナルの設置でありますとか、現在公共交通の新しいルートを視野に入れたまちのにぎわいと新たな医療サービスを住民の皆さんに提供したいという思いもありまして提案した次第でございますので、何とぞよろしく申し上げます。

それでは、最後の質問になります。

現行のカナちゃんバスを含め、まちづくりの計画においても貴重な位置づけであります本町の将来に向けた地域公共交通の取組について、どのように推進されるご予定なのか、森田町長に最後にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えをさせていただきます。

公共交通も実証実験から大分年数がたつんですけれども、日々改善していっていることになります。ただ、公共交通については、住民の皆さんの中ではやっぱり道路とか下水道、それからあと電気とか水道なんかのインフラと同等のものというふうに考えておきまして、住民の生活には欠くことのできないような交通手段を確保するという、その一つとして、幹線系は路線バスの金剛バス、フィーダー系、支線系、それについてはバスが通っていないところもあるので河南町の地域公共交通でという、こういうような役割分担をしながら、より連携してやっていくというのが地域公共交通の考え方であったと思います。ただ、それがうまく連携できるような形に今後持っていくというのは一つの今後の進め方。

ただ、先ほどもおっしゃってましたように、やはり富田林駅、喜志駅というアクセスがあって初めて、電車での通勤通学というか、そういうようなことができますので、そういうことも踏まえて連携を強化していきたいというふうに思っております。

今最初に言いましたように、インフラの一部ですので、引き続いてやっていくというのは

基本的には方針は変わりありません。ただ、多額の経費がかかるという点も踏まえて考えていかなあかんと思います。ですので、毎年評価会議を開いていただいております、その中で評価も踏まえて、よりよい交通体系というのをつくっていきたいと思っています。

それから、年数が経過しておりますバスのこともあったんですけども、公共交通の事業者としては、バリアフリー化というのは避けて通れないところがございます、その点でのバスのほうでどうしていくかというのは今、庁内でも議論しているんです。先ほど金額的なこともいろいろご質問の中で出ていたと思うんですけども、やはり高価なものですので、どういう形にするかということも踏まえて庁内で検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○1番（高田伸也）

本当にありがとうございました。よく分かりました。是非積極的な取組を今後もお願いしたいと思います。

最後でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、老朽化したカナちゃんバスの修理を繰り返しています。ぎりぎりの状況で運行いただいているというのが本当に現状ですし、現在のリース料から少し上がってしまうことではありますけれども、改めまして、大きな事故が発生してからでは既に遅いということを前提に、また、新たに地域公共交通を取り組むとしましても、その計画を実行するまでにはやっぱり数年間かかってしまうというようなこともあろうかと思えます。まずは、住民の安心・安全を見据えて、利便性の向上の観点からも、新たな車両のリース購入を改めて強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

高田議員の質問が終わりました。

ここで1時10分まで休憩とします。

休 憩（午後0時04分）

~~~~~

再 開（午後1時08分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、松本議員の発言を許します。

松本議員。

○2番（松本四郎）

議席番号2番、会派自民・夢・希望、松本四郎でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

本日は5つの事項について質問させていただきます。森田町長はじめ理事者の皆様におかれましては、積極的に前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

それではまず、最初の第1事項でございます。新型コロナウイルス感染症関連についてでございます。

まず初めに、ワクチン接種状況に関してですが、今、日本全体でのワクチン2回目の接種率は、先日、政府公表ではようやく55.58%になったとの報道がありました。一方、本町では、この9月1日で既に16歳以上全体での2回目接種率は75.7%の高い水準に達しております。その後も接種率は上がっていることと思います。全国平均をはるかにしのぐ高い接種率を維持できていることは、一つ安心ではございます。これは医師会、町の行政及びその他関係者皆様のご尽力によるものと、ここで改めて感謝する次第でございます。その後、本町では接種対象者も12歳から15歳まで拡大していただき、感染防止に取り組んでいただいております。

そういう状況下、今日は本町における一番直近のワクチンの接種状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

本町では、本年5月より新型コロナウイルスワクチン接種を進め、9月22日現在、65歳以上は1回目91.0%、2回目89.7%の方が接種され、高校1年生相当から64歳以下では1回目76.4%、2回目71.0%の方が接種され、全体では1回目は81.9%、2回目は78.1%の方が接種されています。また、12歳から15歳までの接種状況ですが、9月25日までの接種済みの人は310人で、対象の64.5%となっています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

直近の接種状況を詳細に説明していただき、ありがとうございます。町全体での16歳から2回目接種率が78.1%まで上昇していること、一安心ですけれども、引き続き、接種率の向上に向けた啓発を改めてまたよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

また、12歳から15歳までの接種枠を拡大していただきましたが、この子供たちについては66.3%の人たちが接種済み及び予約済みとのことで、河南町の住民のワクチン接種に対する関心度の高さがうかがわれます。引き続き、感染防止につながることを大いに期待したいと思ひます。

続きまして、第2点でございます。

2回接種者へのインセンティブに関する質問をしたいと思ひますが、若い世代での感染が増加している現状、ワクチン接種は感染防止につながるんだということを皆さんに理解していただき、接種率向上への対策として、2回接種した人には何らかのインセンティブを与えてあげて、町の経済活性化にもつながるような制度の導入というのは特に考えておられないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策としましてワクチン接種が有効であるとの中で、他の自治体では、多くの方に接種を促進する観点などから何らかの特典を設けている自治体等がございます。先ほど申し上げましたように、本町の現在は全体の78.1%の方が接種をされており、国よりも高い接種率となっております。今回、12歳から15歳までの方の接種の際に保護者が一緒に接種する状況も見られ、家族ぐるみで接種されるという光景がありました。今後も広報等を通じて啓発してまいります。

一方、ワクチン接種につきましては、アレルギーや障がいのためワクチンを打ちたくても打てない方もおられます。何らかの特典を設ける接種者への優遇策に対して不公平さもあるとの指摘もあり、難しい課題があることから、本町としましては慎重に考えてまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、田村部長から、インセンティブについては、打ちたくても打てない人との関係で、打っている人だけにインセンティブを与えるというのはやはり不公平感が出るというお話がございました。私もその辺のところはもともとよく存じ上げておりましたが、改めて何かいい対策はないのかなということでお聞きした次第です。やはり今、田村部長がおっしゃったように、不公平感が出るような制度というのは町としても好ましくないかなということで、本件は提案いたしました。現状ではやむを得ないかなということで理解いたします。

それでは、3点目の質問ですけれども、今、新型コロナウイルス感染拡大により医療の逼迫が続いている状況下です。医療機関に入院できず自宅での入院待機者が、症状が急に変わり、重症化により亡くなっていかれるというような事例を新聞報道等によく聞いております。

そこで、本町での自宅待機者の現状と自宅待機者への医療・ケア対応及び重症化防止策等の取組についてのお尋ねをしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

全国的にも感染が拡大し、河南町でも9月26日時点で累計154名の方が陽性となっております。

本町での自宅待機者の現状ですが、定期的に富田林保健所と連絡を取り人数の把握を行っています。大阪府における療養の原則は、症状や年齢によって異なりますが、入院療養が必要な人以外は基本的に宿泊療養となっております。現状、概ね翌日に宿泊療養先のホテルへ移動できると聞いています。

自宅待機者への医療・ケア対応及び重症化防止策等につきましては、富田林保健所でパルスオキシメーターを届けるとともに、自宅療養者は毎日、保健所の保健師が健康観察を行っています。なお、本町では富田林保健所を通じて生活支援状況のチラシを届けていただいております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、自宅療養者等のケアについて田村部長からご説明いただきましたが、現実に河南町、

今現在153名感染者がおられますけれども、今まではこのような自宅療養者は、基本的には今おっしゃったように宿泊施設でやっておられるというふう聞いておりますので、よく新聞報道で出るような、なかなか病院に行けず、ずっと自分で我慢していて、1日か2日で容態が急変して、それで救急車を呼んでも結局たらい回しにされ、亡くなっていかれるというような状況もあったということでございます。最近はやうやく感染の人も減ってきて、その辺の緊急逼迫度が大分和らいできていると思いますが、これが何どき第6波という波によってまた増えるかも分かりませんので、この辺のところについては是非本町としてもしっかりとした取組をお願いしたいということで質問したわけです。

今お聞きしましたところ、基本的には保健所をベースとしてケアをしているということでございますけれども、要は保健所のマンパワーがどうなっているのかというのが非常に問題かなと思っているんです。全国では、保健所はもう満杯で、保健所は対応できないというようところで結局亡くなっていっている人もいたということを知っておりますので、今私が一番心配しておりますのは、私たちの管轄は富田林保健所ですよね。富田林保健所のマンパワーに問題がないのかどうということと、また、患者が急に重症化したときに、迅速に入院できて治療ができるような体制がしっかりできているのかということを含めて私は危惧するところなんです。この2点についてしっかりと今後も取り組んでいただけないかと。是非お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

田村部長。

○健康福祉部長兼総合保健福祉センター長（田村夕香）

議員仰せのように、全国的な報道ですけれども、自宅療養で重症化というところの報道もされております。

富田林保健所のマンパワーにつきましては、随時活動、保健師の状況とかも連携をもって取組について把握してまいりたいと考えております。

今後につきましても、富田林保健所と近隣市町村との連携をもって対応できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）



ありがとうございます。今、田村部長から力強い、バックアップするというようなご支援のお言葉をいただきましたので、河南町の人たちは比較的安心して体制ができているということで、これからも引き続き、この感染対策については従来以上によりしくお願いしたいと思います。

これをもちましてコロナの関係の質問は終わらせていただきます。

続きまして、第2事項でございます。中学校通学路の安全対策と防犯カメラ設置についてというテーマでございます。

まず、1項目めでございますが、中学校通学路の安全対策につきましては、本町の中学校では、通学距離に応じて徒歩で通学している人、自転車で通学している人、それからバスで通学している人、この3つの方法で今通学しておりますけれども、特に事故が起こりやすい自転車通学の交通安全対策につきまして、狭い歩道、これは現実に私も見ました。それぞれ白木バイパスから自転車で通っている人たちも狭い歩道を渡っています。それからほかのところもそうですけれども、そしてまた、夏になるとその狭い歩道にも草が生えて一層狭くなって、非常に厳しい状況の中で中学生が自転車で通っているという状況を私も見かけております。

このような状況において、自転車の交通安全対策について今後必要な対策を是非取っていただきたいということを考えますが、いかがでしょうか。

そしてその次に、小学校については河南町の通学路交通安全プログラムというのがございまして、今回は2つの学校、近つ飛鳥小学校とかなん桜小学校ですけれども、学校ごとに教育委員会とか、それから道路の管理者、警察、交通安全指導担当部局の協力の下で合同点検等を定期的に行っておられ、安全対策について積極的に進められていると聞いておりますが、中学校におきましてはどのような安全性が確保されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

まず、通学路での安全対策についてでございます。

特に中学生が自転車で通学する府道のほうについてでございますけれども、白木バイパスでは歩道整備の要望や、山城バイパスも含め草刈りなどの維持管理を適宜実施していただけるよう依頼を行ってございます。また、寺田北交差点付近の通学路になっています横断歩道に信号機の設置を含め、通学路全体、安全確保の観点から様々な要望を行っているところで

ございます。

次に、中学生の通学の安全性についてでございますけれども、平成24年4月以降、全国的に登下校中に児童生徒等が巻き込まれる事故が相次いで発生したことから、同年の8月に各小学校の通学路の緊急合同点検を実施いたしまして、それぞれ関係部署において対策を講じているとともに、河南町通学路交通安全プログラムを策定し対応しているところでございます。

中学生の交通安全対策、特に自転車通学者に対しては、まず、1学期のスタート時点におきまして通学に使用する自転車自体のタイヤの空気圧やブレーキの効き等について学校が確認を行っており、また、損害賠償保険等への加入の確認も行っているところでございます。

また、安全指導といたしまして、警察官を講師に招き、自転車の安全な乗り方やヘルメット着用の重要性などの指導を行うとともに、定期的に教職員やスクールガードリーダーが校区内を巡回し指導等を行っており、教職員、保護者や、またボランティアの皆さんによる登下校の見守りも行っているところでございます。

今後も、関係機関と連携し児童・生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ってまいるとともに、引き続き関係機関への要望も行ってまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございました。今、湊部長から現状の中学生の通学路についての安全対策を述べていただきましたが、私自身も、先日ですけれども、山城バイパスからずっとこちらの寺田のほうに向かって走ってきて、ちょうど寺田北交差点を越えたところで横断歩道がございますね。そのところでたまたま河南町の中学生が帰るところに出くわしまして、私はその横断歩道のところで一旦止まったんですけれども、逆に寺田のほうからずっとバイパスに行く人たちは、全く中学生が横断歩道を渡ろうとしているということを無視してどんどん走っていきました。こういう状況で、やはりあその道路は非常に中学生にとっても危険な道路となっているのを私自身がよく認識した次第です。あそこでは事故も二度ほど起こっていると私は聞いていまして、また行政のほうも、あの交差点に手押し信号ですか、中学生が横断歩道を渡る時の押しボタン信号をつけてもらうというような提案もしていただいていますけれども、警察は警察で何か一つのかたくなな持論を持っていまして、交通量が少ないから駄

目だとかそのようなことで、はっきり言ってほったらかしと言ったら言い方が悪いですけども、無視されているような状況にあるというふうに私は認識しております。

やはりこういう状況において、できる限り警察に対しても、できる方法があれば何らかの形で、議会でも構いません。何か署名でもして警察に対して何らかの申請をするというような次のステップも踏んでいかないと、今のままではなかなか対応し切れないのかなという気もいたします。

いずれにしましても、このような状況を私自身も見ておりますし、それから大室に帰る中学生もよく私は見かけるんですけども、山城バイパスのところで中学生五、六人が自転車に乗って大室に帰りました。1人の人は歩道を走っています、自転車で。もう一人の友達は車道を走っていました。2人で話をしながら下校しているというような状況を私自身、目の前で見まして、これは非常に危ないなど。私はスピードを落として、子供たちと接触しないように遠回りで走りましたけれども、このような状況が常に続いているのかなと思うと、やはりしかるべき対応をしっかりとしていかなきゃいけないなということを痛感した次第ですので、中学生の自転車通学の安全対策につきましては、もう一度関係者の皆さんで事故が起こる前に是非対策をしっかりと取っていただきたいということをこの場で改めて要望しておきたいと思います。

その次でございます。

通学路に関しまして、今、中学生の通学路は、ある程度できるだけ交通量が少なく人通りの少ないところを通るようにしているんですけども、そうかといって通学路は非常に広範囲でありますので、自転車通学生の交通安全を考慮して、できる限りみんなで見守っていくというのが是非必要だと思います。

それ以外にも、何らか防犯上といいますか安全対策上の対応として、このような人通りの少ないところを通学する学生たちの防犯上も鑑みて防犯カメラを設置していただくということもどうかと考える次第ですけども、この辺の防犯カメラの設置等につきまして行政としての対応方針をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

河南町での防犯カメラの設置につきましては、午前中にもご回答させていただいたんですけども、犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応等を目的として、平成27年度から、他

市町村から流入、流出する車両の確認できる道路、それと地区の境界に当たる交差点等に計43台設置しています。また、各地区でも昨年度までに53か所161台の防犯カメラを設置し、防犯活動に努められております。

今後も、住民の皆さんが安全・安心して暮らせるよう設置について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

ありがとうございます。今、辻本部長から河南町における防犯カメラの設置状況についてご説明いただきました。やはり地区の防犯の皆さん、それから行政の皆さんの協力のおかげで防犯カメラがかなり設置されているということは、私もよく認識しております。そういう意味で比較的いろいろな事故も少なくて済んでいるのかなと思いますが、一方で、人通りの少ない道路あるいは山間部に行きますと、ごみの不法投棄等もよく見かけます。これらにつきましては、その現場でちゃんと見当たれば注意できますけれども、捨てる人はこっそりとやるわけで、このような人通りの少ない道路とか山間部にも防犯カメラを設置する等、何らかの対応を取って、できる限りごみの不法投棄をやめていただけるような対策を取っていただきたい。

私、馬谷地区ですけれども、毎年、年1回のクリーンキャンペーンをやります。この前、クリーンキャンペーンで私たちも出ました。さくら坂から来る人たちとか、さくら坂のワールドのゴルフ場へ行く人とか、いろいろな人が通っている道を我々はクリーンキャンペーンしたんですけれども、毎年すごいごみの量です。弁当殻、それからペットボトルの飲料水、何でこんなに捨てるんだろうと思うぐらいすごいごみの量が毎年、もう本当にきれいにしても、すぐ捨てていくというような状況にあります。やはりこのようなところもあるんだということを我々是非認識しておいて、行政におきまして、そのようなところには何らかの防犯カメラ、全箇所とはなかなかいきませんので、どこか非常に急所になるところに防犯カメラを設置いただいて、そういうごみの不法投棄等、これは一種の犯罪ですから、それを防ぐような対策もやっていただきたいということを要望いたしまして、本件の質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、第3の事項なんですけれども、河南町の鳥獣被害防止計画、これは令和3年度から令和5年度について3年ごとの計画でやっておられます。本件についてお尋ねしたい

と思います。

まず、1項目としまして鳥獣被害対策の今後の取組方針ということでございますけれども、本町における鳥獣被害は、イノシシとかアライグマを中心として山間部の農家にとっては非常に、もう本当にこれでは農業はできないなというぐらいの被害に遭われております。そして、農作物だけじゃなくて、農作物は最近、電気柵だとか、いろいろな防御網なんかを町が50%補助していただいてやってもらっていますので、そういうことによって中の農作物は非常に被害が少なくなっていると思います。

そうしますと、イノシシもやはり生きていかなきゃいけませんから何らかの形で食べ物を取るということで、ひどいときは彼らはもちろん農作物以外の、例えば家の近くまで来ていろいろなものを食べるとか、あるいは田んぼのあぜでミミズを捕るんです。ミミズを捕るためにあぜを全部壊すとか、そういうような農作物以外の根本的な、田畑をしっかりと守っていかなきゃいけない農家にとっても、それ以上の農作物以外の対策にも力を入れなきゃいけないということで、山間部において農作業を営んでおられる方は非常に農業の耕作意欲をなくしておられるというような状況にもなっております。

このような状況を今後どのような形で今回の新しい3か年の計画で取り組んでいこうとされているのか、その辺のところについて私、これ以前にもお聞きしたんですけれども、もう一度改めて取組方針についてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町では、有害鳥獣による農作物被害を防止する対策を行う上で、平成20年度に河南町鳥獣被害防止計画を策定し、被害の現状や傾向の検討、従来講じてきた被害防止対策の取組結果と課題の検討などを行い、3年ごとに見直しを行っております。近年では、有害鳥獣の被害は山間部だけではなく町全域に及んでいる状況でございます。それらも踏まえまして、直近では本年度に計画の見直しを行っております。

その計画の中で今後の取組方針といたしまして、1つ目、地域と一体となった被害防除体制の強化に取り組む、2つ目、捕獲と防護の両面で被害防止対策を推進する、3つ目、有害鳥獣の生息状況と生態調査を進める、4つ目、近隣自治体や猟友会と連携した捕獲体制の確立を目指す、5つ目、捕獲従事者の増員、育成対策を講じるの5つの方針としております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

どうもありがとうございます。今、安井部長から本件についての対策を述べていただきました。

確かにいろいろと今まで行政におかれましてもかなり支援をしていただいておりますので、農業をされている方もそれなりに安心して農業をされているというところもでございます。とはいうものの、やはりイノシシというのはすごいですよ。年2回子供を4頭も5頭も産んでいくということで、増える一方です。私も山間部に住んでおりますけれども、毎朝イノシシの親子と対面です。本当、そんな状況になっていまして、イノシシはイノシシで、もう人間とは慣れたものですよ。でもやはり子供を育てるイノシシは非常に危険なところがありまして、ちょっと何かすると襲ってくるというところがございますので、先日も千早赤阪村のほうで一人が亡くなられているというような人的な被害も出てきています。このようなことをこれ以上なくさなきゃいけない。河南町としましても農業が主要な産業だというふうに皆さんもおっしゃっているわけで、できる限り農業をしっかり支えていくという対策の一つにイノシシ対策もあるんじゃないかなと私は思っております。

それで今、3か年計画の中で5つの対策を安井部長から話していただきましたが、そのうちの一つに捕獲と防御の両面で被害防止対策を行うと。確かに私はそうだと思います。今までは防御を中心に箱わなとか、それから電気柵とか、そういう形で補助してきてもらっていましたがけれども、先ほど言いましたように、捕るものがなかったらなりふり構わずイノシシは作物を荒らすし、家の近くまで出てくるということになっていきますので、やはり捕獲してイノシシの数を減らしていく、もうこれしかないと思っています。このための対策を是非もうここ一、二年の間にやっていかないといけないというのが私の思いであります。これは何回もそういう面でこの質問をしておりますけれども、本当に深刻な状況です。

ということで、今後の取組方針については今おっしゃったようなポイントを踏まえて、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次の質問は、これも以前にも行政の皆さんには質問いたしましたが、増え続けるイノシシをどのようにして減らしていくか、この捕獲強化につながる対策が必要ではないかと私は思っています。その一つとして、捕獲協力者、例えば猟友会の皆さん、それから農業をされている方は自分たちで役場から大きな箱わなを借りて、餌をまいてイノシシを今一生懸命捕つ

ていただいています。それなりに捕れてるよと言ってきています。それで、よくわなに入るのはかわいい小さなイノシシの子供。彼らは餌があるとすぐ入っていきます。でも本当は親を捕獲しない限り、また子供が増えていくという状況にありますので、なかなか親を捕るのが大変だということで非常に苦労されています。そして、その苦労されたことに対して、何らかの報奨金じゃないですけども、捕獲強化につながっているということ踏まえて何らかのインセンティブを与えていただいたらどうかなということで、私、今回提案しているんです。

このインセンティブにつきましては国の支援事業というのがございます。そして、近隣地域では富田林市とか河内長野市では既に実施をしております。これは国が補助金を出すということですので、河南町の自らのお金じゃなくて国が補助すると言っているんですから、できるんだったらしっかりとこの補助金を取ってきてもらって、イノシシを捕った人に対して少しでも何らかの今後の励みになるような対策をしていただければと思います。これは、具体的には鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業と非常に長い言葉ですけども、このような事業があるということを私も聞いていますし、行政の方からもこういうのがあるよという話も伺っています。

そして、ここで改めてこの事業への取組方針について再度お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町ではこれまで、捕獲に対する支援といたしまして、町内の農家の皆さんが自ら箱わなの免許を取得される際にかかる受験費用や講習費用、免許の更新に係る費用などの経費に対して支援を行ってまいりました。また、防護に対する支援といたしましては、農家の皆さんが自ら行う電気柵やメッシュ柵などの資機材等を購入する費用の2分の1の補助をする事業を行っているところでございます。

議員仰せの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は、捕獲したイノシシについて捕獲活動経費、埋設運搬経費等を対象として成獣1頭当たり7千円、幼獣1頭当たり1千円を市町村協議会などに支援されるものでございます。令和3年度では大阪府内で20の市町が実施を予定されており、近隣では富田林市、河内長野市が実施されております。

本事業の支援を受けるためには手続が煩雑になるなどの課題もございますが、本町におきましても前向きに事業実施に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

どうも安井部長、ありがとうございます。今のお話を聞きまして、ようやく前向きに取り組むというお話を伺いましたので、本件の一般質問は町がもう終わりというつもりで是非お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたしたいと思います。

その次、第4事項でございます。河南町の公共施設の総合管理計画についてお伺いしたいと思ひます。

これは平成29年3月に策定されていまして、河南町公共施設総合管理計画、期間は平成28年から平成38年、10年間の取組でございまして、ここに書いていますように、4つの項目をベースとして管理に取り組むということをやうたっておられます。1つ目は費用対効果に優れた維持管理の推進、公共施設のスリム化、既存公共施設の最大限の活用、協働による施設管理等の合理化ということを目標に掲げて今、推進願っております。この進捗状況と、それから最終年度の10年後の着地見通し等について意見をお聞きしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

河南町公共施設総合管理計画は、公用及び公共用に供する建物、道路、橋梁、上下水道施設等のインフラ施設の在り方について総合的かつ計画的な管理を行うため、平成29年3月に策定したものです。

これまでの取組ですが、一定の行政機能としての役割を終えたやまなみホールについて、公民館と図書館の機能を備えた施設として統合しました。そのほかに小学校、こども園の統合を実施してまいりました。今年度につきましては、旧庁舎の解体を行い、跡地利用について検討してまいります。引き続き、施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点に立って計画的に改修、更新してまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。



○2番（松本四郎）

ありがとうございます。今、辻本部長から現状についていろいろとお話いただきました。

今日に至るまで、かなり公共施設を統合したりしてスリム化も図ってきていただいています。学校の2校化とかいろいろな形でやってきていただいています。できる限り公共施設を有効活用すると同時に、無駄という言い方は悪いですが、不要なものはできる限り整理していくという考え方で、これからもこの計画に基づいて前向きにお願いしたいと思います。

続きまして、この計画に基づきまして既に小学校の統合が行われていますけれども、その後、現実に統廃合後の小学校というのは残っているところがございます。具体的には、旧白木小学校、それから旧河内小学校の跡地がございます。これにつきましては有効活用を今まで一生懸命検討してきていただいていると私は考えておりますけれども、今後の見通し等について何かいい方法があるのかどうか、改めてこの場でお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

旧白木小学校や旧河内小学校は市街化調整区域に位置しております。従来学校として利用していた土地を変更して新たな用途にする場合には、法に基づく手続が必要となります。引き続き、関係部署と連携しまして土地利用について協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

どうもありがとうございます。なかなか急にいかないなというようなことを私も以前からお聞きしておるんですけども、今日改めてお聞きした次第です。

そしてまた、これからもこのような町保有の施設で当初の役割を終えた、現在使用されていない施設が散見されますので、今後の活用の可否等、この時期に整理するタイミングだなと思っておりますので要望したいと思います。

本件に関しましては大阪府でいろいろと検討されてきたと思いますけれども、城田副町長も大阪府から来ていただいているわけで、やはりこれからは大阪府との関係をしっかりと強化しながらこの辺の整理を進めていく必要があるかなと思っておりますので、城田副町長のご

意見をお伺いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

城田副町長。

○副町長（城田国昭）

議員仰せのとおり、公共施設の再編によりまして役目を終えた施設やその跡地、当然それらは住民の皆さんの税金等で購入して建てたものでございますので、その跡地利用につきまして、まちづくり計画のほうにも位置づけていますとおり、本町の重要な課題だと認識しております。

まず、先ほど辻本部長のほうからも答弁がありましたとおり、市街化調整区域内にある場合には多くの規制等もございますので、そういった様々な課題等につきましてしっかり整理するとともに、課題解決に向けまして必要に応じて大阪府の関係部局にも働きかけて、町の活用方針というのをしっかりと議論してお示しできるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

副町長、どうもありがとうございます。かなり力強いお言葉をいただきましたので、私どもとしても是非また副町長の力添えをお願いして、できる限りいい方法で旧白木小学校、それから旧河内小学校の跡地が有効活用できることを望みたいと思っております。是非よろしくお願いいたします。

続きまして、最後の質問に入らせていただきます。

これは、コロナ禍によりまして働き方の改革が出たり、それからデジタル化推進による地域社会の再構築等が日本全国で今いろいろと盛んに行われております。そのような状況下におきまして、我が河南町もやはり何らかの新しい方針で動いていく時期に来ているかと思っております。

それで、今一般的に言われていますけれども、コロナ禍は都市の集中に人口の歯止めをかけて各地方に移行していくという対応が出てくるということになっております。各自治体もこれに対応して、デジタルトランスフォーメーションといいますか、DXとされていますけれども、この取組は非常にこれから盛んになってくると思えますし、ますますこれは必要

になってくると思います。また、政府のほうでもデジタル庁が発足するということにもなっていますし、先日までの議論でもこれと同じような話は出ています。

そういうことで、今日はDXの取組によって自治体が住民に対してどのようなサービスができるのか、そしてまた、住民にとってもこのようなDXが非常に有効に活用できるのかどうかということも、これからの対応に一つの焦点が当たってくると思います。

今、本町でも条例の改革等により、そしてまた印鑑の捺印の廃止だとか、それから住民票は近くのコンビニに行けばマイナンバーカードさえあれば発行できるというようなところまで進めてきてはいますが、まだもう一歩です。やはりもう一歩進んで、マイナンバーカードのさらなる普及を踏まえて、もう少しこの辺のところのサービス向上に是非つなげていていただきたいと思っております。

そしてまた、これからますます高齢化が進む中で、役場に行きたくても行けない人たちが出てきたり車に乗れない人もおられますし、そんな中で役場へ行って証明書を取らないといけないという人にとってはつらいものだと思います。このような新しいデジタルトランスフォーメーションによって、高齢者の人たちが役場に来なくても自分の家で申請して、そこで発行してもらえるというような、今までであれば一種の夢でありますけれども、これからはもう夢じゃなくて現実のものになってきます。

そのようなところを踏まえて、本町におきますDXの取組方針と住民サービスの向上策について、是非ビジョンをお聞かせいただきたいと思います。これは、できましたら担当部長、それから最後に森田町長にもしっかりとこのビジョンをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○総務部長（渡辺慶啓）

本町におきましては、令和3年1月にデジタル改革推進プロジェクトチームを設置いたしまして、デジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組んでまいりました。国のほうでも、令和3年9月にデジタル庁を設置しデジタル社会の推進を図っており、町のほうでも自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画の策定を進めているところでございます。

計画策定に並行いたしまして、まず住民さんの利便性向上のため、行政手続のオンライン化を進めております。また、証明書等の発行につきましてもオンライン化を検討してまいります。なお、本人確認を必要とする手続におきましては原則マイナンバーカードの公的個人

認証サービスの利用が必要となることから、マイナンバーカードの普及促進にも努め、取得率の向上を図っていたいと考えております。

そのほかに、DXの取組といたしましては、ICT技術の活用により町と住民さんとのコミュニケーション手段の多様化についても研究してまいります。また、RPA、AIなどを活用し行政事務の効率化により、コストや職員の負担軽減を図り、住民サービス向上の施策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

具体的には部長が答弁したとおりなんですけれども、デジタルPTをつくったときから全体的なデジタルの推進の方針というか計画というか、そういうふうなものをつくろうということで国のほうからも示されていて、たしか今年の7月ぐらいに一応ガイドみたいなものができてきていますので、それに準じて並行してやろうかということで今やっています。

それに先駆けて10月1日から一部、概ね大部分ですけれども、押印廃止、それから手続についても、以前にも特別定額給付金でもありましたように、インターネットでの申請手続きができるような体制を構築して、金曜日にも申し上げましたけれども、やはりそれをやることによって住民さんとの距離が遠くなるとかいろんなこともありますので、身近な行政主体として役場は住民さんと一緒になってやっていかなあかんと思っています。だから、使えるところは使って、今までのいいところは残していくというような形で進めていきたいと思うんですけれども、全体的な計画推進に当たってはもう少し時間をいただきたいと思います。

ただ、先行的に押印廃止とかオンラインの申請というのは、9月から一応何個かの事務について進めております。一つとして、赤ちゃんが生まれますと今、10万円のギフトを贈らなっているんですけれども、これはオンラインでの申請が可能になっているというふうに聞いています。数はまだ少ないんですけれども、徐々にそういうところから使ってもらえる人からまず使って行って、それを使い切ることによって双方向のやり取りができるような形になればなど。それは、電話みたいに言葉で言うわけではなくて、いろんなアンケートとかそういうところでもできるような体制にもなるかも分かりませんので、その辺のところまで考えていきたいなと思っています。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今、部長からも説明を受け、かつ最終的には今、森田町長からもビジョンについてお聞きいたしました。いずれにしましても、やはりこれからはこの時代になっていくということを踏まえていかないけないと思いますが、また一方で、こういうようなコンピューターに弱いシステム難民という人が生まれてくることも起こりますので、両面をうまく使いながら、行政としてもDXをできるだけ早く進めるとともに、これについていけない人に対する対応も一方では親切にしていくというような両面で、是非住民のサービスをよろしくお願ひしたいと思ひます。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

松本議員の質問が終わりました。

ここで2時15分まで休憩を取ります。

休 憩（午後2時04分）

~~~~~

再 開（午後2時14分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、河合議員の発言を許します。

河合議員。

○3番（河合英紀）

議席番号3番、自民・夢・希望の河合英紀です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

本日、大きく分けまして3事項を伺わせていただきます。森田町長をはじめ答弁者の皆様には、的確な答弁をよろしくお願ひします。

コロナ禍の状況から終息が見えない中、緊急事態宣言が発令されても週末にはたくさんの方が外出され、効果が薄れてきていることに危惧しています。今週中には緊急事態宣言の解除も発表される見込みです。

他市町村の方からは、ワクチンを打ちたくてもまだ予約すらできないということをよく耳にします。本町ではワクチン接種を8割近くの方が終えられ、まだの方で希望されている方

も予約はできていると聞いています。この状況は、町長がリーダーシップを取り、担当部局が迅速に対応していただいた結果だと思えます。改めてお礼を言いたいと思えます。ありがとうございます。町職員の労働量はかなり増えていると思えますので、今議会が終わればゆっくりと休んでもらいたいと思っています。

しかし、本町でも感染者数は徐々に増えてきている状況です。一医療職の立場からこの状況を見たときには、ワクチン接種が進む中でこれ以上の対策を講じることは、現実的には難しいと考えています。指定感染症である新型コロナウイルスの指定期限が2022年1月までと考えたときに、分類は下げられると考えています。来年の1月以降に分類が下がったとき、町としてどのような対応を取るのか、どのようなワクチン接種体制にするのかなど、今から準備する必要があるのではないかと考えています。

一方、7月から9月までオリンピック・パラリンピックが開催され、たくさんの勇気や希望をアスリートからいただきました。太子町からはサッカーの前田大然選手が活躍されました。河南町出身の選手が一人もいなかったことは非常に寂しく感じていました。アスリートの育成にはとても時間がかかります。アスリートの卵である子供たちの現状について聞いていきたいと思っています。

そこで1事項目の質問です。

子供たちの身体能力の基本は遊びの中から育まれます。現状の学生の遊びの内容や場所はどのような状況にあるのかを教えてください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

厚生労働省が5年ごとに行っております全国家庭児童調査のうち、児童用の調査でございますけれども、その直近、平成26年度の結果から状況等についてお答えさせていただきたいと思えます。

遊びの状況では、ふだんの遊び場は友達の家が59.0%と最も多く、次いで自宅の46.9%、公園が35.4%となっております。

また、令和3年度全国学力・学習状況調査によりますと、本町ではテレビや携帯等のゲームを平日どのくらいの時間をしますかというその質問に、小学校では1時間以上2時間までが24.8%、4時間以上というのが20.4%となっております。また中学校では、2時間以上3時間までが36.9%、4時間以上というのが19.4%となっており、屋外での遊びが少なくな

ってきたのではと考えられております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。私が子供だったときのことを思い出すと、遊びの場は大ヶ塚公園であったり近くの田んぼであったり、近所の学生寮で遊んでいました。当時は、公園で野球やサッカーなどのボール遊びをしても注意された記憶はなく、自由にできていたと思います。しかし、最近では公園でボール遊びをしていると注意されて自由に遊べないという声を聞きます。現状の公園の使用目的、使用規則はどうなっているのかを教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

議員ご質問の公園の使用に関してでございますが、公園は、地域の良好な住環境を提供し、休息や遊戯、憩いの場として設置しています。公園の利用に関しては、原則自由にご利用いただけますが、都市公園本来の効用を確保するため、河南町都市公園条例において一定の禁止行為を定めております。

条例におきましては、公園の施設の損傷または汚損、土地の形質の変更や汚損すること、貼り紙や広告類の表示を禁止しております。さらに、公園の管理に支障のある行為などを禁止しております。

また、同条例の運用基準では、公園の管理に支障のある行為として、スケートボード、ローラースケートを使用することやゴルフの練習、野球、これは他の利用者または近隣住民の迷惑とならないキャッチボールを除きますが、そのほかフリスビーを使用することなどを禁止行為としてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。皆さんが公園を使うというのは、皆さんが迷惑にならないようにするというのが多分前提でそのような規則があると思っています。

具体的に、公園に関する苦情とかクレームとして年間にどれぐらいあるのか、その内容は

どのようなものなのかを教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

公園の苦情やクレームのうち議員のご質問の公園利用に係るものに限りますと、令和2年度から令和3年度にかけて10件ございました。内容といたしましては、野球やサッカー等ボール遊びが危険であるまたはうるさいといったボール遊びに関するものが7件、スケートボードが危険であるといったものが1件、犬のリードなしの散歩や来場者の駐車などのマナーに関するものが2件でございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございました。やっぱりそのような野球とかサッカーとかのボール遊びの苦情というのが多いというふうに分かりました。

そしたら、私が中学生のとき、外で遊ぶときというのを思い出してみると、当時は中村小学校の校庭でバスケットボールをよくしていました。池田小学校の事件の後から小学校の門が閉められ、自由に遊べなくなったと思うのですが、現状はどのようになっているのかを教えてください。また、当時のように学校の校庭に自由に遊ぶことができるようにできないのか、そのためにはどのような課題があるのかを教えてください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

町内の学校の校庭、体育館の開放の現状についてでございますけれども、スポーツの普及並びに児童生徒の安全な遊び場確保のため、学校教育に支障のない範囲で学校体育施設開放事業を実施してございます。利用するには、当該校区の利用団体は毎年学校の承認を得た上で事前に団体登録の届出が必要となり、今年度はかなん桜小学校で4団体、近つ飛鳥小学校で4団体の計8団体が登録しております。

現在、学校教育に支障のない範囲で、また安全面を確保するといった観点からいたしますと、学校、利用団体が十分協議した上での開放となっておりますので、誰もが自由に遊べる



といった環境とすることは現在のところ難しいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。当時もそんなルールがあったかどうか分からんと普通に遊んで、あかんかったんかも分かりませんが、時代が変わるにつれて子供が外で自由に遊ぶことが難しい時代になってきたんだなという現状が分かりました。最近の子供が外で遊ぶ姿が少なくなった背景も、こういうところにあるのかなというふうにも思います。

今年の春に、日曜日に役場に来る機会があり、そのとき、子供たちが下のピロティホールでスケートボードで遊ぶ姿がありました。その後、仕事が終わった後また外へ出たときに救急車が来ていて、スケートボードでけがをした子供が病院に運ばれていく姿がありました。そのことがあってから、スケートボードをして遊ぶ子供たちの姿が町内を車で運転していると目に留まるようになりました。中村こども園の横の道路や東山の大阪芸術大学近くの道路、舗装がきれいになっているような道路で特によく見ます。はたから見ていると、車が通行しているところで遊ぶ姿は非常に危険だと感じました。

そこで、小学生、中学生、高校生に現状の遊びの内容や場所などの聞き取りを少し前に行いました。子供たちの声は、スケートボード、バスケットボール、サッカーを自由にできる場所がないという意見でした。特にこの時期、オリンピックで注目を浴びたスケートボードやバスケットボールをやりたいという子供たちの数は増えてきているんだろうなという予想もできます。

そこで、2事項目めの質問に入っていきたいと思います。

スケートボードやバスケットボール、サッカーを安全に遊ぶことができる場所は町内にあるのでしょうか。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

ご質問の場所でございますけれども、スケートボードにつきましては、公共施設において安全に利用できる施設、場所等はございません。バスケットボールにつきましては、総合体育館、ぷくぷくドームにおいて利用いただいております。サッカーにつきましても、総合運動場の多目的広場において利用いただけることとなっております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

私が子供のときもそうでしたが、どんな場所でもスペースがあれば遊んでいたなというふうに思っています。しかし、今はすぐに注意されたり、そのようなふくふくドームであったりとか総合運動場とか事前に予約をせなあかんかったりというところでしかなかなかできるところがないというところで、やっぱり自由に遊ぶことが難しいんだなというのがよく分かりました。

河南町の広いスペースでいつでも自由に入れる場所は、ふくふくドームの駐車場が僕だったら思いつきます。ふくふくドームの駐車場はボール遊びやスケートボードをしても注意されることなく遊ぶことができるのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

総合体育館、ふくふくドームの駐車場でございますけれども、やはり体育館を利用する人のための駐車場でありますので、スケートボード等はできないことになってございます。駐車場でそういった遊びをされている場合は、危険が伴う場合もございますので注意させていただくことになります。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。予想どおり、このような公の場で質問すれば遊ぶことはできないという答えになることが分かりました。

子供の立場からすればいつでも自由に無料で安全に遊ぶことができる場所というのが必要なんですけれども、そこを確保するというのが今の段階では非常に難しいということも見えてきました。

そこで提案なのですが、ふくふくドーム裏にある駐車場、あそこに広い駐車場があると思うんですけれども、その一画をスケートボードやバスケットができる場所として整備することができないのでしょうか。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

総合体育館、ぷくぷくドームの裏側にあります駐車場でございますけれども、利用者が少ないときは確かに空いている場合がありますが、大会等で利用者が多いときは満車に近い状態となっております。

裏の駐車場の一部を議員仰せのように整備した場合、これまで行ってきた大会やイベントが開催できなくなる可能性もございますので、現状では難しいと考えております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。裏の駐車場を利用することが困難ということであるのであれば、ぷくぷくドームの東側のところにあるゲートボール跡地を安全に遊べる場所に整備することはできないのでしょうか。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

高齢者の人気スポーツの一つであるゲートボールは、後にグラウンドゴルフへと移行したことにより、ゲートボールをされる人が減少し、総合体育館の東側、グラウンドゴルフ場に隣接しているゲートボール場が現在利用されない状況となっております。これまでも、健康づくりの広場としての利用や併設するグラウンドゴルフの練習場としての利用等いろいろと検討してまいりましたけれども、敷地の整備等も必要な状況でありますので、今後の活用方針は現在検討中でございます。

安全に遊べる場所にしてはというご提案につきましては、今後、住民の利用ニーズ等、時代に即した有効活用も研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。探せば河南町にいっぱいあると思うので、その辺はちょっと前向きに検討してもらって、総合体育館、ぷくぷくドームの入り口近くの西側の端っこの芝生を

敷いてあるところとかでも、小さいところでもバスケットゴールを1個つけたら勝手に遊ぶやろうと思うんですよ。だから、そういうのも踏まえてちょっと前向きに検討してもらえたらなと思っています。

子供の遊び場の最後の質問として、子供たちが安全・安心して気軽に遊ぶことができる場所について、町長としての考えを聞かせてください。

○議長（浅岡正広）

町長。

○町長（森田昌吾）

議員仰せの子供の遊び場というんですか、スポーツというんですか、それが東京2020で一気に新スポーツとかいうのがすごく、日本の選手も活躍したわけですけども、注目を浴びるというような状況になっています。いろんなところでそういうようなことをできるような形になれば一番いいかなと思うんですけども、やはりその中に遊び場とスポーツというのがあって、スポーツについて、確かにいろんな競技があるんですけども、やはり安全性というものに少し配慮しないといけないのかなと。管理云々の話で、昔と今ではやはり管理体制についてすごく違いがあるかなと。我々の時代は、その辺で遊んでいたらええわと、けがして帰ってきたら、ああしゃあないな、ちょっとお医者さんへ行こうかという、こんな感じやったけれども、今の時代はそういう時代じゃなくなってきたというのも一つの課題でありますので、整備する場所とか、今いろんな提案をいただきました。そういうようなものも、そういう場所と整備に係る費用とそういう社会情勢とか、その辺のことも踏まえて考えていったらいいと思います。

一応そういうようなことを整備すれば、またそういうふうな選手も生まれるというようなこともありますので、いろいろ考えていきたいなと思うんですけども、ちょっと検討課題としたいと思います。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

町長、ありがとうございます。前向きに考えていってもらえたらなというふうに思います。次は、スポーツ施設全般について質問させていただきます。

スポーツ施設の年間利用料はどれくらいあるのか教えてください。また、利用者数が多い施設はどこなのか、利用料の徴収額が多いのはどこの施設なのか、教えてください。また、

古い施設はどの施設なのかも教えてください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

令和元年度の年間使用料と令和2年度の使用料を少しお答えさせていただきます。

令和元年度の年間使用料では、総合体育館で319万円、テニスコート、こちらは照明使用料も含めませんが約355万円、総合運動場、こちらも照明使用料を含めて約240万円、グラウンドゴルフのほうでは約46万円となっております。

令和2年度の年間使用料でございますけれども、コロナの影響で臨時休館等を行いましたけれども、総合体育館で約292万円、テニスコート、こちらも照明使用料を含めまして約293万円、総合運動場も照明使用料を含めて約175万円、グラウンドゴルフ場が約40万円となっております。

使用料では、令和元年度、2年度ともテニスコートとなっており、こちらが一番多い形でございます。

年間の利用者数が一番多い体育施設では、令和元年度で総合体育館の4万7,211人、令和2年度では、新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休館等を行った関係上、石川スポーツ公園の3万3,285人となっております。古い体育施設では、昭和56年12月に竣工いたしましたテニスコートとなっております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。利用料の徴収額が一番多いのはテニスコート、そのテニスコートが一番古いというふうになっていることがよく分かりました。

町にあるスポーツ施設も老朽化してきていると思います。利用料からトイレやシャワーの設備を新しくしていくことは難しいのでしょうか。全てを改善するのは難しいとしても、先ほど言ったようなテニスコートの利用料が多いとか、やっぱり古いとかという優先順位が多分見えてくると思うんです。なので、少しずつでもいいので、やれることから改善していくというふうなことを進めてほしいと考えています。そのような計画や予定があるのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

町立の体育施設につきましては、竣工からかなりの年月が経過し、老朽化が進んでいる施設もございます。また、各施設の設備、トイレやシャワーなどについても改修が必要なところがあることは認識してございます。

今年度、体育施設の実態等を調査いたしまして、今後の施設の修繕や更新等を計画的に進めるための体育施設の長寿命化計画を策定することとなっており、中・長期的な展望も見据え改修等を進めていく予定としてございます。

今後、財源確保も視野に入れ、改修等が必要な施設、設備につきましては優先順位をつけて計画的に改修等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。先ほども言ったように、町民の方からテニスコートのトイレがまだ和式なので洋式に替えてほしいとか、本当によく要望される項目であると思っているので、この辺、優先順位をよく考えてもらった上で、しっかり前向きに検討していただけたらなと思っています。よろしくお願いします。

それでは、第3事項の質問に移ります。

全く今までと違う流れになるんですが、現在、堺市に総合防災センターの建設が進められています。本町が堺市総合防災センターと連携、協力できないのかについて質問します。

堺市総合防災センターのホームページを見ると、消防の訓練設備が充実しているように感じられます。富田林消防と連携して訓練等を合同に実施するなどの連携、協力はできるように話し合いは進められているのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

（仮称）堺市総合防災センター整備計画によりますと、当該施設は、南大阪地域における消防防災機関の中核として、南大阪地域の自治体と連携して各市町村の消防団員や住民の教育訓練施設としての活用も想定されていますが、まだ具体的な協議には至っておりません。今後、センターの利用方法等について、堺市の情報等の収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。多分、これからどんどんそのような話合いが行われていくというのは何となく分かるんですけども、そのときにもし話合いが起こったときに、今まででしたら、私でしたら大阪市の防災センターとかには何度も見学に行ったことがあります。多分、堺の防災センターでも同じような災害体験ができるようになるのではないかと思います。小学校、中学校での社会見学などで活用する考えがあるのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

湊部長。

○教・育部長（湊 浩）

社会見学や職業体験などといったことは、児童生徒の見聞を広め、経験を深める教育活動でありまして、各小学校において毎年、町内の公共施設等の施設見学を実施しております。

学校における体験活動や見学、調査等の学習活動を積極的に取り入れるべく、当該堺市総合防災センターも社会見学等の受入れについて可能であれば検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。他市町村のセンターであると思うんですけども、使えるものはやっぱり使わせてもらって、一緒に活用していってもらえるように進めていってもらえたらいいなというふうに思います。

じゃ、次です。

今回の一般質問でも防災の質問がたくさんあったと思うんですが、本町で災害が起こったときに、多分大阪府から支援はあると思うんですが、大阪府よりも堺市の美原のほうが多分近いと思うんですね。堺市の防災センターの備蓄物資など援助等の協力など、町と堺市が協力していくことは可能なかどうか教えてください。

○議長（浅岡正広）

辻本部長。

○総合政策部長（辻本幸司）

平成23年9月1日に、堺市と南河内地域の6市2町1村の10市町村で災害時相互応援協定を締結しております。その協定の中で物的応援を定めており、救援物資等を必要とする場合は応援要請市町村の長が応援を求める市町村の長に対し要請を行うこととなっておりますので、相互に救援物資の提供を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○3番（河合英紀）

ありがとうございます。

多分、これからの季節、台風が増えてきて防災のことを考える機会が増えてくると思います。備えるということはとても必要なことですので、いろんな視点から備えというものを考えていってもらえたらなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

河合議員の質問が終わりました。

以上で、通告を受けていました一般質問は全て終了しました。

2日間にわたり、お疲れさまでございました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

本会議4日目は、明日9月28日午前10時に開きます。

本日はこれをおもちまして散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時43分散会

~~~~~



令和3年 9月28日(火)

# 令和3年河南町議会9月定例会議会議録

(第 4 号)

河 南 町 議 会



令和3年河南町議会9月定例会議会議録

年 月 日 令和3年9月28日（火）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

|    |    |    |     |     |    |
|----|----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 高田 | 伸也 | 2番  | 松本  | 四郎 |
| 3番 | 河合 | 英紀 | 4番  | 大門  | 晶子 |
| 5番 | 力武 | 清  | 6番  | 佐々木 | 希絵 |
| 7番 | 廣谷 | 武  | 8番  | 浅岡  | 正広 |
| 9番 | 福田 | 太郎 | 10番 | 中川  | 博  |

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

|                          |    |    |
|--------------------------|----|----|
| 町 長                      | 森田 | 昌吾 |
| 副 町 長                    | 城田 | 国昭 |
| 教 育 長                    | 新田 | 晃之 |
| 総合政策部長                   | 辻本 | 幸司 |
| 総務部長                     | 渡辺 | 慶啓 |
| 住民部長                     | 福田 | 新吾 |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長       | 田村 | 夕香 |
| まち創造部長                   | 安井 | 啓悦 |
| まち創造部理事                  | 日根 | 直哉 |
| 総合政策部秘書企画課長              | 森口 | 竜也 |
| 総合政策部危機管理室長              | 木矢 | 哲也 |
| 総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長  | 多村 | 美紀 |
| 総務部副理事兼施設整備担当課長          | 牧野 | 勉  |
| 総務部人事財政課長                | 後藤 | 利彦 |
| 総務部副理事兼契約検査室長            | 谷  | 道広 |
| 総務部副理事兼まち創造部副理事          | 西本 | 伸二 |
| 住民部副理事兼住民生活課長兼人権男女共同社会室長 | 辻元 | 哲夫 |
| 住民部副理事兼保険年金課長            | 大谷 | 由候 |

住民部 税務課長

渡 辺 恵 子

健康福祉部 高齢障がい福祉課長

和 田 信 一

健康福祉部 健康づくり推進課長

中 筋 美 枝

まち創造部 地域整備課長

藤 木 幹 史

まち創造部 副理事兼都市環境課長

大 門 晃

まち創造部 農林商工観光課長併農業委員会事務局長

池 添 謙 司

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長

岩 根 有津佐

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

湊 浩

教 ・ 育 部 教育課長

中 海 幹 男

教 ・ 育 部 副理事兼こども1ばん課長

田 中 啓 之

教 ・ 育 部 生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長

森 弘 樹

教 ・ 育 部 副理事兼学校給食センター所長

梅 川 茂 宏

#### 議会事務局職員出席者

事 務 局 長

木 矢 年 謙

課 長 補 佐

門 林 純 司

#### 会議録署名議員

10番 中 川 博

1 番 高 田 伸 也

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第1から第13まで、及び追加日程

## 令和3年河南町議会9月定例会議

令和3年9月28日（火）午前10時開議

### 議事日程（第4号）

|        |           |  |     |
|--------|-----------|--|-----|
| 日程第1   | 議案第12号    | 令和2年度河南町一般会計歳入歳出決算認定について                   | 223 |
| 日程第2   | 議案第13号    | 令和2年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について             | 225 |
| 日程第3   | 議案第14号    | 令和2年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について            | 227 |
| 日程第4   | 議案第15号    | 令和2年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について               | 229 |
| 日程第5   | 議案第16号    | 令和2年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について               | 231 |
| 日程第6   | 議案第17号    | 令和2年度河南町水道事業会計決算認定について                     | 231 |
| 日程第7   | 議案第18号    | 令和2年度河南町下水道事業会計決算認定について                    | 231 |
| 日程第8   | 議案第19号    | 令和3年度河南町一般会計補正予算（第4号）                      | 234 |
| 日程第9   | 議案第20号    | 令和3年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                | 236 |
| 日程第10  | 議案第21号    | 令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）                  | 236 |
| 日程第11  | 意見書案第2号   | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書          | 237 |
| 日程第12  | 決議案第1号    | 『大阪南部高速道路事業』に対する事業化の早期実現を求める要望決議           | 239 |
| 日程第13  | 請願第1号     | 隣接する鉄筋加工作業所の騒音被害から平穏な日常生活を取り戻す請願書の取り下げについて | 250 |
| 追加日程第1 | 議長の辞職について |  | 252 |

|         |          |                 |       |     |
|---------|----------|-----------------|-------|-----|
| 追加日程第 2 | 選挙第 1 号  | 議長の選挙           | ..... | 254 |
| 追加日程第 3 |          | 副議長の辞職について      | ..... | 257 |
| 追加日程第 4 | 選挙第 2 号  | 副議長の選挙          | ..... | 259 |
| 追加日程第 5 | 議案第 22 号 | 議会選出監査委員の選任について | ..... | 261 |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程及び議会運営委員会の審議結果は、タブレットに送信しています。

お諮りします。

日程第1 議案第12号 令和2年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第7 議案第18号 令和2年度河南町下水道事業会計決算認定についての以上7件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上7件を一括審議することに決しました。

なお、討論、採決は1件ずつ行います。

それでは、決算特別委員会委員長から委員会の審査の経過及び結果について報告を求めます。

高田委員長。

○決算特別委員会委員長（高田伸也）（登壇）

決算特別委員会委員長、高田伸也です。

これより決算特別委員会委員長報告を申し上げます。

去る9月7日、令和3年河南町議会9月定例会議において決算特別委員会が設置され、当委員会に付託を受けました案件は、議案第12号から議案第18号までの各会計決算認定についての7件であります。

付託の7件について、9月8日、9日、10日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その審査の結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第12号 令和2年度河南町一般会計歳入歳出決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第13号 令和2年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第14号 令和2年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号 令和2年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第16号 令和2年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号 令和2年度河南町水道事業会計決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第18号 令和2年度河南町下水道事業会計決算認定については、討論なしで採決に入り、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上、決算認定7議案についての審査結果の報告とさせていただきます。

なお、この際、委員長より各理事者に対して申し上げておきますが、委員会中、各委員からの指摘事項及び研究課題については、早急に検討等をされるよう強く申し伝えておきます。

また、議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除く全ての議員が委員であり、十分に審査願ったと思っておりますので、質疑応答については省略をさせていただきます。

なお、記録は事務局に整理させておりますので、後日でもご覧いただければ結構かというふうに思っております。

以上で決算特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（浅岡正広）

決算特別委員会高田委員長の審査報告が終わりました。慎重なる審査、お疲れさまでした。

議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除く全議員が委員として十分に審査をしていただきましたので、質疑を省略し討論に入ります。

ただいまをもちまして決算特別委員会は解散されました。



それでは、日程第1 議案第12号 令和2年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

それでは、日程第2 議案第13号 令和2年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

力武議員。

○5番（力武 清）

令和2年度国民健康保険特別会計に対して反対の立場から討論させていただきます。

皆保険制度を担っている国民健康保険制度は、誰もが健康で元気な生活を送る上で欠かすことのできない制度であります。しかし、制度維持として支払っている保険料は、令和2年度の国民健康保険料は1人当たり9万7,943円で、前年と比べて8.1%、7,303円も高くなっています。

被保険者の収入は、自営業者を中心に自粛要請で収入減となり、生活への影響は大きく、保険料減額・減免は近年になく62件の法定軽減以外で申請されております。このことは、いかに保険料が高いかということを証明しているのではないのでしょうか。

この減免は国の制度としてコロナ禍にあって行われたもので、申請して初めて行われたもので、制度を知らない被保険者は申請されていません。経済的に大きなウエートを占める保険料を、国だけでなく町独自でも減免はやるべきことではないのでしょうか。

決算では、収支で6,147万8千円の黒字、また基金では7,844万4千円の残高があります。財政的には十分賄える金額であります。

傷病手当金制度も国制度として初めて行われましたが、コロナ禍という特別扱いとなって

おりますし、雇用主やフリーランスの人は対象から外されております。こういった人への対応も行うべきであります。

決算資料によりますと、入院・通院とも前年より減り、結果、療養給付費は3.7%、3,746万円も減ったことになっております。コロナ禍にあつて慢性疾患を患っている人の受診抑制が起き、季節性インフルエンザの発症が抑えられたのではないかと思われまゝ。結果においては数値的によい決算になったのではないのでしょうか。独自策をなかなか打ち出さない姿勢に残念でしかありません。再考を求めたいと思います。

以前から指摘していましたが0歳児から74歳まで保険料の負担を強いている均等割の賦課の見直しについては、知事会などの要請で図られようとしておりますが、早期の実施を期待し、討論といたします。

○議長（浅岡正広）

次に、賛成討論をお受けします。

高田議員。

○1番（高田伸也）

令和2年度国民健康保険特別会計に賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険の保険料は、基本的に過年度からの医療費の伸び率等を勘案して次年度の保険料率が決定されておりますが、令和2年度の医療費は低くなったにもかかわらず、令和3年度の保険料は下がっておりません。それは、大阪府としましては新型コロナによる影響、つまりは受診控えというところがございますけれども、一過的なものと考えて、医療費は今後も高くなることを予測し、標準保険料率を設定しているということになっております。

また、町は、広域化による激変緩和期間中でもあることから、保険料が急激に上がることがないように、前年度繰越金を財源としまして保険料負担の軽減を図ったり、現状、低所得者層に向けて負担軽減策が講じられているということもあります。

さらに、令和4年4月1日から、子育て支援の観点から子供に係る均等割の軽減が開始され、さらなる負担軽減支援策が講じられることになっております。

また、保険事業では、特定健康診査や生活習慣病重症化予防の事業など、新型コロナウイルスの影響により事業内容を変更するなど工夫しながら実施して、医療費の抑制にも努めていただいております。

今後も、できるだけ保険料の負担を軽減する努力や、住民の皆様が安心して医療を受ける

ことができるよう努めていただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は委員長報告どおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、日程第3 議案第14号 令和2年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

力武議員。

○5番（力武 清）

令和2年度河南町後期高齢者医療特別会計に対して反対の立場から討論させていただきます。

社会保障充実のため、この年、消費税が8%から10%に引き上げられました。自助を強調する菅首相及びその内閣は、まさに風前のともしびの中で退陣を余儀なくされている今、途中です。政治は弱者のため何をするかが問われているのに、社会保障を切り捨てて、その責任を果たすどころか個人の責任に転換する今のありさまは、まさに政治の劣化としか言いようがありません。その典型が、75歳以上の人たちを別建て制度にしたこの医療制度そのものであります。また、今年に至っては、傷口に塩をまぶすように病院窓口負担を2割にする制度に変えてしまいました。高齢者に冷たい政治の典型であります。

決算認定に付された決算書は、大阪府内広域で執行されている事業のうち河南町分の歳入歳出を記しています。369万3千円の収支であったことは理解できますが、被保険者2,619人に対する医療保険に関する責任を担っている大事な事業の決算書で、歳入歳出のみの記載で内容はほぼ分からないのが実情となっています。高齢者人口がまだまだ増えていく中で、こ

の制度の中でどうされ、どのようなことが明らかになったのか、総括や教訓を見だし、次の過程に進むべきと思いますが、評価しようにもできない下での認定は不可としか言いようがありません。

以上、討論といたします。

○議長（浅岡正広）

次に、賛成討論をお受けします。

松本議員。

○2番（松本四郎）

議案第14号 令和2年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度は、各都道府県の広域連合が運営する独立した制度であり、本町では大阪府後期高齢者医療広域連合が保険者となって運営されております。大阪府内の医療水準を見据えた保険料を定め、公平な給付が行われております。

一方、給付の基となる財源構成は、患者負担を除き、公費が約50%、それから現役世代、0歳から74歳の方の保険料による支援金が約40%、後期高齢者の保険料は約10%、この3つの構成で賄われております。

一方、保険料の面では、急激な上昇を抑制しつつ、医療費の増加抑制にも考慮した健康寿命を延伸できるような事業が実施されております。

後期高齢者のほとんどが年金生活者であること、疾病についても長期化する傾向があることなどを考慮すると、高齢者が安心して医療を受けられ、健康保持が図られている本制度は、高齢者の命と暮らしを支えていると言えます。引き続き、大阪府後期高齢者医療広域連合と連携し、健全な財政運営や事業運営が行われることを願いつつ、賛成討論といたします。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することと決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、日程第4 議案第15号 令和2年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

力武議員。

○5番（力武 清）

令和2年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対して反対の立場から討論させていただきます。

令和2年度の介護保険特別会計は、3年ごとに改定される第7期の最終年度の決算になりました。第7期の保険料は第5段階の標準額月額5,795円で、6期に比べて4.9%引き上げられた保険料で運営されてきました。決算収支は8,626万8千円で基金は4,722万6千円になっております。毎回の保険料負担が、1号被保険者だけでなく、40歳以上の2号被保険者にも大きくなっています。加えて、保険料負担だけでなく、利用する際は利用料が要介護3で平均約33万9千円、在宅でも21万1千円かかっております。

この制度が始まる時のうたい文句は、サービスの選択が広がり自由に選べますということからスタートしたのが20年前であります。結果、お金のあるなしで受けられるサービスの選択をせざるを得ない状況は何ら解決していません。制度の矛盾が解決しないまま受益者負担が重なっております。

高齢化が進んで介護を必要とする人がますます増える中で、福祉に格差を生むようなことがあってはなりません。国に対して改善を強く求めるものであります。

町独自の施策で行われている紙おむつの補助は、在宅のみに限られております。経済的負担は施設利用者の方が圧倒的に多くなっている状況を考慮し、施設利用者に対しても補助の拡充を求めるものであります。財源がないわけではないので、心尽くしの配慮を願って討論といたします。

○議長（浅岡正広）

次に、賛成討論をお受けします。

福田議員。

○9番（福田太郎）

議案第15号に賛成の立場で討論させていただきます。

令和2年度は第7期介護保険事業計画期間の最終年度でした。コロナによる保険料減免や低所得者への負担軽減も実施されました。歳出面では、高齢化の進行で給付費の伸びが見込まれる中、介護予防対策等として百歳体操のさらなる普及や新たな訪問型サービスC事業に取り組まれました。住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めるために、生活支援コーディネーターや認知症地域支援専門員の設置を通じて、緩和型サービス促進のための手引、記入例の作成、認知症個別訪問などを実施されました。そして第8期介護保険事業計画の取組が始まり、以前にも増して介護保険サービスの充実、適正化に取り組まれております。保険料の軽減、所得区分の細分化（第12～15段階）も実施されています。

コロナ禍で計画どおり進めることが難しい状況の中でも、今できることが何かを考え、健康づくりの推進に取り組まれています。外出を控えめにしなければならない状況で、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進委員なども孤立を防ぐために日々活躍してくれています。コロナ禍の状況にもよりますが、落ち着きが見え始めたときには介護予防対策などを進めていく施策がどんどん動き出すと考えられます。緩和型通所サービスの地域への周知・普及への取組や認知症カフェの検討など、さらなるサービスの充実にも取り組んでいただきたいと期待します。

地域包括支援センターが中心となって適切なサービスの提供体制を維持することが期待されるとともに、今後とも社会福祉協議会とともに連携し、地域の中での包括的な支援、サービスの提供体制の維持・構築を図りつつ、介護保険事業の円滑で健全な運営を期待いたしまして、賛成討論に代えさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は委員長報告どおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、日程第5 議案第16号 令和2年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告どおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、日程第6 議案第17号 令和2年度河南町水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、日程第7 議案第18号 令和2年度河南町下水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

力武議員。

○5番（力武 清）

令和2年度下水道会計決算認定に対して反対の立場から討論させていただきます。

人々の生活維持に最も不可欠な水道事業と下水道事業であります。昨年、水道事業は広域で行うことを決定し、本年4月から事業開始されました。下水道の事業報告書によりますと、年次計画で進められてきた大宝地区の汚水管の長寿命化計画はこの年完了とのことで、安心しております。お疲れさまでございました。

整備面積は、この年、0.41ha増えて累計387haとなったとのことですが、整備面積が増えても収益的収支では266万円の赤字となっております。多額の税金を投入し整備されている事業で経営的に赤字では、納税者に納得してもらえないのではないのでしょうか。せっかく整備しても、個々の家と事業所などが接続しなければ投資効果が無為になってしまいます。

その典型が、大口需要が見込まれる介護施設への未接続問題であります。この問題は、以前から地区区長や水利組合の役員から要望がある事案に対して真摯に実行されていないのは大問題であります。収支に与える影響を考慮し、早急な改善を求めるものであります。

もう一つ懸案事項として、大宝地区の雨水対策への取組が遅々として進んでいません。近年の豪雨災害が全国で発生している状況下を見ますと対岸の火ではありません。この問題も数年前から指摘し、地区から防災対策を訴える内容が出されております。一日も早く打開策を打たれることを要望し、討論いたします。

○議長（浅岡正広）

次に、賛成討論をお受けします。

大門議員。

○4番（大門晶子）

議案第18号 河南町下水道事業会計に賛成の立場から討論いたします。

本町の下水道事業は、平成6年の供用開始以来、衛生的・文化的な住民生活の確保、安全・安心な暮らしの実現を目標として整備を進めてきた結果、令和2年度の決算での人口普及率は93.9%、水洗化率95.1%となっています。

本町における下水道の面的整備は概ね完了となりましたので、年々、生活排水は適正に処理されるようになりました。また、約50年経過した約18kmの管路施設は、下水道長寿命化計画に基づき調査が行われ、平成27年から令和2年の6年間で不良箇所改築更新事業が完了いたしました。その結果、これまでに要した下水道事業の総事業費は97億円を超え、起債の現在高は約31億7千万円となり、元利償還金の償還のほとんどを一般会計からの繰入金で償還しているような状況であります。



下水道事業会計は、平成31年4月から地方公営企業法が適用され、その経営に要する経費は経営の収入をもって充てる独立採算性が原則となっています。人口減少等により普及率向上による使用料収入の増加は今後見込めないような状況下では、公営企業に求められる独立経営のために、下水道使用料の見直しなどの検討が必要になってくるというふうに思われます。

また、下水道事業の事務を継続的に安定して実施するために必要な広域化による事務の集約等を共同して検討することを目的として、南河内4市町村下水道事業広域化協議会も設置されたようでありますので、安定的な下水道事業の継続にさらにご努力いただきたいというふうに思います。

さて、先ほど力武議員の指摘もありましたように雨水対策であります。近年、全国的に頻発する豪雨災害の報道を受け、住民の安全・安心への関心が高まっています。大宝地区においては、局所的な豪雨に下水道の排水能力が対応できていないため、浸水被害が発生しているような状況であります。大宝1丁目、4丁目、5丁目については令和3年度、浸水被害の改善に向けて基本設計が行われたようでありますので、今後、実施設計もなされるのでありましようが、工事のコスト削減も含めて効率化を図りながら対策を講じていただかなければなりません。

河南町国土強靱化地域計画などにおいて、治水対策として河川整備、雨水整備、雨水貯留施設などのハード事業と、自助・共助の対策のソフト事業を効果的に組み合わせて浸水被害の軽減を図るための取組の計画も盛り込まれていることから、浸水被害の軽減に向け対策事業を推進していただき、安全・安心な暮らしの実現を図っていただきたいものであります。

次に、下水道の普及の向上についてのご指摘であります。整備済み地区の下水道未接続に対しましては、引き続き啓発や指導を行い水洗化の向上を図っていただくとともに、一般家庭においては、水洗化による負担が少しでも軽くなるよう助成制度などを設けていることから、このことも広く広報していただき、下水道事業に掲げた事業計画を着実に進めていただきたいと思っております。

人口減少の影響で水洗化人口も減少傾向にあることから、今後も施設の維持管理や工事に係るコスト削減による経営の効率化、経営基盤の強化に取り組んでいただくことを期待いたしまして、本案には賛成するものであります。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第8 議案第19号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第4号）から日程第10 議案第21号 令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの以上3件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上3件を一括議題とすることに決しました。

なお、討論、採決は1件ずつ行います。

それでは、予算特別委員会委員長から委員会の審査の経過及び結果について報告を求めます。

松本委員長。

○予算特別委員会委員長（松本四郎）（登壇）

予算特別委員会委員長、松本四郎です。

予算特別委員会委員長報告を申し上げます。

去る9月7日、令和3年河南町議会9月定例会議において予算特別委員会が設置され、当委員会に付託を受けました案件は、議案第19号から議案第21号までの3件の予算案件であります。

付託された3件の議案について、9月10日に委員会を開催し慎重に審査を行いましたので、その審査の結果をご報告申し上げます。

最初に、議案第19号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第4号）については、討論な

しで採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号 令和3年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、討論なしで採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号 令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、討論なしで採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、議案第19号から議案第21号までの3件の予算案件についての審査結果報告とさせていただきます。

なお、この際、委員長より理事者に対して申し上げておきますが、委員会中、委員からの指摘事項及び研究課題については、早急に検討等をされるよう強く申し伝えておきます。

また、議長を除く全議員が委員であり、十分にご審議願ったと思いますので、質疑応答については省略させていただきます。

記録は事務局に整理させておりますので、後日でもご覧いただければ結構かと思えます。

以上で予算特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（浅岡正広）

予算特別委員会松本委員長の審査報告が終わりました。慎重なる審査、お疲れさまでした。議長を除く全議員が委員として十分に審査をしていただきましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

松本委員長、議席に戻っていただいて結構です。

ただいまをもちまして予算特別委員会は解散されました。

それでは、日程第8 議案第19号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第4号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、採決を行います。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決することと決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

それでは、日程第9 議案第20号 令和3年度河南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決するものと決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、日程第10 議案第21号 令和3年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決するものと決しました。

お諮りします。

日程第11 意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書から日程第13 請願第1号 隣接する鉄筋加工作業所の騒音被害から平穏な日常生活を取り戻す請願書の取り下げについてまでの3件を会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、3件を本会議において全体審議することに決しました。



○議長（浅岡正広）

日程第11 意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高田議員。

○1番（高田伸也）（登壇）

意見書案第2号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書  
別紙意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年9月28日提出

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 河南町議会議員 | 高田伸也  |
| 賛成者 | 河南町議会議員 | 松本四郎  |
|     | 〃       | 河合英紀  |
|     | 〃       | 大門晶子  |
|     | 〃       | 力武清   |
|     | 〃       | 佐々木希絵 |
|     | 〃       | 廣谷武   |
|     | 〃       | 福田太郎  |
|     | 〃       | 中川博   |

内容につきましては、朗読をもって代えさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社

会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

#### 記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月 日

|          |         |
|----------|---------|
| 衆議院議長    | 大 島 理 森 |
| 参議院議長    | 山 東 昭 子 |
| 内閣総理大臣   | 菅 義 偉   |
| 財務大臣     | 麻 生 太 郎 |
| 総務大臣     | 武 田 良 太 |
| 経済産業大臣   | 梶 山 弘 志 |
| 内閣官房長官   | 加 藤 勝 信 |
| 経済再生担当大臣 | 西 村 康 稔 |

大阪府南河内郡河南町議会

以上となります。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

本案は議長を除く全議員が賛成ですので、この際、質疑、討論は省略し採決に入りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議がないようですので、高田議員、議席にお戻りください。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第12 決議案第1号 『大阪南部高速道路事業』に対する事業化の早期実現を求める要望決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大門議員。

○4番（大門晶子）（登壇）

9月定例会議資料、最終日資料の6ページをお開きください。

決議案第1号

大阪南部高速道路事業に対する事業化の早期実現を求める要望決議  
別紙の決議を会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年9月28日提出

提出者 河南町議会議員 大門 晶子

賛成者 河南町議会議員 高田 伸也

〃 〃 松本 四郎

〃 〃 河合 英紀

以上でございます。

決議案の説明については、事業化の早期実現を求める要望決議の案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

7ページをお開きください。

#### 『大阪南部高速道路事業』に対する事業化の早期実現を求める要望決議

わが町河南町は、大阪都心部や関西国際空港からも比較的近い距離にあり、地理的可能性を有する場所に位置しています。

また、大阪南部への高速道路整備事業計画は、大阪都心部や関西国際空港への接続性の向上が期待できることはもとより、阪奈・南阪奈・西名阪・京奈和などの各自動車専用道路と『大阪南部高速道路』を結ぶことで、奈良県や和歌山県を含む広域道路ネットワークが構築され、本町をはじめとする近隣市町村にとって、人の交流や物流などによる経済的な効果、そこから誘発される地域の活性化など、大いに期待できるところであります。

さらに、大阪南部や周辺地域に所在する世界文化遺産や日本遺産などの資源を活用した観光振興、広域道路ネットワークは防災・減災及び国土の強靱化にも、多大な効果をもたらすものと考えます。

大阪南部高速道路整備事業は、『町をつなぐ』『歴史をつなぐ』『軸としてつなぐ』をキーワードに、平時の大動脈・有事の道として一翼を担う、極めて重要な役割を果たすものでもあります。

つきましては、『大阪南部高速道路』が、本年6月及び7月に、大阪府及び国において『新広域道路交通計画』に位置付けられましたが、大阪南部地域にもたらす効果や役割を踏まえ、早期に事業化を進められますことを切に要望いたします。

以上、決議する。

令和3年9月 日

|        |           |
|--------|-----------|
| 衆議院議長  | 大 島 理 森 殿 |
| 参議院議長  | 山 東 昭 子 殿 |
| 内閣総理大臣 | 菅 義 偉 殿   |
| 総務大臣   | 武 田 良 太 殿 |



財務大臣                   麻 生 太 郎 殿  
国土交通大臣           赤 羽 一 嘉 殿  
内閣府特命担当大臣  
経済再生政策担当       西 村 康 稔 殿  
内閣府特命担当大臣  
国・地方行政改革担当 佐 田 玄一郎 殿  
大阪府知事               吉 村 洋 文 殿

大阪府南河内郡河南町議会

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

これより質疑を行います。

中川議員。

○10番（中川 博）

私も、亡くなられました武田前町長と当時の国土交通大臣に大阪南部高速道路の実現のための要望に行かせていただきましたので、思いは一緒でございます。だから私は、この事業の発案者は武田前町長だと思っております。

そのことを考えての質問でございますけれども、河南町議会でのせっきくの決議ですので、河南町域に道路を通してもらうとか河南町域に高速道路の出入口を建設してもらうなど、もう一步踏み込んでもよかったのではないかと思いますので、その見解をまずお聞きしたいと思えます。

そしてもう一点、今回は決議での議案でございますけれども、なぜ法的根拠のある意見書にされなかったのか。明確に衆議院議長等に提出先を明記されておりますけれども、少しの自治体の例外を除き、決議とはの説明の中では、意見書と同じように議員が発案して本会議にかかりますが、可決されてもどこかに提出することはありません、また、意見書と違って法的な根拠はありませんとあるように、基本的に議会の意思決定でどこかに提出するということではないのではないかと。なぜ意見書にされなかったのか、この2点をお聞きしたいと思えます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

1点目のご質問であります。今回、もちろん武田前町長が発案されてこれを提案してこられたということは私も十分存じ上げています。ですが、南部広域の高速道路につきましては、奈良県、和歌山県を含む大阪南部の15市町村と連携して、阪奈、南阪奈、西名阪、京奈和の各自動車道に接続する大阪南部高速道路の早期事業化の推進が望まれることから、河南町議会の総意をもって要望し、提案させていただきました。

また、大阪府南部高速道路事業化促進協議会のホームページにも掲載されていますが、令和3年7月14日に新広域道路交通ビジョン計画について大阪府版、近畿ブロック版が策定、公表されました。その中で大阪南部高速道路が高規格道路の調査中路線として位置づけられたことでもありますので、今回、それをもって早期実現というあれをもって提案させていただきました。

次に、なぜ決議なのかということにおいてなんですが、「議会実務ガイドブック」中島正郎さんという方が書かれている本の中に、決議に関しては、議会の意思の形成行為であって、その議会が内外ともに意思を表明することにあると。議会が意思決定すれば国政に関するものは提案できるというふうにあります。あくまでも議決機関という機関の意思決定である以上、決議案の提出要領は意見書案と全く同じであって、地方自治法第99条第2項に字句がないという違いぐらいは実はあるのでありますが、提出先のある決議事案という例もここには示されていまして、衆参両院議長に提出する例も多いということが書かれてありましたので、意見書ではなくて決議というふうに決めさせていただきました。

また、決議に関しては、議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的な効果を狙い、あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要であるなどの理由でなされる議決のことで、極めて広範な問題を取り上げることが可能となっています。また、意見書に関しては、機関委任事務に対する意見や当該団体の公益に関する事件に対する意見書の2種類があるということでありましたので、今回、広範な取扱いということで決議というふうにさせていただきました。

以上であります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○10番（中川 博）

一番初めに言いましたように、内容的には私も賛同するものでございますけれども、先ほ

ど言いましたように、お亡くなりになられた武田前町長の発案だと私は思いますので、そういう意味ではそこを強調していただいて、河南町から出たそういう計画だと、計画を要望したということで強調していただければとよかったのではないかと思います。

そして、決議と意見書の違いです。私は法的な99条の下での意見書を提出されたほうがよかったんじゃないかなと思うわけでございますけれども、内容的には今言いましたように問題ないと思いますので、賛成させてもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

力武議員。

○5番（力武 清）

決議の中身は賛同する立場からのあれなんです。ただ、武田前町長が提唱されたときに私は議論させていただいたんですけれども、まず、高速道路よりも生活道路優先の河南町の道路行政を優先すべきだという議論はこの場でもさせていただきました。そうした中で、国・府でいろんな形で今回こういう広域道路計画の中に盛り込まれたというのは喜ばしいことだというふうに思っております。

それはそれとして、ただ、ブレークスルーじゃないですけれども、コースが河南町をスルーする可能性があるんじゃないか。コースが決まっていない。例えば、羽曳野東インターチェンジ、太子インターチェンジ、河南町から10分のコースですわ。10分圏域です。そういう中で河南町域に高速道路、コースとしては南部高速ですけれども、河南町域に来るかどうかというコース取りがはっきりしない。これをやっぱり決議の中に入れるべきではないかというふうに、せっかく入れるんだったらね。河南町域を通らない可能性もあるというこの文面の中身ですよ。そういう懸念があります、一つ。それに対してどう思っておられるのか。

それともう一つは、生活道路との関係で、大阪府が昭和45年に都市計画道路を設定しております。しかし、残念ながら平成24年に柏原赤阪線、それと狭山河南線、これが突然に、都市計画道路が我々にもほとんど説明ない中で廃止が決定されて現在に至っております。ということは河南町の道路需要が、今、柏原駒ヶ谷千早赤阪線、南北道路、それと東西線がありますけれども、生活道路が本当に朝晩の渋滞を招くような状態の中で府道の整備が求められている中で、やっと山城バイパスが事業の再開にこぎ着けたということであります。それは喜ばしいことですが、主要幹線である柏原駒ヶ谷千早赤阪線の道路を見てもらった

ら分かるように、歩道がない、交差点の右折レーンがない、昨日の一般質問であったように子供たちの通学路の安全対策もままならない、そういう状況の下でこの問題とどう整合性を図っていくか、提案者に対してまずお聞きしたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

もちろん、今ご指摘ありました生活道路を整備していくということは大事な課題だというふうに私は思っています。ただ今回、これについては、15市町村が取り組んでいるこの早期実現が今やっぱり大きく動きがある中で、決議書を出してさらに加速していただきたいということの思いを込めてつくらせていただきました。

それからもう一点が、何でしたか。ごめんなさい。

○議長（浅岡正広）

生活道路。

○4番（大門晶子）

生活道路との整合性ですね。先ほどもお答えいたしました。生活道路との整合性というならば、もちろん、これを実現することと生活道路を実現することとはやっぱり同時進行で進めていかなくてはいけないというふうに思いますので、生活道路の優先について、またこういうふうな決議を河南町議会として出していただいて、それにつけても早期実現を図っていただくというふうな方法を取っていただければいいのかなというふうに考えています。

特に今回は大阪南部高速道路の事業化の実現ということに重きを置いて提出させていただきました。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

コースの問題なんですけれども、まだ未定のものなんです。やっぱり本議会で決議をするんだったら、河南町域にそのコースあるいはインターチェンジを持ってくるような決議にして、河南町のまちづくりを発展させるんだと、物流の拠点なりいろんな将来的なまちの発展につなげるような決議にすべきではないかなという立場から質問させてもらいますけれども、この決議では石川の西側に通る可能性だってあるわけですよ。どんなコース取りになるか分かりません。けども、やっぱり河南町議会が決議を上げるんだったら、上げるなりのコ

一のことも含めてすべきではないかなというふうに思うんですけども、そのあたりの提案者の考えはどうか。

(「暫時休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(浅岡正広)

暫時休憩。

休 憩(午前11時03分)

~~~~~

再 開(午前11時15分)

○議長(浅岡正広)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大門議員。

○4番(大門晶子)

この要望決議は、あくまでも令和3年7月14日に、新広域道路交通ビジョン計画について近畿ブロックで新たに大阪南部高速道路が高規格道路の調査中路線と位置づけられたことをもって、その後押しをするためにつくった決議書でありますので、生活道路に関しましてはまた詳細を議会で練っていただきまして、意見書等々で対応していただければというふうに考えています。

○議長(浅岡正広)

よろしいですか。

力武議員。

○5番(力武 清)

私がこの決議案に、趣旨は分かるんだけど、理解もしますけれども、質問させてもらった中身に答えてはらへんのは、この決議では河南町域にコース取り等の関係で経済的効果あるいは将来のまちづくりの関係でスルーされるのではないかという懸念があるわけですよ。それをこういった表現だけで済まされるものかと。今、提案者の大門議員が言われたように後押しするという意味もあるかも分かりませんが、河南町議会として決議する上では、少なくとも全会一致ができるような文面にすべきではないかと。一部の議員だけでこれが推進されるようなことがあってはならない。やっぱりこういう分についてはもう少し事前調整をして、文面も含めてやるべきではなかったかなということなんですよ。

別に中身がどうのこうのというより、やっぱり河南町の発展のためにいかに後押しするか

ということなんで、そのあたりの調整不足はあったのではないかなという思いはしています。そのあたり、この決議でいいものか、問題意識をもう一度確認したいと思います。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

この決議を提案すると決めたのが、議会運営委員会が開かれる前々日ぐらいだったというふうに思うんです。そのときに私は大阪南部高速道路のホームページやいろいろ見ながらこの決議案をつくったわけでありまして。確かに調整不足と言われれば調整不足であったんですが、この決議案を提出するに当たっていろいろ関係調書を調べていく中で、自分たちで精いっぱいのことをやってこれを提出させていただきました。確かにほかの会派の皆様方のご意見を聞かなかったということに関しましては私のミスリードであったというふうに思っていますが、今回、いろいろ国のほう、府のほうの動きも相まって早期にこれを提出したいという思いもありまして、皆様方にこの決議案をもってご意見賜って可決していただければというふうに考えていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

廣谷議員。

○7番（廣谷 武）

内容はともかく、そんな慌てることもなしに、これ差し替えて意見書にして、全員が賛成すると言うんやから意見書にしてやって、まず意見書。決議は、平和とかもともと法的根拠のあるものを決議する。決議して法的根拠が存在するから決議になっているんや。法的根拠のないものは意見書でやるというのが常やから、その辺この基本を、本議会ですので、これを国や関係省庁に出すんやったらもう一度差し替えて。こんなの時間もあることやし河南町議会やから、それでやったほうがもっといいものが出来上がる。

皆さん、この本議会で議員やからちゃんとして、言うように法的なこと存在するやつを決議。その決議した、法的にそれを守られて、その上になるから決議。意見書は法的根拠がないから意見書にするというのが、分かりやすく言うたらこうやから、是非、これは別に反対を誰もしていないんやから、大門議員がこうしていいことや、会派でそれをやって、それで本議会で意見を聞いて、いま一度差し替えたらどうですか。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

差し替えたらというふうなご意見もありますが、これは議会運営委員会で提起させていただきまして議会にかけていただき、ここでできれば賛成多数で可決していただき、また意見書に関しては、追って皆様方でご審議いただいて意見書を提出していただければいいかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

同一趣旨のものを決議を出して次に意見書というのも、ちょっとそれはあまりに非効率と違うかなと思うんです。皆さんが言っているように、基本的に決議や意見書というのは議会全員一致の原則というのも申合せ事項にも書いておまして、そしたら全員一致でやっているのに、何でその意思を……。ほんまに20分ぐらいあったらできることを何でそんなにかたくなに言うのかなという思いがあります。

このこと自体、私も別に反対するわけではないんですけれども、一つ懸念事項として、前町長がこの話を言い出したときに、一部、若年世代の住民さんから、もう既に道路というのがそのときでも全国で維持管理というのがすごく大変になってきていて、新たな道路建設というものが将来世代のツケになるという部分がある中で、これ自体がもしかしたら時代遅れじゃないかということもおっしゃる方もいらっしゃるんです。そのとき、何か高速道路のトンネルの天井が落下したとかいろいろ相次いでいた中で、そういう懸念事項ももちろんあって当然かなと思うんですけれども、そのあたりのことというのはどのように考えているのか。

いま一度、やっぱり20分ほど取って決議にする、そして河南町という言葉を入れるということも可能かと。この場で中身を変えたということは今までにも例があるので、それは全然そんなに難しいことじゃないと思うんですけれども、それをかたくなに拒むというのであれば、その理由は何なんでしょうか。2つ聞きます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

特にかたくなに拒んでいるということではなくて、この決議というのはうちの河南町だけ

で取り組んでいる事業でもなく、五條市や橋本市、葛城町などが参画して、構成団体15市町村が事業化促進ということをお願いしておられるわけでありまして、そのことを後押しするという意味で今回提出させていただくものであります。特に意見書にこだわってというよりも、私は決議のほうが重いというふうにいろいろな案件を見て考えましたので、決議という形を取らせていただきました。

○議長（浅岡正広）

道路の必要性はありますかという問いやっただと思います。

○4番（大門晶子）

これでご可決いただけないという場合においては却下するということになると思うんですけども、一応、議会運営委員会でもこれを議案としてこの形で出すということで提案させていただきましたので、この形でできればご可決いただければいいかなというふうに考えています。

○議長（浅岡正広）

大門議員、すみません。先ほどの佐々木議員の質問の中で道路の必要性を問われたと思いますので、その部分だけちょっとお答えできますか。

○4番（大門晶子）

この道路の必要性のことですよね。

○議長（浅岡正広）

はい。

○4番（大門晶子）

この道路の必要性は、提案理由の説明にもありましたように、やっぱりこの道路をつなぐことで防災の観点から、もしくは観光振興とか減災、国土強靱化に効果をもたらすというふうに考えていますので、この案を出させていただきました。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

必要性ということなんですけれども、必要性というか、維持管理の面での将来負担のことをどう考えているのかということを知りたいということです。というのと、やっぱり意見書にそんなにこだわらない、決議のほうが重いというのであれば、別にこだわらないんやったら意見書に変えたらどうでしょう。河南町という部分が、事前調整が不十分だったので今こ



で時間がかかるのはしょうがないとして、河南町という部分を入れるので嫌というのであれば、それをどうするのかというのも、別に通年議会ですので、今ここでゴリ押しして5分ほど決めてしまうというよりは、皆さんが納得して、より重たい、中身の充実したものにす  
るというのも一つ手じゃないかなと思います。というところですね、2つ。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○4番（大門晶子）

道路の維持管理費のことのご質問かというふうに思っているんですが、もちろん道路とい  
うのを造るということには多くの税が使われていくわけでありまして。これは、将来にわたっ  
て長く使い続ける社会資本の整備費用については、当該住民だけで負担するのではなくて、  
社会資本の便益を受ける将来の人々にも負担していただくことで、世代間の公平を図るとい  
うふうな考え方によるものだというふうに私は理解しています。

また、将来の社会の価値であるものを実感できるものでなければそれを負担すべきではな  
いというふうには思っているんですが、整備された道路であれば、それを長い間使い続ける  
ことで、当然将来もその便益を実感できるというふうに考えています。

もう一つの点においては、話は平行線になるのですが、今回、この決議でもし皆さん方が  
ご可決いただけるのであれば、これを早期に関係機関に出していきたいというふうに考えて  
います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

平行線になるんですけれども、内容は全然誰も反対していないんですよ。決議というも  
のは一般的に、私も意見書と決議を出して使い分けをするんですけれども、例えば先ほど廣  
谷議員がおっしゃったように平和に関すること、平和を河南町議会は求めていきますとか、  
例えばごみゼロにしていましょ、河南町議会は気候温暖化に断固として対策していきま  
すという、先ほど大門議員もおっしゃっていたけれども、河南町議会としての町内外への意  
思表明というところの要素が大きいのかなと。だからこそ広範な事柄を扱うと思うんです。

こういう国に要望する、何かを求めるところは意見書のほうがより合っているんじ  
ゃないかなというのが、今言っている皆さんの意見だと思います。というだけです。なので、

通年議会で、別に今から議運をやってあしたにしてもいいし、昼からしてもいいし、全然方法はあるんですね。それでもそれをやられないというのは、別に5人名前を書いてあるからどうせ通るやろうというところかもしれないですけども、ちょっと乱暴じゃないかなと思うよということを申し上げて、別に答えはもう平行線なので要らないです。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、大門議員、自席にお戻りください。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第13 請願第1号 隣接する鉄筋加工作業所の騒音被害から平穏な日常生活を取り戻す請願書の取り下げについてを議題とします。

紹介議員である力武議員に説明を求めます前に、この請願は6月定例会議において総務建設常任委員会に付託をした案件であります。その後、松本委員長、福田副委員長の下、委員の皆様にご慎重に審査を願ったものです。審査の経過につきましては、今、事務局に整理をお願いしていますので、後日にでもご覧いただければと思います。

それでは、力武議員に説明を求めます。

力武議員。

○5番（力武 清）

力武議員。

○5番（力武 清）（登壇）

それでは、議長の申出によって、請願の取下げについて提案させていただきます。

2021年9月22日付で、河南町議会議長浅岡正広様宛てに取下げの申出がありました。請願者、福田義夫氏、福田みさよ氏両名からの請願でありました。河南町大字白木1181番地の4。

請願書取下げ申出書

2021年5月17日提出した請願書は、次の理由により取り下げたいので申し出ます。

記

請願件名 隣接する鉄筋加工作業所の騒音被害から平穏な日常生活を取り戻す請願書

理 由

河南町議会におきましては、私どもの請願に対し、慎重なる審査を頂いておりますこと、深く感謝申し上げます。

私ども、請願書を提出したのち、色々と思慮しました結果、この度、請願書の取下げを申し出るものであります。よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

説明が終わりました。

質疑、討論は省略し、採決に入りたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。

力武議員、それでは議席にお戻りください。

これより採決を行います。

請願第1号の取下げについて、許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、請願第1号の取下げについては許可することに決しました。

ここで暫時休憩します。

休 憩（午前11時33分）

~~~~~  
再 開（午後 1時00分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで副議長と交代しますので、暫時休憩とさせていただきます。

休 憩（午後1時00分）

~~~~~  
再 開（午後1時01分）

〔大門副議長 浅岡議長に代わり議長席に着く〕

○副議長（大門晶子）

では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま浅岡議長から議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○副議長（大門晶子）

ご異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~  
○副議長（大門晶子）

追加日程第1 議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、浅岡議長の除斥を求めます。浅岡議長、よろしくお願  
いいたします。

〔浅岡議長 除斥〕

○副議長（大門晶子）

それでは、事務局より辞職願を朗読させます。

木矢事務局長。

○議会事務局長（木矢年謙）

それでは、辞職願を朗読させていただきます。

令和3年9月28日

河南町議会副議長 大門晶子様

河南町議会議長 浅岡正広

辞 職 願

今般、一身上の都合により河南町議会の議長の職を辞したいので、許可くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（大門晶子）

お諮りいたします。

浅岡議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○副議長（大門晶子）

ご異議なしと認めます。よって、浅岡議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、浅岡議員の除斥を解きます。

〔浅岡議員 復席〕

○副議長（大門晶子）

ただいま議長の辞職が許可されましたことを浅岡議員にお伝えいたします。

それでは、議長退任のご挨拶をお受けいたします。

浅岡議員。

○8番（浅岡正広）（登壇）

改めまして、皆さんこんにちは。

議長の退任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

この1年間、大門副議長はじめ議員の皆様のご協力のおかげで、もとより微力な私ではありますが、議長の重責を務めさせていただけたこと、また、森田町長をはじめ理事者の皆様にご理解をいただきながら議会運営を円滑に進められたことを重ねて御礼申し上げます。

ご承知のとおり、この1年は新型コロナウイルス感染症対策にかなりの労力が必要となったことは拭い切れないところです。一方、空席となっておりました城田副町長のご就任は、私たちにとりましても大変力強いものとなりました。

また、議場におられる議員さん誰もが経験したことのない10人体制での議会、まだまだ改

革の余地を残すところではありますが、次期に申し送りをし、今後も本町住民の期待に応えられる議会であることを願い、私の議長退任の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

(拍手)

○副議長（大門晶子）

浅岡議員には、これまで議会運営にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。大変ご苦労さまでございました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○副議長（大門晶子）

ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

~~~~~

○副議長（大門晶子）

追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」の声起こる〕

○副議長（大門晶子）

ご異議がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（大門晶子）

ただいまの出席議員数は10人であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（大門晶子）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大門晶子）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（大門晶子）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、1番 高田議員から議席の順に投票をお願いいたします。

なお、私、副議長も選挙権を有しておりますので、本席から最後に投票することにいたします。

では、順に投票をお願いいたします。

〔議席順に従い投票〕

○副議長（大門晶子）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大門晶子）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

では、開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番 中川議員、1番 高田議員を指名いたします。

両議員の立会いをお願いいたします。

〔立会人立会いの下に開票〕

○副議長（大門晶子）

では、選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票9票、無効投票1票であります。有効投票中、浅岡議員が6票、佐々木議員が3票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、浅岡議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

~~~~~

○副議長（大門晶子）

ただいま議長に当選されました浅岡議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、議長就任の挨拶をお願いいたします。

○議長（浅岡正広）（登壇）

改めまして、議長就任に当たり一言ご挨拶申し上げます。

ただいま多くの議員のご推挙を賜り、第68代河南町議会議長の要職に就かせていただきました浅岡正広です。

私にとりまして、再任は身に余る光栄であり、また、改めて責務の重さを痛感しております。この上は、皆様方のご期待に沿えるよう、議員各位はもとより森田町長をはじめ理事者の方々のご協力の下、議会運営がより円滑に行えるよう力を注いでいきたいと考えます。引き続き、皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

（拍手）

○副議長（大門晶子）

大役よろしくお願い申し上げます。

それでは、議長を交代いたします。浅岡議長、議長席へお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

休 憩（午後1時18分）

~~~~~

再 開（午後1時19分）

〔浅岡議長、大門副議長に代わり議長席に着く〕

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開します。



ただいま大門副議長から副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

ご異議なしと認めます。よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

追加日程第3 副議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、大門議員の除斥を求めます。

〔大門議員 除斥〕

○議長（浅岡正広）

それでは、事務局より辞職願を朗読していただきます。

木矢事務局長。

○議会事務局長（木矢年謙）

命によりまして朗読させていただきます。

辞 職 願

令和3年9月28日

河南町議会議長 浅岡正広様

河南町議会副議長 大門晶子

今般、一身上の都合により河南町議会の副議長の職を辞したいので、許可くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

大門議員の副議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、大門議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、大門議員の除斥を解きます。

〔大門議員 復席〕

○議長（浅岡正広）

ただいま副議長の辞職が許可されましたことを大門議員にお伝えします。

それでは、副議長退任の挨拶をお受けします。

大門議員。

○4番（大門晶子）（登壇）

副議長退任に当たりまして、一言御礼の言葉を申し上げます。

一昨年9月定例会議で多くの議員の皆様方のご推挙を賜り、歴史と伝統ある河南町議会の副議長の要職に就かせていただきました。

この1年を振り返りますと、緊張感とともに充実した毎日でありました。町長、副町長、そして各部長をはじめ職員の皆様方、そして議員の皆様方のご協力をいただき、務め上げることができたというふうに思っています。改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

今後は、一議員として町民の皆様方のご期待に応えられるように、この貴重な経験を生かして本町のために誠心誠意取り組んでまいります。引き続き、皆様方のご指導をくださいますようお願い申し上げます。退任のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

（拍手）

○議長（浅岡正広）

大門議員におかれましては、これまで議会運営にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

大役、大変お疲れさまでございました。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議あり」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議がありますので、選挙の方法は投票によることにします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（浅岡正広）

ただいまの出席議員は10名です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（浅岡正広）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（浅岡正広）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、

1番 高田議員から議席の順に投票をお願いします。

なお、議長も選挙権を有しておりますので、本席から最後に投票することとします。

それでは、1番からよろしく願いいたします。

[議席順に従い投票]

○議長（浅岡正広）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番 中川議員、1番 高田議員を指名します。

両議員の立会いをお願いします。

[立会人立会いの下に開票]

○議長（浅岡正広）

選挙の結果を報告します。

投票総数10票。これは、先ほどの出席議員に符合しております。そのうち、有効投票10票、無効投票0票。有効投票中、廣谷議員8票、佐々木議員1票、福田議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、廣谷議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

~~~~~

○議長（浅岡正広）

ただいま副議長に当選されました廣谷議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、副議長就任の挨拶をお願いします。

○副議長（廣谷 武）（登壇）

どうも、副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

浅学菲才の私ですけれども、議長を助け、そしてまた住民目線で議会を運営するように邁進したいと思います。

また、議員各位におかれましてはご指導、ご鞭撻のほうをよろしくお願い申し上げます、

副議長就任の挨拶に代えさせていただきます。本日はありがとうございました。

(拍手)

○議長（浅岡正広）

廣谷副議長におかれましては、大役よろしくお願ひいたします。

ここで暫時休憩とします。

休 憩（午後 1 時 3 4 分）

~~~~~

再 開（午後 1 時 4 2 分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど廣谷議員が副議長に就任されましたので、議会運営委員会の副委員長の交代が委員長から届いておりますので、報告します。

次期副委員長に佐々木議員、よろしくお願ひいたします。

ただいま町長から、議案第22号 議会選出監査委員の選任の同意を求める議案が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

タブレットに議案は送信されています。

提案理由の説明を求める前に、高田議員の除斥を求めます。

〔高田議員 除斥〕

○議長（浅岡正広）

それでは、追加日程第 5 議案第22号 議会選出監査委員の選任についての提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号

議会選出監査委員の選任について

下記の者を議会選出監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年9月28日提出

河南町長 森 田 昌 吾

記

住 所 大阪府南河内郡河南町大宝3丁目14番20号

氏 名 高田伸也

生年月日 昭和32年4月5日

でございます。

提案理由の説明でございますが、河合英紀議員の監査委員の辞任に伴いまして、新しい監査委員の選任について提案させていただくものでございます。

議員でありますことから既に公人としての立場をお持ちでございますので、経歴を簡単にご紹介申し上げます。

高田伸也議員は、現在1期目をお務めでございます。主な役職といたしましては、令和2年10月14日から福祉文教常任委員会委員長、広報特別委員会副委員長を務められております。

どうぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この際、人事案件ですので、質疑、討論を終結したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

ここで、高田議員の除斥を解きます。

[高田議員 復席]

○議長（浅岡正広）

高田議員に申し上げます。ただいま議会選出監査委員の選任について同意されましたので、お伝えいたします。

大役よろしく願いいたします。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上で、本定例会に付された諸議案は全て議了しました。

ここで、町長より、本定例会議の閉会に際し挨拶の申出がありましたので、これをお受けします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

令和3年河南町議会9月定例会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本定例会議におきましてご提案をさせていただきました案件に対し、慎重審議の上、ご可決、ご同意を賜り、ありがとうございます。議員の皆様方からいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえまして、これからの町政運営に努めてまいり所存でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、大阪府など10都道府県に発表されております緊急事態宣言でございますが、今月30日に期限を迎えます。政府では解除する方針で検討されているところでございます。宣言解除後は、国は日常生活に係る行動制限を段階的に緩和する対応であることから、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の対応を注視しながら本町においても対応してまいりたいと存じます。

最後になりましたが、議員の皆様におかれましては時節柄お体に十分ご留意いただき、ご活躍されんことをお祈り申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

本定例会の会期中、字句等の修正がありましたら、議長において修正させていただきたい

と思いますので、よろしくご了解願います。

去る9月7日から22日間にわたり慎重なご審議をいただきましてありがとうございました。理事者には、議員各位からの要望、進言の趣旨を十分に心し、慎重を期し、適正かつ効率的に運営していただくことをお願い申し上げます。

お諮りします。

明日から次の定例日の前日までを休会にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、明日から次の定例日の前日までを休会にすることに決しました。

これで、本日の会議を閉じます。

それでは、これをもちまして令和3年河南町議会9月定例会議を閉じまして、散会とします。本日は長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

午後1時50分閉議

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

河南町議会前議長

河南町議会前副議長

署名議員（10番）

署名議員（1番）